

B-0062

0205

極秘

三國條約ト日ソ中立條約トノ關係

「獨ソ」不可侵條約、三國條約及日ソ中立條約ハ何レモ日獨ソ間ノ親善關係ノ根本的即提トシテ締結セラレタルモノナルヲ以テ獨ソ開戦ニ依リ即提カ破壞セフレタル以上此ノ戰爭ニ關スル限り三國條約及日ソ中立條約ハ適用無シトノ論モ立テ得可キモ(一)些カ精神的解釋ニ過キ條約文少クトモ日ソ中立條約ノ條文ノ解釋トシテハ無理アリ(二)日獨ソノ親善關係ナル前提ノ破壞ニ依リ獨ソ不可侵、三國條約、日ソ中立ノ條約體系カ全然無効トナレリト云フナラハ未ダシモ今戰爭ニ限り適用無シト云フ如キハ矛盾ナリ

ニ種當ナル解釋トシテハ

外務省

(日本標準規格B5)

(1) 三國條約及中立條約共立立的ニ有效ニ存在ス

(2) 獨ソ對ソ攻撃ニ依リ日本ハ中立條約第二條ニ依リ中立ヲ守ル義務アリ向中立條約第一條及聲明書ノ義務ハ勿論存ス

(3) 獨ソ開戦ニ於テ攻撃者ハ明ニ獨逸ナルヲ以テ三國條約第三條ヲ發動スル義務無ク殊ニ三國條約ハソノ關係ヲ除外スル趣旨(第五條及秘密交換公文ニテ日ソノ友好關係ヲ據定シ居リタルニト)ナリニ於テ尙然リ

三條約論ハ右ノ通りナルモ政治的ニハ日本ノ立場ハ道ニシテ時並ニハ中立條約ヲ破棄シ三國條約ノ精神ニ沿ハントスルモノナル處中立條約ヲ破棄シテ對ソ武力行使ヲ見ル場合ニハ極東ニ於ケル第三國ノ策動防止、我居留民保護、ソ側ノ國境侵犯等如何様

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0206

ニモ理由ヲ付シ得可ク三國條約ノ義務履行ハ條文ノ如何ニ不拘其ノ精神ヲ尊重スルモノトシテ當然ノ事タルヘシ

四「ソ」個ニ對シテハ松岡大臣ヨリ中立條約ハ三國同盟ト抵觸セザル限り有效ナリトノ説明ヲ與ヘ居ラルルモ今後ノ説明ハ右ト矛盾セサル様且對「ソ」外交交渉ニ有利ニ利用シ得ル様之ヲ行フ必要アリ即左ノ趣旨ニ依ルコト可然

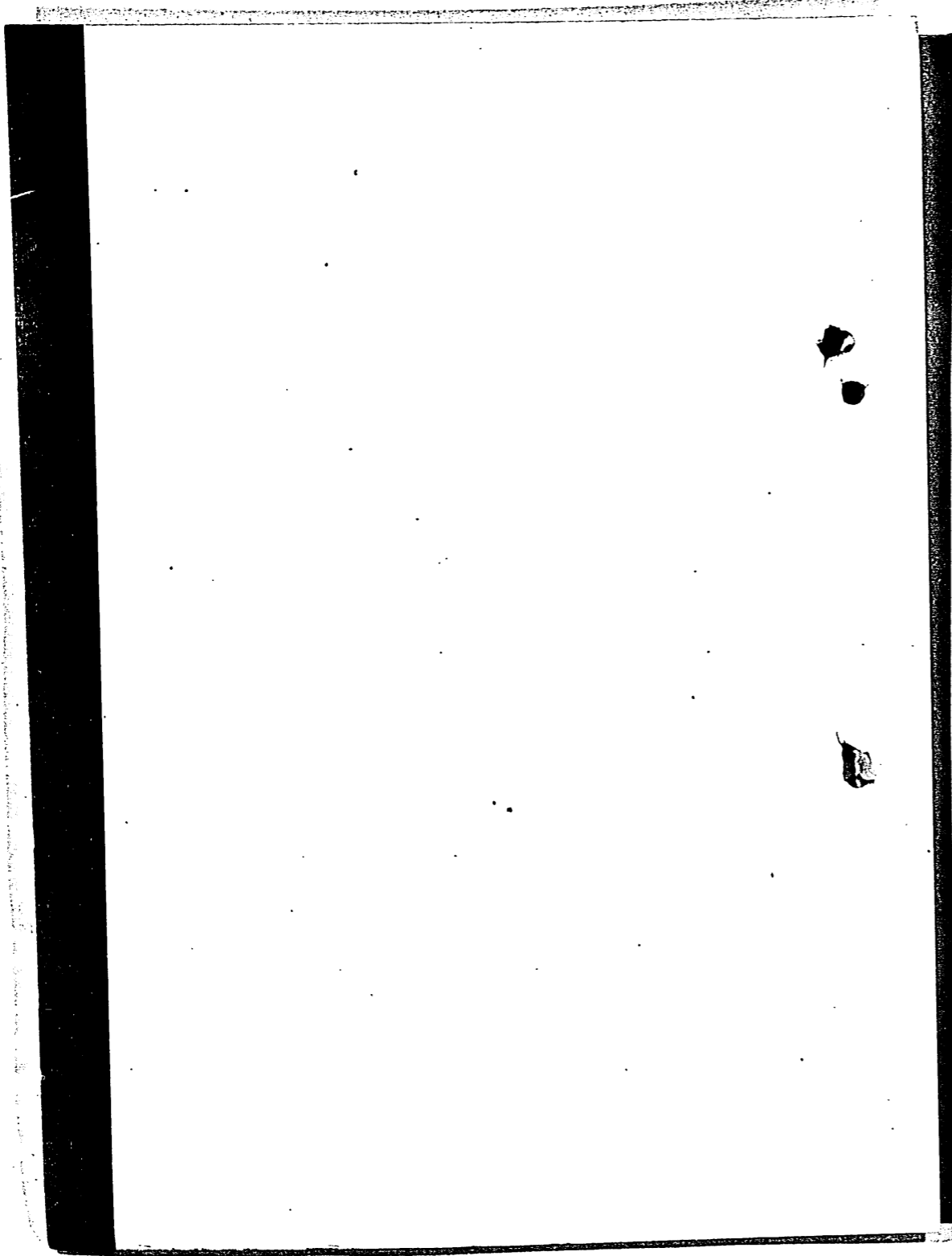
「中立條約第二條カ獨「ソ」戰ニ適用アリヤ否ヤノ問題ニ付テハ松岡前大臣ヨリ説明セラレタル處アルモ八益條約論ハ兎モ角トシ日本ノ此ノ際ノ態度如何ノオ尋ネオラハ本大臣ハ日本ハ中立條約ノ精神ニ依リ中立ヲ守ルモノナルコトヲ宣明ス（或ハ本大臣ハ日本ハ中立條約ノ義務ヲ守ルモノナルコトヲ宣明ス）

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0207



B-0062

0208

わ

三國條約ト日ソ中條約トノ關係

一、日独伊三國條約(一) 吾等新秩序建設ニ對スル

三國ノ緊密ナル協力ト(二) 吾等各國ノ利益ノ衝突ヲ免ル

目的トスト同好ニシテ、解決ヲ大政業ニ同好ニシテ、

日ソ間友好關係ノ樹立ニ獨力ニ努力シ、

トモニ付、明瞭ニ了スル所アリ、從テ同條約ヲ主條トシ

左ノ前提トシ、三國條約カソノ解決ニ向テシテ、

外ニシテ、日ソ中三國ノ利益ニ對シテ、

二、他方、三國條約締結時、獨ソ間ニ不便異條約

存在シタルハ、ソノ内ニ、斯ニ取テ、他ヲ獨ソ間ニ

關係ニ、日ソハ、他方ヲ接即スル片知、而テ、

ト解ニ付、ラレザルハ、非ズ。從テ、ソノ中ニ條約ニ、

ソ補ヒ、ケルニ、トモ、テ、一、此、長、ク、テ、

三國條約ニ、強弱、是、ニ、非、ズ。

三、日ソ中三國ノ利益ハ、獨力ニ解決スルハ、

後、ソノ中ニ、日ソハ、三國條約ニ、

又、日ソ中三國ノ利益ヲ、

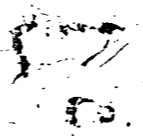
外務省

B-0062

0209

一、~~海軍~~ 海軍の運用に力を入れ、海軍の近代化を進め、海軍の整備に力を入れる。
 二、財政の整理、各種の税制の改正、歳入の増進に力を入れる。
 三、地方自治の促進、地方の行政の刷新に力を入れる。
 四、教育の普及、国民教育の充実、職業教育の振興に力を入れる。
 五、交通の発達、道路の整備、港湾の建設に力を入れる。
 六、衛生の向上、疫病の予防、公衆衛生の増進に力を入れる。
 七、社会福祉の充実、貧民救済、失業救済に力を入れる。
 八、国防の増強、陸軍の近代化、空軍の整備に力を入れる。
 九、外交の刷新、国際協調の推進、国際連盟への参加に力を入れる。
 十、国民精神の鼓舞、愛国心、忠誠心の醸成に力を入れる。

外務省



外務省

(イ) 日本外交の基調として、平等・自主・親善の三原則を堅持し、国際協調の推進に力を入れる。
 (ロ) 若し外交に、一、経済提携の促進、二、文化の交流、三、教育の普及に力を入れる。
 (ハ) 地方自治の促進、地方の行政の刷新に力を入れる。
 (ニ) 財政の整理、各種の税制の改正、歳入の増進に力を入れる。
 (ホ) 教育の普及、国民教育の充実、職業教育の振興に力を入れる。
 (ヘ) 交通の発達、道路の整備、港湾の建設に力を入れる。
 (ニ) 衛生の向上、疫病の予防、公衆衛生の増進に力を入れる。
 (ヘ) 社会福祉の充実、貧民救済、失業救済に力を入れる。
 (ニ) 国防の増強、陸軍の近代化、空軍の整備に力を入れる。
 (ニ) 国民精神の鼓舞、愛国心、忠誠心の醸成に力を入れる。

外務省

B-0062

02:10

外務省

(二) 又赤記一及三
 一 鮮ニ能クシテ
 三 同條の中を能く
 事態たる以テ同條中
 ナルニテノ補を在
 同外に其相
 知たる始分
 〇

B-0062

0211

B-0062

02:12

戦史
日独伊三国争の
前蘇の資料
館中
立
入
約
系



B-0062

0213

第 乙

- 「日獨伊三國條約及日蘇中立條約」
- (一) 日獨伊三國條約第三條ノ解釋ニ關スル件 (十六六 十一條約「二」)
- (二) 三國條約ニ因ル蘇聯變遷論 (十六六 二十一條本署記者)
- (三) 日「ソ」中立條約 (十六六 立 博士稿)
- (四) 日本國獨逸國及伊太利國間ノ三國條約ニ付テ (十六六 十五立 博士稿)
- ニ獨蘇不侵略條約・三國條約・日蘇中立條約ノ相互關係
- (五) 前ニ結ハレタ甲乙兩國間ノ條約ト後ニ結ハレタ甲丙兩國又ハ甲丙丁三國間ノ條約(例ヘハ日蘇中立條約ト日獨伊三國同盟條約トノ間ニ實質上ノ抵觸ヲ存スル場合ニ關スル法理上ノ疑問 (十六六 二十九立 博士稿)
- (六) 日獨伊三國條約・日蘇中立條約ト日米日蘇關係ニ關スル件 (十六六 一〇條 二)

(日本標準規格B5)

外務省

- (七) 三國條約ト獨伊友好同盟條約トノ比較 (十六六 二十六條 二)
- (八) 獨蘇開戰ニ伴フ三國條約ト中立條約トノ關係ニ付テノ考察 (十六六 二十九條 二條長)
- (九) 三國條約ト日「ソ」中立條約トノ關係 (十六六 二十九條約局長)
- (十) 三國條約ト中立條約トノ關係ニ關スル考察 (十六六 二十五條 二條長)
- (十一) 松岡大臣「スマタニン」「ソ」聯大使會談要旨 (十六六 十二)
- ニ獨蘇ノ採レル措置ニ對スル國際法上ノ見解
- (十二) 米國ノ商船武裝ニ關スル件 (十六六 十一條 二)
- (十三) 昭和十六年九月十一日米大統領演說ニ關スル件 (十六六 十三條 二)

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

02:14

- (由) 米在郷軍人會ニ於ケル「ノックス」長官演説(昭和十六年九月十四日)ニ關スル件 (十六年 十月 二)
- (由) 「グリープ」號事件ト三國條約第三條ニ關スル件 (十六年 八月 二)
- (由) 三國條約ト第三國ノ自衛權ニ基ク強力行使 (十六年 十二月 博士稿)
- (由) 三國條約ト第三條ト自衛權(未定稿) (十六年 一月 二)
- (由) 米艦ノ哨戒 (patrol) ニ關スル件 (十六年 六月 齋藤顧問及松本局長立博士ノ意見ヲ數シ作成) (十六年 八月 日)
- (由) 獨米五度ノ海上ノ對峙 (十六年 八月 日)
- (由) 「リーダー」提督ト同盟記者トノ會見ニ關スル件 (十六年 十一月 二)
- (由) 米艦ノ軍艦護送 (convoy) 及哨戒 (patrol) ニ關スル件 (十六年 十一月 二)

外務省

(日本標準規格B5)

- (由) 昭和十六年五月二十七日大臣及係官間米艦ノ哨戒及護送ニ關スル質疑應答ニ關スル件 (十六年 十一月 二)
- 米艦ノ哨戒・護送具他ニ關スル質疑應答 (十六年 十一月)
- (由) 海洋ノ自由ト哨戒及護送 (十六年 六月 博士稿)
- (由) 哨戒及護送ニ付テ (十六年 二月 博士稿)
- (由) 米艦中立法ニ關スル件 (十六年 十一月 二)
- (由) 安全水域ニ關スル「パナマ」宣言(十六年 十一月 二)
- (由) 米艦ノ國際法違反ト不戰條約 (十六年 立 博士稿)
- (由) 米艦カ他艦ノ内政ニ干渉シタル例(十六年 八月 約 局)

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

02:15



6-2

昭和十六年三月十一日

日獨伊三國條約第三條ノ解釋ニ關スル件

條約局 第一課
第二課

外務省

本條約ハ(一)三締約國中一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居
 ラザル一國ニ依テ(二)攻撃セラレタルトキハ(三)他ノ二國ハ有ユル政治
 的經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキコトヲ約定ス

(一)「現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國」ノ意味
 「現ニ」トハ本條約署名當時ヲ意味ス(本條約ハ署名ト同時ニ實
 施セラル)

「歐洲戰爭又ハ日支紛争」ニ參入シ居ラザル「一國」トハ歐洲戰
 争又ハ日支紛争ノ何レニモ參入シ居ラザル一國ヲ意味ス從テ日支
 紛争ニ參入シ居ラザルモ歐洲戰爭ニ參入シ居ル一國及歐洲戰爭ニ
 參入シ居ラザルモ日支紛争ニ參入シ居ル一國ハ本條ニ云フ「一國」
 ニ非ズ

「參入シ居ラザル」國家トハ歐洲戰爭ニ於テハ獨逸國或ハ伊太利
 國ニ對シテ未ダ戰爭狀態ニ在ラザル國家ヲ意味ス從テ右兩國ニ對
 シ單ニ國交斷絶ヲ爲シ居ル國家ハ未ダ歐洲戰爭ニ參入シ居ラザル

外務省

B-0062

02:16

國家ナリトス而シテ日支紛争ニ於テハ日本國ニ對シテ現ニ日支間
ニ存在シ居ルガ如キ事實上ノ戰爭狀態ニ在ラザル國家ヲ意味ス
日支間ノ狀態ハ國際法上ノ戰爭狀態ニハ非ザルモ事實上ノ戰爭狀
態トシテ一部交戦法規ノ適用ヲ見フツアリ

現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國タル聯邦ト本
條約締結國トノ關係ニ付テハ獨逸不侵略條約ノ存在故ニ本條約第
五條ノ規定ニ係リ以下特ニ若干ノ考察ヲ加フルコトトス
本條約第五條ハ本條約ノ條項ヲ締結國ノ各ト「ソ」聯トノ間ニ現
存スル歐戰的状態ニ何等ノ影響ヲモ及ボサザルモノナルコトヲ締
結國ノ各ニ依リ確認セラレタル旨ヲ規定シ居ル處本條約ノ第五條
ノ何レヲモ目標トシ居ラザルコトハ本條約ノ精神故ニ全盤ノ構成
ヨリ明瞭ナルベキヲ獨逸不侵略條約第四條ニ於テ獨逸聯邦締結國ノ
何レノ一方モ直接又ハ間接ニ他方ノ締結國ヲ歐戰目標トスル如何

外務省

ナル國家群ニモ參加セザルコトヲ規定シ居ル關係上本五國條約ガ
右獨逸不侵略條約第四條ニ所謂「ソ」聯ヲ歐戰目標トスル國家群
ヲ形成スルモノナリトノ解釋ヲ遂起セシメザル爲メ特ニ獨逸國ノ要
求ヲ容レテ本條約第五條ヲ挿入シ本條約特ニ第三條ガ「ソ」聯ト
各締結國トノ間ノ現狀ヲ改訂セントスルモノニ非ザルコトヲ明白
ナラシメタリ
加之前記獨逸不侵略條約ハ其ノ第二條ニ於テ締結國ノ一方第五國
側ノ武力的行爲ノ目標トナリタル場合ハ他方ノ締結國ハ如何ナル
形式ニ於テモ右第三國ヲ支持セザルコトヲ約定ス而シテ帝國ガ「
ソ」聯邦ヲ積極的ニ攻撃セル場合ニ於テハ三國條約第三條ハ積極
セズ前記獨逸「ソ」不侵略條約ノ發動ヲ見ルモノトス反之「ソ」聯
邦ガ帝國ヲ其ノ武力的行爲ノ目標トセル場合本三國條約ト獨逸不
侵略條約トノ關係ニ付接スルニ三國條約第五條ハ前記ノ如ク本條

外務省

B-0062

02:10

的締結國が本條約ヲ以テ締結國ノ各ト「ソ」聯トノ眞實政治關係
 ヲ改竊セント意圖セルモノニ非ザレトシテ、締結國タルモノニシテ
 「ソ」聯ヨリ三國條約締結國ノ一ヲ攻撃シ來リ「ソ」聯自ラ三國
 條約締結國トノ現在政治關係ヲ破壞シ來ル場合ヲ豫見スルモノニ
 非ズ又關係不侵條約第二條ハ「ソ」聯ガ第三國ニ依リ攻撃セラ
 レタル場合ヲ規定スルモノニシテ「ソ」聯ガ第三國ヲ攻撃シタル
 場合ヲ規定スルモノニ非ズ而シテ又同條約第四條ニ規定スル「ソ」
 聯ノ挑發行爲ヲキム不拘「ソ」聯ヲ攻撃目録トスルガ如キ如
 何ナル國家群ニモ参加セザルニトシテ、締結國タルモノト解スルヲ最モ
 適當ナリト思考セラルルヲ以テ「ソ」聯ガ第三國ノ挑發行爲ヲ
 キム右第三國ヲ攻撃セル場合ハ關係不侵條約ノ規定ニ屬サザル
 處ニシテ從テ右第三國ガ締結國タル場合ニ於テハ、締結國ハ三國條約
 第三條ノ規定ニ從テ締結國ヲ援助スルノ義務アリトス又「ソ」聯ガ
 締結國ヲ攻撃シタル場合締結國ハ當然關係不侵條約ノ拘束ヲ受

(日本標準規格 B5)

外務省

レ得ベク且三國條約第五條ハ斯ル場合ヲ豫見シタルモノニ非ザル
 コト前述ノ如キヲ以テ三國條約第三條ノ應援義務發動ス
 (二) 攻撃
 一 攻撃ノ意義
 (1) 本條ニハ「攻撃セラレタルトキハ」トアリ從テ締結國中ノ一
 國ガ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ於ケル目的成就ノ爲積極的ニ第
 三國ヲ攻撃シタルトキヲ含マザルハ勿論ナリトス而シテ此種
 條約ニ於テハ殆ンド「挑發スルコトナクシテ」又ハ「平和的
 態度ニ拘ラズ」攻撃セラレタルトキハト規定セラレ居ルニ拘
 ラズ、本條ニハ斯ル文句ナシ、斯ル文句ナキハ特ニ新條約條件
 ヲ排斥セルガ爲ニアラズシテ當然攻撃ノ意味ニ含マルモノ
 ト解スル方適當ナルベシ從テ三國條約ノ一ガ第三國ヨリ攻撃
 セラルルガ如キ挑發的行爲ヲ爲シタル場合ハ本條ハ發動セズ
 又他面第三國ノ挑發的行爲(例ヘバ後述ノ重大ナル中立義務

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0062

0218

違反)ノ爲締約國ノ一ガ右第三國ヲ攻撃スルニ至リタル場合
ハ右挑發行爲其ノモノヲ本條文ニ關シ「攻撃」ナリト解スル
コトヲ得ス(註)

(註)

然レドモ實際上如何ナル挑發行爲ヲ以テ「攻撃」ナリト
認定スルキヤハ殆ド解決困難ナル問題ナリ本條約交渉ノ
際初メ獨逸ハ外相談話トシテ左ノ如キ提案ヲナシタリ

Japan, Germany and Italy agree to cooperate They

further undertake to assist one another with all political,
economic and military means when one of the three powers
concerned will either openly or in a concealed form be at-
tacked by a power

然レモ In a concealed form トハ如何ナル場合ヲ意味スル
ヤ隨テ意味ナリト第三國ニ與ル影響ヲ考慮シ

外務省

(日本標準規格B5)

either openly or in a concealed form ノ字句ヲ削除
シタル経緯アリ而シテ寧ロ攻撃セラレタリヤ否ヤノ認定
問題トシテ之レヲ取扱フコトトシタリ

尙締約國ノ一ニ依ル中立國ニ對スル中立侵害ヲ防止スル爲右
中立國ガ兵力ヲ用ヒ斯テ右兩國間ニ武力紛争發生セリト雖モ
之ヲ以テ右中立國ノ攻撃ナリト首フコトヲ得ズ從テ本條ハ發
動セザルモノナリトス(陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人
ノ權利義務ニ關スル條約第十條)

- 如何ナル場合ニ攻撃アリタルヤニ關シテハ必シモ明瞭ナラズ
ト雖モ左記ノ場合ニ於テハ攻撃アリタルコト明瞭ナリトス
- (イ) 締約國ノ一ニ對スル開戦宣言
 - (ロ) 開戦宣言ナクトモ第三國ノ兵力ニ依ル締約國ノ一ノ領域ヘノ
侵入
 - (ハ) 開戦宣言ナクトモ第三國ノ陸軍海軍又ハ空軍ニ依ル締約國ノ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0219

一ノ領域船舶又ハ航空機ノ攻撃
 (二)締約國ノ一ノ沿岸又ハ港ノ海上封鎖
 (三)締約國ト交戦状態ニ在ル國ト中立國トノ共同作戦 即チ中立國ガ自國ノ陸海空軍ヲ交戦國ノ使用ニ提供シ且陸海空軍基地ヲ相互ニ共同使用スル等兩國ガ共同シ以テ締約國ニ對スル作戦ヲ行フ場合
 (四)第三國ノ所屬領域ニ於テ編成セラレタル武裝隊ニシテ締約國ノ一ノ領域ニ侵入シタルモノニ對シ右第三國ガ責務ヲ與ヘ又ハ右被侵入國ノ要求アルニ拘ラズ右武裝隊ヨリ一切ノ援助又ハ保護ヲ剝脱スル爲ニ右第三國ノ領域ニ於テ爲シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトノ拒絶
 (前記(一)(二)及(三)ニ關シテハ侵略ノ定義ニ關スル八國條約(一九三三年七月三日「ロンドン」ニ於テ署名)、侵略ノ定義ニ關スル五國條約(一九三三年七月四日「ロンドン」

(日本標準規格B5)

外務省

ニ於テ署名)、
 「ソ」聯邦及「リスニア」國間侵略ノ定義ニ關スル條約(一九三三年七月五日「ロンドン」ニ於テ署名)及一九三三年五月二十四日附安全問題委員會報告書(「ボリテイイス」報告書)参照)
 (三)尙他國第三國ノ國民ノ個々ノ者ノ一方交戦國ニ對スル援助行爲及敵對的行爲ハ本條ニ云フ攻撃ニ非ザルコト明瞭ナリ斯ル行爲ハ右個人所屬ノ中立國ノ中立義務違反ヲ構成スルモノニ非ズ却テ右中立國ハ斯ル個人ニ對シテ課スル交戦國ノ制裁ヲ認容スル義務アルモノナリ斯ル行爲トシテ左ノ如キ行爲ヲ舉グルコトヲ得
 (四)中立國ノ國民ガ任意ニ交戦國ノ一方ノ軍ニ入りテ服務スル場合(陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約第十七條(四))
 (五)中立船舶ガ直接戰鬪行爲ニ加ハル場合(倫敦宣言第四十六

(日本標準規格B6)

外務省

B-0062

0220

- 條一)
- (イ) 交戦國ノ艦隊ニ對スル中立船舶ノ抵抗(同第六十三條)
 - (ロ) 中立船舶ガ敵國政府ニ於テ右船舶内ニ乗進マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合(同第四十六條二)
 - (ハ) 中立船舶ガ全部敵國政府ノ爲メニ傭入ラレタル場合(同三)
 - (ニ) 中立船舶ガ敵國軍ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合(同第四十五條一)
 - (ホ) 中立船舶ガ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達ニ從事スル場合(同第四十六條四)
 - (ヘ) 船舶所有者、全部船舶ヲ傭入レタル者又ハ船長ガ情ヲ知りテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戦行動ニ對シテ航海中直接ノ援助ヲ與フル一人若ハ數人ヲ輸送スル場合(同第四十五條二)
 - (ウ) 封鎖侵犯(同第一條一第二十一條)

(日本標準規格B5)

外務省

- (ウ) 戦時禁制品輸送(同第二十二條一第四十四條)
- (8) 而シテ中立國自身ノ中立義務違反ガ攻撃ヲ構成スルヤ否ヤハ甚ダ疑問ナル處概シテ云ヘバ其ノ性質規模及度數ニ於テ輕微ナル中立義務違反ハ一方交戦國ニ單ニ外交交渉ニ依リ其ノ是正ヲ求メ得ル權利ヲ與フルニ過ギズシテ斯ル義務違反ヲ以テ直ニ攻撃ナリト見做スコトヲ得ザル一方締約國ノ一方斯ル義務違反ニ對シ強力ヲ以テ其ノ是正ヲ求メ斯テ武力紛争發生セリトシテモ本條ハ發動セザルモノトス
- 其ノ性質規模及度數ニ於テ重大ナル中立義務違反ハ之ヲ攻撃ト見做スコトヲ得ベキモ、果シテ如何ナル違反ガ之ニ相當スルヤハ後述ノ攻撃ノ認定ト相俟テ限定甚ダ困難ニテ結局發生セル個々ノ具体的場合ニ於テ決定スル外ナカルベシ重大中立義務違反ト推定シ得ベキ場合ヲ列擧スレバ左ノ如シ
- (1) 中立國ニ依ル交戦國ヘノ軍事基地ノ提供

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

- (四) 中立國軍艦ニ依ル交戦國商船ノ護送
- (イ) 中立國ニシテ交戦國ノ軍隊又ハ彈藥若ハ軍需品ノ積置ヲシテ自國領土ノ通過ヲ許容スル場合（陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約第二條）
- (ニ) 交戦國ガ中立國領域内ニ於テ其ノ戰鬪部隊ヲ編成又ハ徵募事務所ヲ開設スルコトヲ右中立國ガ許容スル場合（第四條）
- (ウ) 中立國ガ其ノ自國領水内ニ於テ交戦國軍艦ニ依ル他方交戦國商船ノ捕獲臨檢搜索ヲ許容スル場合（海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約第二條）
- (エ) 中立國ガ自國ノ港、領水ヲ一方交戦國ノ作戰根據地トシテ使用セシムル場合（第五條）
- (オ) 中立國自ラ一方交戦國ニ對シ軍艦彈藥又ハ其ノ他一切ノ軍用材料ヲ直接積置的且大規模ニ提供スル場合（第六條參照）
- (カ) 中立國ガ其ノ領域内ニ無線電信局又ハ交戦國兵力トノ通信

（II）本標準規格 B5）

外務省

- ノ用ニ供スベキ一切ノ機械ノ設置ヲ右交戦國ニ許容スル場合（第三條イ）
 - (ウ) 中立國領域内ニ交戦國捕獲毒檢所ノ設立ヲ許容スル場合（第四條）
 - (エ) 中立國ニ依ル交戦國公債ノ引受及交戦國ニ對スル「クレヂット」ノ供與
- ニ攻撃ノ認定
- 前記(1)ノイ乃至(ハ)ノ場合ハ攻撃アリタルコト明瞭ナルモ其他ノ場合即チ攻撃アリタルカ否カガ明瞭ナラザル場合ハ締約國ガ如何ニシテ攻撃アリタルコトヲ決定スルヤ本條文ハ何等言及シ居ラザルモ秘密交換文書中ニ於テ「一締約國ガ條約第三條ノ意義ニ於テ攻撃セラレタリヤ否ヤハ三締約國ノ協議ニ依リ決定セラレベキコト勿論トスト」トノ了解アリ從テ三國間ノ協議ニ依リ攻撃セラレタリヤ否ヤヲ決定スベキモノトス

（II）本標準規格 B5）

外務省

B-0062

0222

相互援助

締約國ノ一方第三國ニヨリ攻撃セラレタリト認定セラレタルトキハ他ノ締約國ハ右攻撃ヲ受ケタル締約國ノ爲有ニル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ援助ヲナスベキ處右援助ハ直ニ當然參戰ノ義務ヲモ意味スルモノニ非ズ攻撃セラレタル締約國ト他ノ締約國トノ協議ニ依リ其ノ援助範圍ヲ決定スベク從テ單ニ經濟的方法ニ依ル援助ノミヲ行フ場合モアリ得ベク只締約國間ノ協議ノ結果ニヨリテハ有ニル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依ル援助ヲモ行フニ至ルベキヲ規定シ居ルモノト解ス
尤モ此ノ場合參戰ニ迄至ル虞鮮カラザルベシ
事實本條約成立ノ趣旨ニ見ルモ獨逸國側ニ於テ本條約第三條第二次案トシテ左ノ如キ案文ヲ提出セリ

If a power not at present included in the European War or the Chinese-Japanese Conflict commits an act of aggression against one of

(日本標準規格B5)

外務省

the three contracting parties, Japan, Germany and Italy undertake to declare war on such power and to assist one another with all political, economic and military means.

右提案ニ對シ我方ハ「宣戰」ノ字句ニ對シ反對セル結果右字句ヲ削除セル趣旨アルヨリ見ルモ直ニ參戰ノ義務發生スト解スルヲ得ズ又應援義務發生ノ場合其ノ實施ノ難様ハ條約第四條ノ規定ニ基キ混合專門委員會ニ於テ協議決定シ締約國政府ノ承認ヲ得テ發效スルモノ(交換文書中ニ「條約第四條ニ規定セラレタル專門委員會ノ決定ハ夫々關係各國政府ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ實施セラルルコトナカルベシ」トノ了解アリ)ナレバ實際上モ右協議決定ノ結果ニ應ジ各種各様ノ應援義務發動スルコトトナルベシト雖必シモ直ニ參戰義務ヲ生ズルモノニ非ズ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0223

軍極秘

三國條約ニ因ル應援義務

一六、二一 榎本書記官

(一) 三國條約ノ目的

三國條約ノ目的ハ各強ノ方面ヲ有スト雖モ戰爭不擴大ニ在ルコトハ其ノ重要ナル部面タルハ屢ヲ容レザル所ナリ從テ帝國トシテハ對米戰爭ノ勃發ハ國策トシテハ勿論三國條約ノ趣旨ヨリスルモ之ヲ避クルニ努ムベキモノトス

(二) 同盟條約ノ應援義務ノ發生ト其ノ義務ノ履行

應援義務ハ一定事實ノ發生ニ因リ生ズルモ一協議ヲ要ス一現實ニ其ノ義務ヲ履行スルハ別箇ノ事項ニシテ特ニ軍事的援助即チ參戰ハ全ク 天皇ノ大權ニ屬ス條約上當然ノ結果トシテ生ズルモノニ非ズ

但シ對手國ヨリ事實上ノ敵ト看做サレ攻撃ヲ受クルノ虞アルコトヲ豫見セザルベカラズ

(三) 三國條約ニ因ル應援義務ノ發生

外務省

(H 本標準規格 B5)

(1) 三締約國中何レカノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ

居ラザル一國ニ依リテ攻撃セラレタルノ事實ヲ生ジタルトキ發生スルモノトス

即チ三締約國中ノ何レカガ挑發スルコトナクシテ兵力ヲ以テ開戰ノ意圖ヲ藏シテ積極的ニ領土・軍艦・軍隊又ハ之等ニ準ズベキモノニ對シ敵對行動ヲ受ケタル事實ノ發生ヲ以テ應援義務ノ發生事由ト解スベキナリ

(2) 左ノ如キ事實生ズルモ右趣旨ニ適合セザル場合ニハ應援義務ノ發生ヲ來サザルモノトス

(1) 中立國ニ依ル軍需品・船舶・軍艦ノ讓渡

讓渡方法如何ニ依リテハ明瞭ナル中立違反ナリト雖モ中立違反ノ事實ノミヲ以テ直チニ中立國ニ依ル攻撃ナリト解スルコトヲ得ズ

(2) 「クレヂット」ノ設定

外務省

(H 本標準規格 B5)

B-0062

0224

政府自ら交戦國ニ對シ「クレヂット」ヲ與フルコトハ中立違反ナルモ之レ亦攻撃ト解スベカラズ

(イ) 中立國船舶ノ戰鬪區域進入
右進入ノ目的ガ軍需品輸送ニ在リテ平和的通商航海ニ非ズトスルモ之ヲ以テ中立國ニ依ル攻撃ナリトスルコトヲ得ズ

(ロ) 中立國軍艦ニ依ル自國船護送
中立國軍艦ガ自國船ヲ護送シ戰鬪區域ニ進入スルモ之ヲ以テ中立國ニ依ル攻撃ナリト解スルコトヲ得ズ

(ハ) 中立國軍艦ニ依ル交戦國商船護送
右護送ハ異例ニシテ國際慣例上之ヲ如何ニ處置スベキヤ明確ナラズト雖モ中立義務ニ反スルコトハ論議ノ餘地ナカルベシ然レドモ此ノ一事ヲ以テ中立國ニ依ル攻撃アリタリト解スルコトヲ得ズ

(ニ) 中立國ニ依ル基地ノ供與

(日本標準規格B5)

外務省

中立國ニ依ル交戦國ヘノ軍事基地ノ供與ハ重大ナル中立違反ナリト雖モ此ノ事實ノミヲ以テシテハ未ダ中立國ニ依ル攻撃アリタルモノト解スルコトヲ得ズ

(H) 中立國ノ軍艦派遣
交戦國ト共同作戰ノ意圖ヲ以テ中立國ガ軍艦ヲ派遣スルニ非ズシテ單ニ示威又ハ自國權益擁護ノ爲メノ派遣ニシテ現實ニ交戦ニ從事セザル場合ニハ亦未ダ以テ中立國ヨリノ攻撃アリタルモノト解スルコトヲ得ズ

(3) 如何ナル事實ノ存在スルコトガ應援義務發生ノ原因タルベキヤヲ具体的ニ舉グルコト困難ナリト雖モ試ミニ列舉スレバ概ネ左ノ如クナルベシ

(イ) 交戦國ガ何等ノ敵對行動ニ出デザルニ中立國ヨリ敵對行動ニ出デ一開戦ノ意圖ヲ以テ一又ハ宣戦シ若ハ最後通牒ヲ送り戰爭狀態ト爲リタル場合

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0225

(四) 交戦國が敵對行動ニ出テザルニ中立國が現實ニ交戦國ノ一方ト共同作戰ヲ爲ス場合

(4) 中立國ノ中立違反ヲ阻止スル爲交戦國が強硬手段ヲ執リ其ノ結果戰爭状態ヲ生ジタル場合ニ三國條約ノ應援義務發生スベキヤ否ヤハ疑議ノ存スル所ナルガ概ネ左ノ如ク解釋スルヲ適當トスベシ

(イ) 中立違反ニ對シテハ先ツ外交手段ヲ以テ之ガ匡正ヲ計ルベキモノナルニ斯ル順序ヲ履マズシテ突然強力ヲ用ヒ進ニ戰爭状態ヲ生ジタリトセバ所謂第三國ヨリノ攻撃アリタルモノト解スルコトヲ得ス從テ應援義務ヲ發生セズ

(ロ) 中立違反ノ態様重大ニシテ外交交渉ノ進ナク自衛措置トシテ交戦國が強力ヲ用ヒ進ニ戰爭状態ヲ生ジタル場合ハ解釋願ル困難ナリト雖モ條約ノ精神ハ誰ヲ限リ戰爭ヲ局限セントスルニ在ルヲ以テ斯ル場合ニ於テモ成ルベク消極的ナル解釋ヲ下

(日本標準規格B5)

外務省

スヲ適當トスベシ

(イ) 中立違反阻止ノ爲外交交渉ヲ行フモ満足ナル解決ヲ得ズ已ムナク強力ヲ用ヒ進ニ戰爭状態ヲ生ズルニ至リタル場合モ概ネ(ロ)ト同様ナルベシ

(5) 應援義務ノ發生ハ正式ノ戰爭状態ノ發生ヲ必要條件トスルヤ否ヤハ多少ノ疑議ヲ存スルモ現實ノ敵對行動ノ存在ヲ以テ足レリトスベク必ズシモ正式ノ戰爭状態ノ存在ヲ必要トセザルモノト解ス

(四) 應援義務ノ履行

(1) 一定事實ノ發生ニ因リ應援義務ヲ生ズルモ其ノ義務ノ履行ヲ爲スベキヤ又如何ナル懸議ニ於テスベキヤハ別當ノ問題ナルコトハ前述ノ如シ

假リニ三國中ノ一國が條約所定ノ第三國ヨリ攻撃ヲ受ケタルコトが認定セラレタリトスルモ自動的ニ他ノ締結國ノ地位ヲ變更

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0226

シ交戦國タラシメ又ハ事變介入國タラシムルモノニ非ズシテ斯ル地位ノ變更ハ締約國獨自ノ行動ニ依リテ決セラルベキモノナリ

(2) 交戦權ノ發動ハ 天皇ノ大權ニシテ他ノ如何ナル外力ノ紛擾ヲモ許サザルコト帝國憲法不動ノ規定ナリ

(3) 政治的援助及經濟的援助モ中立義務ノ範圍内ニ於テ之ヲ行フモノトセバ事變ハ比較的輕易ナリト雖モ若シ中立義務ヲ超エテ行フニ至レバ帝國ト交戦國トノ關係ハ頗ル機微トナリ此局ヲ展開シ遂ニ交戦ノ已ムナキニ至ルノ算ナントセス從テ縱令軍事的援助ニ非ズトスルモ結局同一結果ニ陥ルコトアルベキヲ豫想シ置カザルベカラズ殊ニ三國條約ニハ「有ラユル政治的・經濟的及軍事的方法ニ依リ援助スベキコトヲ約ス」トアルニ依リ軍事的援助ト政治的・經濟的援助トヲ分別シ難キ狀況ヲ現出スベキヲ以テ軍事的援助ニ非ザル限りハ重大視スルノ要ナントスルガ如

外務省

(日本標準規格B5)

キハ頗ル危險ナリ

(4) 相互條件ノ存スルコトハ國際約束ノ基礎條件トモ謂フベキナリ我レ應援義務ヲ忠實ニ履行ストセバ彼亦我ヲ忠實ニ應援スルノ確證存セザルベカラズ而モ其ノ應援ノ程度犠牲性及效果亦略同程度ナラザルベカラズ

三國條約ノ如キ重大條約ノ履行ニ方リテハ特ニ右ノ點ヲ考慮スルヲ要ス徒ラニ感情ニ隨シ快氣ニ逸リ柔軟性ヲ缺ク行動ニ出ツルハ國家百年ノ大計ヲ整正スル所以ニ非ズ

盟ニ理想ヲ同ウスルヲ以テ相結合シタルモノナリトセバ夫レハ神聖同盟ニシテ眞ノ同盟ニハ非ズ眞ノ同盟ハ現實ニ有效ナル實力ヲ以テ相互ニ援助スルニ在リ我レ同盟條約ノ義務ニ因リ剛力ヲ擧ケ剛運ヲ増スルノ戰爭ニ參加スルニ拘ラス他ノ締約國ハ聲ヲ大ニシテ聲援スルモ現實ノ問題トシテハ少許ノ軍備品ヲ供與シ又ハ數隻ノ小艦艇ヲ派シテ敵ノ通商路ニ多少ノ妨害ヲ加フル

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0227

ニ過ギザルガ如キコトトモナラバ同盟ハ殆ンド無意味ニ近カル
ベシ此ノ間ノ事情ハ義務履行ニ着手スルニ方リ篤ト考量スルヲ
要ス

(5) 帝國ト蘇聯トノ關係ヲ獨斷ガ斡旋スベキコトハ三國條約締結ノ
前提條件ト爲リタルモノニシテ極メテ重視スベキ點ナリ即チ獨
斷ガ帝國ノ利益ノ爲斡旋スベキコト及斡旋效ヲ奏シ蘇聯トノ關
係改善セラルベキコトハ本條約成立ト不可分ノ關係ニ在リ故ニ
獨斷ガ自國ノ安全ヲ欲シテ日蘇關係改善ニ熱意ナク又ハ斡旋效
ヲ奏セストセハ本條約ノ基礎ニ瑕瑾ヲ生ズルモノニシテ又條約
義務履行ニ際シ現實ノ障礙ヲ爲スニ至ルベシ

(II) 本標準規格 B5)

外務省

(6) 義務履行ハ締約國ノ義務ニシテ避リ得ルニ至ラズ之ヲ回避スベキモノニ非
ザルコト勿論ナリト雖モ極メテ義務履行ニ着手スルニ方リテハ條
約義務ヲ履行スベキ條約上ノ條件具ハレリヤ否ヤヲ嚴密ニ審査
スルノ外更ニ進シテ果シテ義務履行ノ結果所期ノ目的ヲ達成ス
ルノ成算アリヤ否ヤヲ検討スルヲ要ス危險ニ際シテハ他ノ締約
國等ヨリスル策動モアルベク、衆議ノ責務モ起ルベシト雖モ確
タル成算ナクシテ大舉ヲ圖ルハ成功ノ算少ナク邦家ノ安泰ヲ期
スル所以ニ非ズ又帝國ヲ中心トスル平和ノ招來ヲ企圖スル條約
ノ眞ノ精神ニモ合致セザルモノト認ムハザルヲ得ズ

(五) 結言

日米相闘フハ世界ノ一大凶事ニシテ帝國トシテハ征戰數年ノ後眞
ニ強敵ヲ新タニ獲ルコトハ寔ニ國家ノ危機ナリ日米兩國相傷キタ
ル變ニ於テ蘇聯又ハ獨斷進出シテ世界制覇ヲ志ス機會何國ガ克ク
之レヲ抑制シ得ベキヤ獨斷勝利ヲ得タル機會ニ於テ帝國ハ友邦ナ

(II) 本標準規格 B5)

外務省

B-0062

0228

リトシテ其ノ好意ヲ求メントスルモ不棄ニシテ我海軍備ヲ廢タリ
トセバ其ノ善ナカルベシ友邦ハ強大ナル實力ノ存スル場合ニイマ
之ヲ求メ得ベキイミ。帝國軍重セテト交リ求メントスルモノ相
變タハ我海軍ヲ中心トスル實存スルニ因ラズンバアラス
依テ日米正面衝突ヲ回避スル爲兩國共萬般ノ策ヲ編ラヌヲ要スベ
キモ帝國トシテハ原則トシテ三國條約ノ域内ニ於テ施策セザルベ
カラス

右施策中條約ニ關スルモノ一二ヲ舉グレバ左ノ如シ
(1) 成ルベク條約ノ廢發義務發生條件ヲ嚴格ニ解釋スルコト
(2) 已ムヲ得ズ廢發義務ヲ受諾シタル場合ニ於テハ政治的經濟的發
助ニ止ナルコトヲ企圖シ軍事的援助ヲ避クルコト
(3) 甚ダ困難ナルベキモ日米間ニ仲裁裁判條約ノ類ヲ締結解決機關
ヲ設クルコト

(參考) 一九一一年英國政府ハ日英同盟條約ノ存在スルニ拘

(日本標準規格B5)

外務省

ラズ米國ト連續的仲談裁判條約ヲ締結シタリ
帝國海軍ハ帝國ノ樞軸トシテ保全シ萬般施策ノ無言ノ後發威力ト
シテ其ノ眞價ヲ發揮セザルベカラス。一日對艦軍ノ編成ハ一月ノ
敗戦ヲ喫シツアルト言フガ如キ。一月十九日讀賣所載中村大
將所論) 無嫌ニシテ悲觀的ナル觀念ハ之ヲ排除スルヲ要ス

(終)

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0229

日ソ中立條約 (昭和十六年四月 立憲士稿)

昭和十六年四月十三日署名ヲ經テ日ソ間ノ條約ハ、千九百三十三年ノイタリヤ、ソヴィエト社會主義共和國聯邦國ノ所屬條約、不侵及中立條約又ハ、千九百三十九年ノドイツ、ソヴィエト社會主義共和國聯邦國ノ所屬不侵條約(註三參照)ト同義ニ、不侵及ハ、不侵及中立ニ關スル條約ナリ。然レドモ、實際上直チテ置クベキハ、次ニ舉グル如キ二ノ範圍ニ依リ(條文二及三參照)中立ニ關スル條約ニ存スルト雖ムベキヲ以テ、之ヲ日ソ中立條約ト稱スルヲ請フナシ。

外務省

(日本標準規格B5)

二

第一條ニ於テ、兩締約國ハ、兩國間ニ平和及友好ノ關係ヲ維持シ且相互ニ他方締約國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スベキヲ約シタルハ、不可侵條款ト稱スルヲ得ベキナリ。領土ノ保全ハ、割讓又ハ併合等ノ最後の處置ヲ行フノ意圖ヲ以テスルニテラザル以上ハ、假令占領ヲ行フモ失ハレヌト解スルノ餘地アルベキモ、今回ノ條約ハ明白ニ領土ノ不可侵ノ尊重ヲモ約束シタルヲ以テ、一時的占領ヲモ之ヲ行ハザルヲ約シタルモノト看フベキナリ。但シ此種ノ約束ニ關係シテ、所謂領土トハ、之ヲ法律上ノ領土ト稱スベキヤ、又ハ之ヲ約束ノ際事實上占領スル領土ト稱スベキヤニツキ問題ヲ生ズルコトガ凡概シテ法律上ノ領土ト稱スベキモノト思ハレルガ若シ法律上ノ領土ノ境界ニツキ爭議ガ存スルトキハ、此種ノ爭議ガ原因トナツテ、領土ニ關スル不可侵條約ノ事實上行ハレザルニ至ルコトモアリ得ルノデアリ。日ソ間ノ關係ニ於テハ實際上此點ニ於テ杞憂ヲ抱クノ必

外務省

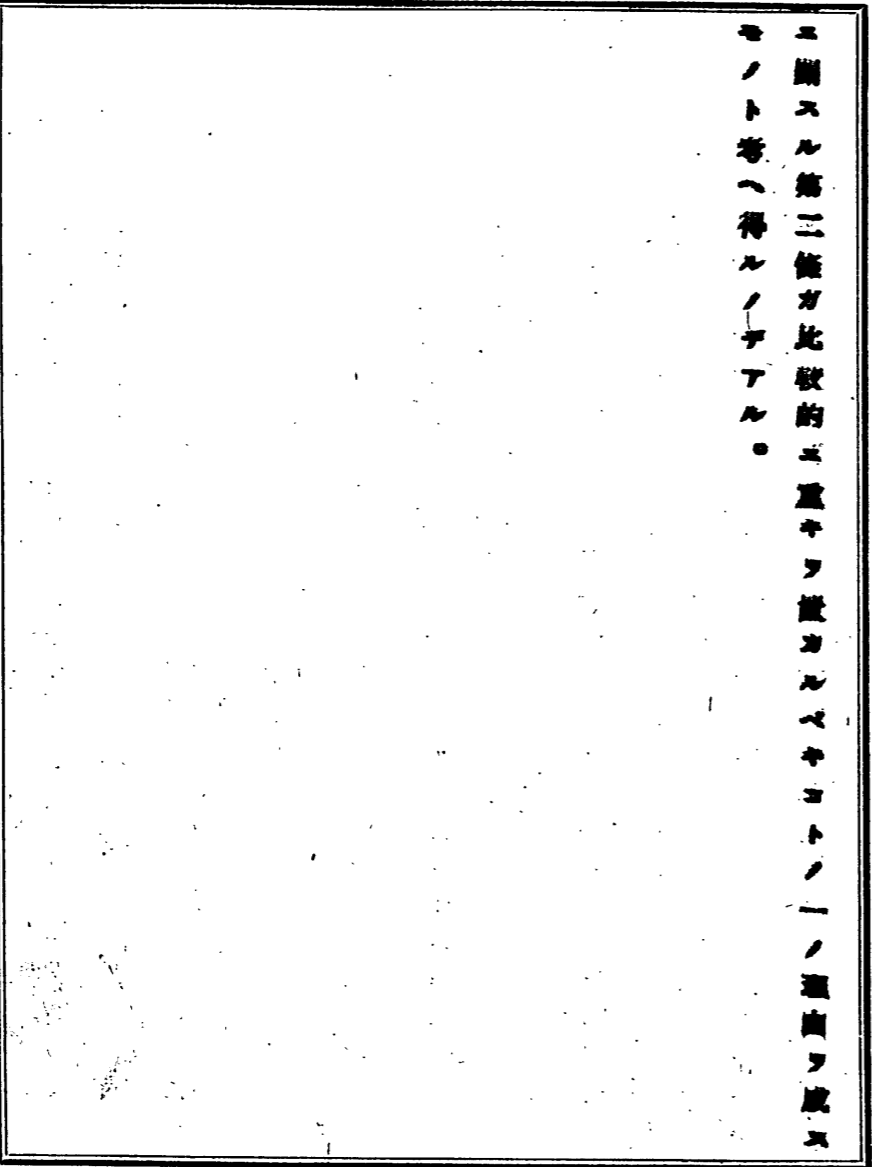
B-0062

0230

要ナキモノト見ハレルガ。領土ニ關スル不可侵條約ヲ領土ノ得喪以
 外ノ原因ニ基テ戰爭又ハ之ニ連ラザル權力ノ行使ヲ全無禁絶スルノ
 實效アルベキヤ否ヤニ關シテ英國ヲ以テ得ベキデアアル。是ニ於テ國
 際聯盟條約ノ定メラレテ以後一時侵略トハ國家領土ノ保全及不可侵
 及其政治的獨立ヲ侵スノ暴行ヲ指スト爲シ、不可侵條約ヲ領土及獨立
 ノ不可侵ト爲スノ見解ヲ行ハレタルモ(註一)、不可侵條約締結
 以後許多ノ所屬不侵條約ハ、單純ニ領土ニ關スル不可侵ヲ約束ス
 ルヲ以テ滿足セズシテ、戰爭又ハ之ニ連ラザル強力的手段ニ對シテ又
 ハ攻撃又ハ侵略(註二)ヲ爲ス事無カヤ否ヤ旨ヲ約スルニ連ラタ
 註三)。然レドモ此種ノ約束ニ於ケル主要點トナルベキ攻撃又ハ侵
 略ノ何タルヤニ關シテ英國ヲ存スルヲ見カレザルヲ以テ(註四)、
 所屬不可侵條約又ハ不侵條約ハ、被シテ之レニ餘リ多クノ價值ヲ
 認メ難イノデアアル。
 以上述ブル所ハ、日ソ條約中ノ不可侵ニ關スル第一條ニ比シテ中立

外務省

ニ關スル第二條ガ比較的ニ重キヲ置カレタルベキモノトノ一ノ理由ヲ成ス
 モノト考ヘ得ルノデアアル。



外務省

B-0062

0231

(註一) 國際聯盟規約第十條モ、領土保全及政治的獨立ノ尊重ニ關スル不可侵の觀念ヲ主トスル不侵略條約ト稱スルヲ得ル。千九百二十五年ノドイツ、ベルギー、フランス、グレート・ブリテン及イタリヤ間ノロカールノ相互擔保條約ハドイツ及フランス又ハベルギー間ノ領土の現状維持及境界ノ不可侵ヲ約束セタ。千九百二十七年十月ノ「ソヴィエト」聯邦、「ベルンヤ」間ノ保障及中立條約第二條ニ於テ、各締約國ガ、他方締約國ニ對スル一切ノ侵略及侵略的行爲 (toute agression et... toutes actions agressives) ヲ行フコトナク、他方締約國領土内ニ其兵力ヲ入レザルベキコトヲ約スルコトガ定メラレタ (第一項)。

千九百三十二年一月署名ノ「ソヴィエト」聯邦「フィンランド」間ノ不侵略及紛争平和的解決條約第一條ニ於テ、締約國ハ相互的ニ千九百二十年十月「ドルバット」ニ於テ締結サレタル陸和條約ノ定ムル兩國間ノ現存境界ノ不可侵ヲ擔保シ且ソ締約國ノ

外務省

一方ガ他方ニ對シテ一切ノ侵略ヲ行ハサルベキヲ約セ (第一項) 而シテ他方ノ締約國ノ領土ノ保全及不可侵又ハ其政治的獨立ヲ犯ス一切ノ暴行ヲ以テ、其ノ國際宣言無クシテ行ハルルトキニ於テモ侵略ト考フベキモノトシタ (第二項)。

(註二) aggression ノ語ハ、之ニ侵略ノ譯語ヲ與ヘルコトヲ當トスルモ、侵略ノ語ハ領土ノ蠶食ヲ聯想セシメ、而シテ最近ニ於テハ上述ノ語ハ軍口攻撃的ナル軍事行動ニ關係スルモノトシテ考ヘラルルヲ以テ (註二) 參照) 注意ヲ要スルノデアアル。

(註三) 千九百三十三年ノ「イタリヤ」、「ソヴィエト」共和國聯邦間ノ修好不侵略及中立規約第一條ノ不侵略及不可侵條款ハ左ノ如キモノデアアル。

締約國ノ一方ハ、如何ナル場合ニ於テモ他方ニ對シテハ、單獨ニテ爲スト一又ハ二以上ノ第三國ト共同シテ爲ストヲ間ハズ戰爭ニ訴ヘ又ハ陸路、海路若ハ空路ニ依ル侵略 aggression

外務省

ヲ爲スコトナカルベキヲ及他方ノ主權ノ下ニ在ル領土ノ不可
侵ヲ尊重スルコトヲ爲ス

外務省

千九百三十九年八月ノ「ドイツ」、「ソヴィエト」共和國聯邦間
ノ所屬不侵略條約第一條ハ左ノ如クデアル。

兩締約國ハ、單獨ナルト又別國ト共同ナルトヲ問ハズ相互間ニ
如何ナル武力行動、如何ナル攻撃的行動又ハ如何ナル侵略（又
ハ攻撃）ヲモ（*Jeder Gewaltakt, jeder aggressiven Handlung und*
Jeder Angriffs）爲サザルノ義務ヲ負フ

千九百三十三年十月ノ不侵略及調停ニ關スル南北兩米六國間不戰
條約第一條及第二條ハ左ノ如クデアル。

（第一條）締約國ハ相互間ノ又ハ他國トノ關係ニ於ケル侵略戰
争ヲ非トシ、各締約國間ニ生ズルコトアルベキ各般ノ紛争又ハ
紛争ノ解決ハ國際法ノ是認セル平和的手段ニ依リテノミ之ヲ爲
スベキコトヲ嚴肅ニ宣言ス

（第二條）締約國間ニ於テハ領土問題ハ暴力ニ依リ解決セラル
ルコトナカルベク且平和的手段ニ依リテ調停セラレタルニ非ザ

外務省

B-0062

0233

ル領土取極及武力ニ依リ得ラレタル領土ノ占有又ハ獲得ノ效力ヲ承認セザルコトヲ宣言ス。

外務省

千九百三十九年五月及六月ノドイツトヂンマルク又ハエストニア又ハラトヴィヤトノ不侵略條約ハ左ノ如キ規定ヲ置イタ。

(第一條) ドイツ國及ヂンマルク(又ハエストニア又ハラトヴィヤ)ハ、如何ナル場合ニ於テモ相互ニ戰爭又ハ他ノ種類ノ實力行使ニ訴ヘザルベシ。

第三國側ヨリ締約國ノ一方ニ對シ第一項ニ掲ゲラレタル種類ノ行動ニ出デタル場合ニ於テハ、他方ノ締約國ハ如何ナル方法ニ依ルモ右行動ヲ支持セザルベシ。

(註四) 此種ノ約束ニ於ケル侵略又ハ攻撃ノ概念ニ關シテ、強力ノ行使ガ主要ナルモノトナルコトハ「ソヴィエト」聯邦ガ中心トナリ、千九百三十三年七月三日「ソヴィエト」聯邦、ルーマニア、トルコ、ポーランド、ペルシヤ、アフガニスタシ、ラトヴィヤ及エストニアノ間ニ結バレタル八國條約及其翌月「ソヴィエト」聯邦、ルーマニア、チエッコスロヴァキ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0234

ヤ、トルコ、ユーゴスラヴィヤノ國ニ結ブレタ五國條約並
 ニ七月五日「ソヴィエト」聯邦トリスアエヤトノ間ニ結ブレ
 タル二國條約等ノ侵略ノ定義ニ開スル條約ニ依リテ明白デア
 ル。是等條約ノ第二條ハ左ノ如ク定メルノデアル。
 (第二條) 依テ左ノ行爲ノ一ヲ最初ニ爲ザル國ハ紛争當事
 國間ニ實施中ノ協定ノ留保ノ下ニ、國際紛争ニ於ケル侵略關ト
 シテ認メタルベシ。

一 他ノ一國ニ對スル開戦宣言
 一 開戦宣言ナシト雖モ右ノ國ノ兵力ニ依ル他ノ一國ノ領域ヘノ
 侵入
 一 開戦宣言ナシト雖モ右ノ國ノ陸軍、海軍又ハ空軍ニ依ル他ノ
 一國ノ領域、船舶又ハ航空機ノ攻撃 (attack)
 一 他ノ一國ノ沿岸又ハ港ノ海上封鎖
 一 各自ノ領域ニ於テ編成セラレタル武裝隊ニシテ他ノ一國ノ領
 域ニ侵入シタルモノニ對スル支援ノ供與又ハ被侵入國ノ要求
 アルニモ拘ハラズ右武裝隊ヨリ一切ノ援助又ハ保護ヲ割奪ス
 ル爲ニ各自ノ領域ニ於テ其ノ爲ニ得ル一切ノ措置ヲ執ルコト
 ノ拒絶

外務省

〔日本標準規格B5〕

一 他ノ一國ニ對スル開戦宣言
 一 開戦宣言ナシト雖モ右ノ國ノ兵力ニ依ル他ノ一國ノ領域ヘノ
 侵入
 一 開戦宣言ナシト雖モ右ノ國ノ陸軍、海軍又ハ空軍ニ依ル他ノ
 一國ノ領域、船舶又ハ航空機ノ攻撃 (attack)
 一 他ノ一國ノ沿岸又ハ港ノ海上封鎖
 一 各自ノ領域ニ於テ編成セラレタル武裝隊ニシテ他ノ一國ノ領
 域ニ侵入シタルモノニ對スル支援ノ供與又ハ被侵入國ノ要求
 アルニモ拘ハラズ右武裝隊ヨリ一切ノ援助又ハ保護ヲ割奪ス
 ル爲ニ各自ノ領域ニ於テ其ノ爲ニ得ル一切ノ措置ヲ執ルコト
 ノ拒絶

外務省

B-0062

0235

右ノ中ニテ除イテハ戰爭又ハ戰爭ニ至ラサル強力ノ行使其モノニ
關スルノ事アル。

國際條約ニ於テ使用サレハ侵略又ハ攻撃ノ際ハ大別シテ二種ニ分
テ得ルノ事アルガ此區別ヲ往々忘レラレルトメニ誤解ヲ生スルコ
トガアル。一般的ナル國際條約又ハ條約案中ニ使用サレハ侵略又
ハ攻撃ノ際中ニセネヴァノ平和議定書第十條ニ用ヒラルル如ク、此
語ニ該當スル場合ニツキ或ハ機關ニ依ル者至又ハ其他ノ措置又ハ
裁判又ハ制裁等一定ノ措置ヲ認メントシ、且ツ該語ニ該當スル場
合其モノノ如何ナルモノナル乎ヲモ立法的ニ定義スルノ自由ナル
場合ニ於テハ、例ヘバ「セネヴァノ平和議定書第十條ノ如ク」聯
盟理事會ノ休戰者ヲハ勳員ニ關スル措置ノ違反トイフ如キ、又ハ
「千九百二十年ノ聯盟總會ニ於テ考慮サレタルアルメリカ人國ノ
條約案第五條ノ如ク」紛議ヲ國際司法裁判所ニ付託スルモノトイフ
絶トイフ如キ、強力ノ已ニ行ハレ始メタル後ニモ生ジ得ベキ事實

外務省

ニ依リ該條約又ハ條約案ニ所謂侵略又ハ攻撃ノ存スルヤ否ヤヲ決
スルヲ得ベキデアアルガ、箇別ノ不侵略條約又ハ不侵略條約ニ於
テ用ヒラレル侵略又ハ攻撃ノ語ハ之レト異ツテ、該語ニ該當スル
場合其モノヲ、不侵略條約ニ依リ立法的ニ定義メントスルノ事ハ無
ク、箇別ノ不侵略條約又ハ不侵略條約ハ、(特ニ條約中ニ別段ノ
規定ヲ此點ニ關シテ定メザル以上ハ)該語ノ意義ガ條約締結以前
ニ一定サレタモノトシ、且ツ侵略又ハ攻撃ヲ行ハザルノ確定ノ
義務ガ、條約上、是等行為ノ行ハレル以前ヨリ存シ、是等行為ガ
直チニ條約違反ト認ムベキモノナルヲ以テ、是等行為ノ行ハレタ
ル後ニ發生スベキ事實ニ依リテ侵略又ハ攻撃ガ行ハレタルヤ否ヤ
ヲ決スベキ事ハナイデアアル。而シテ強力行使開始以前ニ關ツテ
侵略又ハ攻撃ノ意圖ノ有無ノ議論ヲ爲スモ本機關ニ終ルコト多カ
ルベキハ、世界大戰ニ關スル責任論ノ經過ヲ見テ考察シ得ベキデ
アル。結局ニ於テ開戰又ハ戰爭ニ至ラザル強力ノ行使ノ開始ノ當

外務省

II 本標準規格 B5)

B-0062

0236

時ニ於ケル事態ニ前例的不可侵條約又ハ不侵條約ニ所謂侵略又ハ攻撃ノ有無ヲ決スルノ標準ヲ求メネバナラヌコトナルノデア
ルガ、開戦又ハ戦争ニ至ラザル強力ノ行爲ノ開始其モノ又ハ之ニ
準スル事實一例ヘバ侵略ノ定義ニ關スル八國條約又ハ五國條約第
二條參照ニ之ヲ求ムルトスルモ、自衛ノ必要上止ムヲ得ズシテ
先ヅ強力ノ行爲ヲ開始スルモ、國際法上ノ違反行爲ヲ成スコト無カル
勝チテ行ハルヘキヲ以テ、國際法上ノ違反行爲ヲ成スコト無カル
ベク、單ニ例ヘバ他國領域ヘノ侵入又ハ他國ノ船舶又ハ航空機ニ
對スル強力ノ行爲開始ノ故ヲ以テ、直チニ不侵條約上ノ責任ヲ負
フベキ侵略又ハ攻撃ヲ存スルト斷定スルヲ得ナイ。而シテ自衛權
ハ單ニ領土ニ對スル侵略又ハ攻撃ニ關シテ行動スルノミナラズ、
一國兵力ニ對スル攻撃ニ關シテモ、又在外臣民ノ侵害並ニ海外ニ
於ケル國家及臣民ノ權益ノ侵害ニ關シテ行動スルモノト認ムベ
キヲ以テ領土ノ不可侵ノミニ關シテ存スルト斷定得ナイ。故ニ戰

（日本標準規格B5）

外務省

争又ハ之ニ至ラザル強力ノ行爲ニ重點ヲ置テ侵略又ハ攻撃ノ觀念ヲ
執ルトスルモ、該觀念ニ關シテ疑問ヲ存スルヲ免カレナイ。
第四國際聯盟總會ニ附議サレテ相互援助條約案ハ侵略戦争ヲ以テ
國際的犯罪ト宣言シタガ、侵略ノ定義ヲ定ムルノ困難ヲ認メ、聯
盟理事會ノ決定ニ委ネントシタ。
侵略ノ定義ニ關シテ聯盟總會ノ組織シタ臨時混合委員會ノ特別小
委員會ノ報告ハ、侵略單純ナル定義ノ定メ難ク、何時モ侵略行爲
ノ現實ニ起ルヤヲ定ムルノ單純ナル標準ノ案出シ難キノ故ヲ以テ
聯盟理事會ニ完全ナル裁量權能ヲ與フルコトガ必要ナリトシ、動
員又ハ境界侵犯ノ如キヲ標準トシテ侵略ノ定義ヲ定ムルコトノ價
値ナキニ至ツテ理由ヲ詳述シタ（第五總會記録、「ブレナリ」ニ
ケングス」四〇三、四〇六頁）。

（日本標準規格B5）

外務省

B-0062

0237

三

第一條ノ不可侵條款ニ比スルトキハ實際上ニ於テ第二條ノ中立條款
 が比較的ニ重要性ヲ有スルノデアアル。第二條ハ締約國ノ一方ガ一又
 ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對象トナル場合ニハ、他方締約
 國ハ、該紛争ノ全繼續期間中、中立ヲ守ルベキ旨ヲ約スルノデアアル。
 是レビスマルクガ一方ニ於テ千八百七十九年ノオーストリアトノ同
 盟條約及ビ千八百八十二年ノドイツ、オーストリア、イタリヤ間ノ
 三國同盟條約ヲ有シナガラ、他方ニ於テ千八百八十七年ロシヤト結
 シタ所謂再保險條約ト其ノ大體ノ地位ヲ同ウスルモノデアツテ、實
 際上頗ル重要性ヲ有スルノデアアル。ビスマルクノ再保險條約中ニハ
 ドイツガバルカン半島ニ於テロシヤノ歴史的ニ獲得スル權利ヲ承認
 シ、ブルガリヤ及東ルーマリヤニ於ケル弱制的ニシテ決定的ナルロ
 シヤノ勢力ノ適法性ヲ承認シ、バルカン半島ニ於ケル領土上ノ現狀
 ノ變更ガ、二國間ノ事前ノ協定ナクシテ行ハルルヲ認メザルヲ約シ、

(日本標準規格B5)

外務省

又ボスフォラス及ダネルスノ海峽ノ閉鎖ノ原則ノロツパ的
 性質ヲ有シ、兩國之ガ拘束ヲ受クルロトヲ聲明スル等ニ關スル規定
 ヲ存シタノデアアルガ、該條約中ノ最重要ナル條款ハ、第一條ノ中
 立條款デアアル。條約國ノ一方第三ノ強國ト戰爭ヲ行フ際ニ於テ、他
 方ハ好意的中立ヲ守リ、紛争ノ限局ヲ計ルベキモノトシ、而シテ此
 規定ハ、締約國ノ一方オーストリア又ハフランスニ對シテ攻撃ヲ行
 ヲタコトヨリ生ズルオーストリア又ハフランストノ戰爭ニハ適用ナ
 キモノトスルノデアアル。
 上述ノ如ク今回ノ日ソ條約ノ重點ハ實際上第二條ノ中立條款ニ存ス
 ルノデアアルカラ、此點ヨリスルモ、今回ノ條約ガ中立條款ノ外ニ第
 一條ノ領土不可侵條款ヲ有スルニ拘ハラズ、之ヲ中立條約ト稱シテ
 モ差支ナイト思ハレル。

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0238

今回結ハレタル日ソ中立條約ハピスマルタノ再保險條約ト大體ノ地
 位ヲ同ジウスルモ、又或點ニ於テ著シイ差異ヲ存スルノデアル。
 一、ピスマルタノ再保險條約ハ、締約國ノ一方ガオーストリア又ハブラ
 シスニ對シテ攻撃ヲ行フタコトヨリ生ズルオーストリア又ハブラシ
 ストノ戰爭ニハ適用ナキモノトシタガ、今回ノ日ソ條約ハ締約國ノ
 一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對象トナル場合ハ、
 他方締約國ハ、該戰爭ノ全繼續期間中、中立ヲ守ルベキモノトシ、
 例外ガ規定サレテ居ラスノデアル。是レ中立條約トシテ著シクビス
 マルタノ再保險條約ニ優越セルモノデアアル。昔エピスマルタノ再保
 險條約ノミナラス中立ノ地位ヲ守ルノ義務ヲ締約國ガ第三國ノ侵略
 又ハ攻撃ヲ受ケタル場合ニ限ラントスル普通ノ中立條約(註五)ニ
 モ優越セルモノデアアル。侵略又ハ攻撃ノ存スルヤ否ヤニ關シテ長
 ク存スルコトアリ得ベク(註三及之ニ對照スル本文參照)又締約國

外務省

自由カラ侵略又ハ攻撃ヲ受ケズシテ、同盟國ガ第三國ニ依リ侵略又
 ハ攻撃ヲ受ケタル爲ニ同盟國ニ甚イテ攻撃スル際モ中立ヲ守ル義
 務ノ適用ヲ生ズベキ否ヤノ問題ヲ生ジ得ベキヲ以テ、侵略又ハ攻撃
 ノ存スルコトヲ中立ヲ守ルノ義務ノ存在ノ要件ト爲ストキハ場合ニ
 依リ中立ヲ守ルノ義務ノ存在ニツキ問題ヲ提スヲ以テデアアル。
 (註五) 千九百三十六年四月ノベルリン署名ノドイツ及「ソヴィ
 エート」聯邦國ノ協約第二條ハ平和的態度ニモ拘ラス、締約國ノ
 一方一又ハ二以上ノ第三國ニ依リ攻撃ヲ受タルトキハ、第二ノ締
 約國ハ該戰爭ノ全繼續期間中中立ヲ維持スルコトヲ約スルト爲
 シタ。
 千九百三十三年九月ノイタリヤ、「ソヴィエト」聯邦國ノ修好平
 等條約及中立條約第二條ハ、締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國
 ノ侵略ヲ受ケタル場合ニ於テハ他方ノ締約國ハ該戰爭ノ全繼續
 期間中中立ヲ維持スルコトヲ約スルト爲シ(第一項)、締約國ノ

外務省

B-0062

0239

一方ガ一ノ國ニ對シテ侵略ニ與ヘタル場合ニ於テハ、他方ノ締約國
ハ何等ノ豫告ナクテ本條約ヲ廢棄スルヲ得ルト爲シタ(第二項)。
ビスマルクノ再保險條約ハ、三國同盟内ノオーストリア及イタリヤ
テサハ締結シテ締結サレタト稱セラレル所ノ秘密條約デアラフタガ、今
國ノ日ソ條約ハ、之ヲドイツ及イタリヤニ歸スルコトナク公表サレ
タル條約デアアル。
ビスマルクノ再保險條約ハ、一方ニ於テオーストリア及イタリヤト
ノ三國同盟條約ヲ有シ、又當時俄國イギリスノ好情ヲ得ルニシテ
於テ、ドイツノ背後ヲ覆フノ虞アルロシヤト結ンダモノデアラフタ、
フランスハ公然孤立スルニ至リ、ドイツハ再保險條約ノ締結ニ依リ
眞ニ平和ノ保障ヲ得タルデアアルガ、今國ノ日ソ條約ノ締結アルモ、
アングロサクソン諸國ニ對立スル我國ハ、未ダ平和ノ保障ヲ得タリ
トシテ安心スルヲ得ザルノ顯明的地位ニ在ルノデアアル。

外務省

五

今國ノ日ソ條約ハ其性質ハ不可侵條約ニアツテ、且ツ中立條約ノ性
質ヲ兼ネルノデアアルガ、實際上ハ、中立條約タル點ニ重要性ヲ認ム
ベキデアアルコト、已ニ之ヲ述ベタ。不可侵條約又ハ不侵條約ハ締
約國間ノ行爲ニ關スルモ、其趣意ヲ貫カントセバ、中立條約ヲ兼ネ
ルノ必要ガアル。締約國間ノ關係ニ於テ不可侵又ハ不侵條約ノ趣意ヲ
貫カントセバ、締約國ノ一方ガ第三國ト戰端ヲ交スニ際シ該第三國
ヲ支持スベカラザルハ勿論デアアル。不侵條約ノ趣意トスル千九百三十
九年五月(及六月)ノドイツ及デンマルク(又ハエストニア又ハラ
トヴィヤ)間ノ條約又千九百三十三年ノトルコ及ユーゴースラヴィ
ヤ間ノ不侵條約ノ如キモ、中立ニ關スル何等カノ形式ノ條款ヲ有
スルノデアアル(註六)。中立條約ハ必ズシテ不可侵又ハ不侵條約ニ關
スル條款ヲ有スル必要ナキ類キモ、中立條約ヨリ發展シテ中立兼不
侵條約ガ成レル事例ガ存スル(註七)。

外務省

B-0062

0240

(註六) 註四終尾參照。
千九百三十三年ノトルコ、ユーゴースラヴィヤ關係好、不侵略、
司法的解決、仲裁裁判及調停條約第一條ニ於テ左ノ如ク規定シタ。
第二項末段ハ中立ニ關スルノテアル。
締約國ハユーゴースラヴィヤ王國、トルコ共和國間ニ生ズルコ
トアルベキ紛議又ハ紛争エシテ相當ノ期間内ニ通常ノ外交手續
ニ依リテ解決セラレ得ザルコトアルベキモノハ、其ノ性質ノ如
何ヲ問ハズ之ガ解決ヲ如何ナル場合ニ於テモ平和的手段及本條
約ニ依リ規定セララルル方法ノ外ニ求メザルコトヲ相互ニ約束
締約國ハ相互ノ間ニ兩國關係ノ具トシテノ戰爭ニ訴ヘザルノ義
務竝ニ一切ノ侵略ヲ非トシ、及第三國ニ依リ企テタルル何等カ
ノ侵略又ハ兩國ノ何レカノ一方ニ抗スル一切ノ侵略協定ヘノ一
切ノ参加ヲ非トスルノ義務ヲ負フ

外務省

(註七) 千九百二十六年四月「ベルリン」署名ノ「ドイツ」及「
ソヴィエト」聯邦間ノ協約第二條ハ中立ニ關シ不可侵又ハ不侵
略ニ關スル條款ヲ有セザルモ千九百三十九年八月ノ「ドイツ」
及「ソヴィエト」聯邦間ノ不侵略條約ハ、上掲ノ中立條約ノ基
本的規定ヨリ發送スルモノトシテ規定サレタ。而シテ第一條ニ於
テ不侵略義務ニ關スル規定ヲ置キ、第二條ニ於テ中立ニ關スル
規定ヲ置イタ。
(第一條) 兩締約國ハ單獨ナルト又ハ列國ト共同スルトヲ問ハ
ズ相互間ニ如何ナル武力行動、如何ナル攻撃的行動及如何ナ
ル侵略ヲモ爲サザルノ義務ヲ負フ。
(第二條) 締約國ノ一方ガ第三國側ノ武力的行動ノ目標ト爲リ
タル場合ニ於テハ、他方ノ締約國ハ如何ナル形式ニ於テモ右
第三國ヲ支持セサルベシ

外務省

(II 本標準規格 B5)

B-0062

0241

極秘

6-5

六
 今因ノ日ソ中立條約ハ同體條約又ハ兵力的援助條約ト異ツテ、積極的ナル兵力援助ヲ約スルコトナク、單ニ敵國ヲ援助セザルノ消極的義務ヲ定メルニ過ギナイ。又國際法上ノ中立義務ニ關スル條約ト異ナツテ、國際法上ノ戰爭狀態ノ發生セザル場合ニ於テモ、苟モ條約國ノ一方ニ對シテ第三國ノ軍事行動ノ行ハルル場合ニハ通用ガアツテ、一方條約國ハ他方條約國ノ敵ヲ直接又ハ間接ニ援助セザルノ義務ヲ負フモノト認ムベキデアアル。

外務省

日本國獨逸國及伊太利國間ノ三國條約ニ付テ

昭和十六(五月十五日)立博士稿

一
 三國條約ハ其第三條ニ於テ三條約國中何レカノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ依リ攻撃セラレタルトキハ、三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキヲ約スルヲ以テ、其性質ハ同體條約ニ屬スルト認ムベキデアアルガ其ノ前文、第一條、第二條及第三條ニ於テ條約國ガ大東亞及歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シテ指導的地位ヲ互ニ認メ且之ヲ尊重スベキヲ約束シ且互ニ此等ニ關シテ協力スベキヲ約束セルハ、該條約ノ最も重要ナル特色ト言ハネバナラス。然レドモ新秩序ニ關スル條約ノ規定ノ重要性ハ政治ニ關スルモノニシテ、此點ニツキ法律上ヨリ特ニ説クベキコトナキモノトス。

外務省

B-0062

0242

二

三國條約第^三條ハ、三締約國中一國が現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ参入シタル一國ニ依リ攻撃セラレタルトキハ、他ノ二國ハ有キル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキヲ約シテ居ルコトノデアツテ、三國條約ニ於ケル援助義務發生條件 (casus foederis) ハ、締約國中ノ何レカノ一國が現ニ歐洲戰爭又ハ日支作戦ニ参入シ居ラザル一國ニ依リ第三國ノ攻撃ヲ受ケルコトデアツテ、攻撃ノ何タルヤが重要ナル問題トナルノデアル。是論ニ關シテハ後文ニ於テ更ニ述ブベキデアル(後文五参照)。援助義務發生條件ト所謂「歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ参入シ居ラザル一國」トハ、三國條約締結ノ當時歐洲戰爭又ハ日支紛争ノ渦中ニ在ラザル國即チ國際法上又ハ事實上戰爭狀態ニ在ラザル國ヲ指スト認ムベキデアル。歐洲戰爭ニ關係シテモ、國際法上ノ戰爭狀態ニ立タザルニ拘ハラズ事實上ノ戰爭ノ狀態ニ入ラト認ムベキ國(例ヘバ獨逸トノ關係ニ於ケルノルウニ

新章

外務省

一、デンマルク(ラ含マヌモノト認ムベキデアル。實際上ニ於テハ今日ニテ國際法上ノ戰爭狀態ニモ事實上ノ戰爭狀態ニモ立タザル米國及蘇聯ヲ主トシテ眼中ニ置イタモノト思ハレル。歐洲戰爭ノ關係タルト日支紛争ノ關係タルトヲ問ハズ、是等ノ國ガ三國條約ノ締結ノ一タル我國又ハ獨逸ニ對シテ攻撃ヲ行ツテ、事實上ノ戰爭狀態ガ存立スルニ至ルトキハ假令是等ノ國ガ國際法上ノ戰爭狀態ニ立ツニ至ラザルモ、第三條ノ定ムル所ノ援助義務ガ三國條約ノ他ノ締約國ニ對シテ發生スルモノト認ムベキデアル。

三國條約ハ援助義務發生ノ場合ヲ、締約(國ノ一ガ第三國ニ依リ攻撃ヲ受ケタル場合ニ限ルヲ以テ、締約國ガ第三國ニ對シテ攻撃ヲ行ヘル爲メニ生ジタル事實上又ハ國際法上ノ戰爭狀態ノ場合ニ於テハ、援助義務ガ發生セザルコト言フ須タズ。

外務省

B-0062

0243

三 三國條約第五條ハ、三國條約ノ條項ガ締約國ノ各ト蘇聯トノ間ニ現存スル政治的狀態又ハ地位 (der politischen Status))ニ何等ノ影響ヲ及ボササルモノナルコトヲ三國條約締結國ノ各ガ承認スル旨ヲ規定スルノチアルガ、是レ獨逸及蘇聯間ノ不侵略條約第四條ト關係アルコト明白チアル。獨逸及蘇聯間ノ千九百三十九年八月二十三日ノ不侵略條約第四條ハ兩締約國ノ何レノ一方モ、直接又ハ間接ニ、他方ノ締約國ヲ敵對目標トシ如何ナル國家群ニモ参加セサルベキ旨ヲ定メタルヲ以テ、三國條約第五條ガ設ケサレタリ、三國條約ガ蘇聯ヲ敵對目標トスル國家群ヲ作ルモノニ非サルコトヲ言明スルノ必要ヲ見タレモノト考ヘラレシ。但シ三國條約第五條ハ、三國條約ノ條項其モノガ締約國ノ各ト、蘇聯トノ間ニ現存スル政治的地位ニ何等ノ影響ヲ及ボササルモノナルコトヲ三國條約ノ締約國ガ言明スルニ止マリ、之ニ依リ三國條約上ノ第三國タル蘇聯ニ對シテ何等ノ義務ヲ負フニ至ル管ハナイチアル。該條ノ意義ハ法律上ニ在ルト言ハンヨリモ寧ロ政治上ニ在ルモノト認ムベキモノト考ヘラレシアル。三國條約第五條ハ、三國條約締結國ノ各ト蘇聯トノ間ノ(三國條約ノ條項其モノニ基カサル)將來ノ政治的狀態ノ變更ヲ阻止スルノ趣意ヲ有スルコト無ク、又三國條約第五條ノ存スルガ爲メ、該條第三條ノ定ムル援助義務發生條件ガ變更ヲ受タルコトナキモノト認ムベキチアル。三國條約第五條ガ存スルニ拘ハラヌ、蘇聯ガ我國(甲ノ場合)又ハ獨逸(乙ノ場合)ニ對シテ攻撃ヲ加ヘタル場合表テハ、獨逸若クハ伊太利(甲ノ場合)又ハ我國若クハ伊太利(乙ノ場合)ガ第三條ノ定ムル援助義務ヲ免カレルコトハ無イモノト言ハネバオチナラヌ。

外務省

三 三國條約第五條ハ、三國條約ノ條項ガ締約國ノ各ト蘇聯トノ間ニ現存スル政治的狀態又ハ地位 (der politischen Status))ニ何等ノ影響ヲ及ボササルモノナルコトヲ三國條約締結國ノ各ガ承認スル旨ヲ規定スルノチアルガ、是レ獨逸及蘇聯間ノ不侵略條約第四條ト關係アルコト明白チアル。獨逸及蘇聯間ノ千九百三十九年八月二十三日ノ不侵略條約第四條ハ兩締約國ノ何レノ一方モ、直接又ハ間接ニ、他方ノ締約國ヲ敵對目標トシ如何ナル國家群ニモ参加セサルベキ旨ヲ定メタルヲ以テ、三國條約第五條ガ設ケサレタリ、三國條約ガ蘇聯ヲ敵對目標トスル國家群ヲ作ルモノニ非サルコトヲ言明スルノ必要ヲ見タレモノト考ヘラレシ。但シ三國條約第五條ハ、三國條約ノ條項其モノガ締約國ノ各ト、蘇聯トノ間ニ現存スル政治的地位ニ何等ノ影響ヲ及ボササルモノナルコトヲ三國條約ノ締約國ガ言明スルニ止マリ、之ニ依リ三國條約上ノ第三國タル蘇聯ニ對シテ何等ノ義務ヲ負フニ至ル管ハナイチアル。該條ノ意義ハ法律上ニ在ルト言ハンヨリモ寧ロ政治上ニ在ルモノト認ムベキモノト考ヘラレシアル。三國條約第五條ハ、三國條約締結國ノ各ト蘇聯トノ間ノ(三國條約ノ條項其モノニ基カサル)將來ノ政治的狀態ノ變更ヲ阻止スルノ趣意ヲ有スルコト無ク、又三國條約第五條ノ存スルガ爲メ、該條第三條ノ定ムル援助義務發生條件ガ變更ヲ受タルコトナキモノト認ムベキチアル。三國條約第五條ガ存スルニ拘ハラヌ、蘇聯ガ我國(甲ノ場合)又ハ獨逸(乙ノ場合)ニ對シテ攻撃ヲ加ヘタル場合表テハ、獨逸若クハ伊太利(甲ノ場合)又ハ我國若クハ伊太利(乙ノ場合)ガ第三條ノ定ムル援助義務ヲ免カレルコトハ無イモノト言ハネバオチナラヌ。

外務省

B-0062

0244

四
 獨逸及蘇聯間ノ不侵略條約第六條ハ、締約國ノ一方第三國側ノ武力
 的行爲ノ目標トナレル場合ニハ他方ノ締約國ハ如何ナル形式ニ於テ
 モ右第三國ヲ支持セザルベキ旨ヲ約シタ。是レ用語ハ異ル所アルモ
 今四ノ日蘇中立條約第二條ガ締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國
 ヨリノ軍奉行動ノ對象トナル場合ニハ、他方締約國ハ紛争ノ全權
 續期間中、中立ヲ守ルベキ旨ヲ約束シタノト全然趣意ヲ同フスルノ
 デアル。

獨逸、蘇聯間ノ不侵略條約第二條ハ、日蘇中立條約第二條ト同ジク
 布モ第三國ヨリシテ締約國ノ一ニ對シテ武力的行爲ガ行ハルル場合
 ニハ、何レノ挑發又ハ攻撃（即侵略）ニ因ルヤヲ問フコト無ク、第
 三國ヲ支持スルコト無カルベキヲ約スルモノト解スベキデアル。是
 レ攻撃ヲ受ケタル場合ニ第三國ヲ支持^{セザル}其ノ義務ヲ限ラントスル者
 通ノ中立條約ノ規定（註）ト異ナル所デアル。又攻撃ガ何レノ國ヨ

外務省

リ行ハレタルヤヲ問ハヌノデアアルカラ、勿論攻撃ガ挑發ニ基クヤ否
 ヤヲ問フ管ハナイノデアアル。

（註）千九百三十六年四月ノベルリン署名ノ獨逸及蘇聯間ノ協約
 第二條ハ平和的態度ニモ拘ハラズ、締約國ノ一ガ一又ハ二
 以上ノ第三國ニ依リ攻撃ヲ受クルトキハ第二ノ締約國ハ當
 該紛争ノ全權續期間中中立ヲ維持スルコトヲ約シタ。

千九百三十三年九月ノ伊太利、蘇聯間ノ修好、不侵略及中
 立條約第二條ハ、締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ハ
 侵略（即攻撃）ヲ受ケタル場合ニ於テハ、他方ノ締約國ハ
 當該紛争ノ全權續期間中中立ヲ維持スルコトヲ約スルト爲
 シ（第一項）更ニ進テ締約國ノ一方ガ一ノ國ニ對シ侵略ニ
 際ヘタル場合ニ於テハ、他方ノ締約國ハ何等ノ豫告ナクシ
 テ本條約ヲ廢棄スルヲ得ル旨ノ規定（第二項）ヲ設ケタ。

外務省

B-0062

0245

一方ニ於テ三國條約上米國又ハ「ソ」條ヨリノ主張ニ因リテ是等ノ
圖ト三國條約締結圖トノ間ニ法律上又ハ事實上ノ戰爭ノ起ル場合ニ
於テハ上述ノ如ク第三條所定ノ援助義務ヲ發生スルモノト爲スベキ
アルガ、他方ニ於テ我國又ハ獨逸ハ條約締結トシテ不侵略條約上又
ハ中立條約上ノ義務トシテ條約締結ノ第三圖ト行フ所ノ軍事的行爲ノ行
ハルル際第三圖ヲ助ケザルノ義務ヲ負フヲ以テ、事實上ノ矛盾^信ノ生
スル場合ガ出來ルノアルガ、是レ現在ノ國際關係及國際法ノ狀態
ニ於テハ止ムヲ得ナイノアル。是ノ如ク甲乙間ノ條約ト甲丙間ノ
條約トノ間ニ之ヲ行ヘバ事實上ノ矛盾ヲ生ズベキ場合ニツキ、甲乙
間ノ條約ガ前ニ結バレル^後ニ結バレタ甲丙間ノ條約ノ前ノ甲乙間
ノ條約ト矛盾スル限り無効アルトスルノ國際法ノ原則ノ存在スルニ
トシテ尠ク學說ヲ存スルノアルガ此種ノ原則ハ學說上唱ヘラレタルニ
止マリ未ダ國際慣習法ノ原則トシテ成立スルニ至ラナイノアル。
國內法上ノ例^例ニ照シテモ、甲乙間ノ條約ト甲丙間ノ條約トノ間ニ

外務省

之ヲ行ハントセバ事實上ノ矛盾ヲ生ズベキ場合ヲ存スルコトガアリ
得ルノアルヲテ、特ニ條約ノミヲ發生セシムル^例ニ在リテハ、特ニ國
內法上ノ反對ノ原則ガ出來ヌ以上ハ前ニ結バレタル甲乙間ノ條約ガ
^後ニ結バレタ甲丙間ノ條約ニ勝ツト定マツテハ居ラヌノアル。國
際法ノ範圍ニ於テモ同様アルガ國家間ノ間違タル國際條約ニ對シ
テ、其ノ二圖間ノ條約タル場合ニモ、法律ノ性質ヲ之ニ認メントス
ルノ思想ガ存在スルヨリ、二ノ法規ノ間ノ事實上ノ矛盾ヲ避ケルノ原
則ガ國際法ノ範圍内ニ於テ存スベキモノト斷斷シテ、上述ノ如ク原
則ノ存在ガ唱ヘラレタルニ至ツタモノト思ハレル。若シ上述ノ如ク原
則ヲ存スルモノト假定スルトキハ、獨逸間ノ不侵略條約ト日蘇間ノ
中立條約トハ、其内容ガ殆ド相等シキニ拘ハラヌ、其ノ三國條約ト
事實上矛盾スル點ニ關スル限り、三國條約以前ニ結スレタル國際條約
ノ不侵略條約ハ三國條約ニ勝チテ行ハレ、我國ハ條約締結ト戰爭ヲ行フ
モ、獨逸^ハ不侵略條約第二條ヲ適用シテ三國條約上ノ我國ニ對スル

外務省

B-0062

0246

援助義務ヲ有セザルコトヲ主張シ得ルニ應リ、三國條約ニ從テテ結
 ばレタル日露中立條約ハ之ニ先チテ結ばレタル三國條約ガ之ニ勝チ
 テ行ハルニ應リ、我國ハ中立條約ノ存スルニ拘ラズ三國條約上開諸
 ヲ援助スルノ義務ヲ負フコトナラザル。然レドモ是ノ如キ結
 果ハ實際上不合理ナルノミナラス、上述ノ如キ原則一國內法上ノ原
 則トモ必ズシモ同ジカラズ（上文參照）法ノ一般原則ニ屬スルト旨
 比得ザル上述ノ原則ハ、未ダ國際慣習法上ノ原則トシテ成立スルニ
 至ツテ左ガナイノデアアル。甲乙間ノ條約ト甲丙間ノ條約トノ事實
 上ノ矛盾ヲ去ラント欲シテ、強テ上述ノ如キ原則ノ存在ヲ唱フルト
 スルモ、之レ現實國際法上ノ效力ヲ認メ得ナイノデアアルガ、同條ナ
 ル思想ニ基キ條約國ヲ異ニシ又多クノ場合ニハ條約時ヲ異ニシテ結
 ばレタ甲乙間ノ條約ト甲丙間ノ條約トノ間ニ矛盾ナル條約解釋論
 ニ依リ事實上矛盾ヲ去ラント欲スルモ、多クノ場合ニ於テ成爲困難ナ
 ルヲ免カレザルベキデアアル上述ノ如キ條約國ノ事實上ノ矛盾ヲ去ラ
 ズ

外務省

ント欲セバ、條約國、特ニ甲ノ地位ニ在ル國ノ努力ヲ須クシバナラ
 ズ（註二）

外務省

B-0062

0240

但シ場合ニ依リ一定ノ目的ヲ達スル爲メ是ノ如キ矛盾ヲ避ケザル
ノミナラズ、却テ知リナカラ政治ノ利益ノ爲メ是ノ如キ矛盾ヲ生
ゼシメルコトガアル。今四日蘇中立條約ニ於テ攻撃ノ何國ヨリスル
ヲ問ハズ、有モ條約國ガ第三國ノ軍事的行動ノ對象トナルトキハ、
中立ヲ守ルベキコトヲ約束セタコトハ、三國條約上獨シガ蘇聯ノ政
策ヲ受タルトキハ我國ガ獨逸ニ援助ヲ與フルノ義務ヲ負ヘルコトト
事實上矛盾スル場合ヲ生ズル虞ヲ生ゼシメルノデアアルガ、我國ガ蘇
聯ノ中立ヲ維持スル目的ノ上ヨリ言ヘバ、侵略又ハ攻撃ガ何レヨリ行
ハレタル手又ハ攻撃ガ對テ蘇聯ノ挑撥ニ依リ促サレタル手其ノ點ニ關
係ナク苟モ我國ガ第三國タル米國ニ依ル軍事的行動ノ對象トナルト
キハ、蘇聯ヲシテ中立ノ地位ニ立タシムルノ利益ガアルノデアアル。
侵略又ハ攻撃ガ何レノ國ニ依リ行ハレタル手又ハ攻撃ガ對テ蘇聯ノ挑
撥ニ依リ促サレタル手其ノ點ニ關シテ、之ヲ認定スルニツキ蘇聯ノ挑
存スルノデアアツテ、此困難ハ中立條約上ノ中立ヲ守ルノ義務ヲ免カ

外務省

レントスル國ニ口實ヲ貸スコトガアリ得ルノミナラズ若シ攻撃又ハ
侵略ガ第三國ニ依リ行ハルルコトヲ、中立ノ地位ヲ守ルノ條件トス
ルトキハ、例ヘバ獨逸ガ米國ノ攻撃ヲ受ケ我國ガ三國條約上ノ義務
トシテ獨逸ヲ援助シ是ガ爲メ我國ガ米國ノ軍事的行動ノ對象トナル
ニ當リ、我國自身ガ米國ノ攻撃ヲ受ケタルニ非ザルノ故ヲ以テ、蘇
聯ハ我國トノ關係ニ於テ中立ヲ守ルノ義務ヲ負フコト無キヲ認クニ
至ルノ餘地ガナクモナイノデアアル。故ニ蘇聯ノ中立ヲ確ムル目的ノ
上ヨリ見ルトキハ、假令三國條約トノ事實上ノ矛盾ヲ生ズルトスル
モ、攻撃、侵略又ハ挑撥ノ如何ヲ問ハズ苟モ我國ガ第三國（例ヘバ
米國）軍事的行動ノ對象トナルトキハ、蘇聯ヲシテ中立ヲ守ラシム
ルコトト定ムルヲ利益トスベキデアアル。

外務省

B-0062

0248

(註二)例へば日英同盟協約締結ノ後、英國ガ米國ト條約ヲ結ビ、其間ノ紛議ヲ仲才裁判ニ依リ決スベキヲ定メ、且ツ其國ト戰爭ヲ行ハザルベキヲ約スルコトアリトスルモ、是ガ爲メニ當然英國ノ日英同盟上ノ義務ガ米國ニ對スル關係ニ於テ效力ヲ失フコトモ無ク、又英米國ノ此種ノ同意ガ當然初ヨリ無効ナルコトモ無イトモサネバナラス。英國ハ、實際ニ於テ米國ト此種ノ同意ヲ結ブニ至ラザリシモ、其ノ米國ニ對スル關係ニ於テ日英同盟條約上ノ義務ヲ免カレント欲セルモヨリ第三日英同盟協約ニ於テ、英國ガ主張シテ、締約國ノ一方ガ總括的仲才裁判條約ヲ結ベル國ニ對シテハ、兵力的應援ノ義務ヲ存セザル趣意ノ條款ニ置クニ至ツタ。三國條約第三條ニ獨逸ト蘇聯トノ間ノ不侵略條約第二條トノ事實上ノ矛盾ノ結果トシテ、我國ガ蘇聯ノ攻撃ヲ受ケテ之ト戰フ際ニ於テ獨逸ガ蘇聯ト結ベル不侵略條約第二條ヲ採用シテ我國ニ對スル三國條約上ノ援助義務ヲ免カレントスルコトアリト決定スルモ、

外務省

我國ハ獨逸、蘇聯間ノ不侵略條約ガ我國、獨逸及伊太利間ノ三國條約ノ法律上ノ效力ヲ動カスコト無キヲ主張シ得ベキト同様、獨逸ガ蘇聯ノ攻撃ヲ受ケテ之ト戰フ際ニ於テ、我國ガ蘇聯ト結ベル中立條約第二條ヲ採用シテ獨逸ニ對スル三國條約上ノ援助義務ヲ免カレントアリト決定スルモ、獨逸ハ我國、蘇聯間ノ中立條約ガ我國、獨逸及伊太利間ノ三國條約ノ法律上ノ效力ヲ動カスコト無キヲ主張シ得ベキデアル。事實上ノ問題トシテモ我國又ハ獨逸ガ上述ノ二條約ノ事實上ノ矛盾ニ關スル點ニツキテ不侵略條約又ハ中立條約ヲ無視スルコト無キモノト考ヘラレム。

外務省

B-0062

0249

三國條約ノ援助義務發生條件ハ、締結中ノ一國ガ第三國ノ攻撃ヲ受ケタル場合ニ於テ始メテ始ムルヲ以テ、攻撃ノ何カルヤヲ論定スルノ必要ガ存スル。

同條約ハ挑撥スルコト無クテ攻撃ヲ受ケタル場合ニ限ラズテ、攻撃ヲ受ケル一切ノ場合ニ於テ援助義務ノ發生ヲ認メラレムルヲ以テ、是レ挑撥ノ有無ノ如キハ、之ヲ論定スルコト頗ル困難ニシテ、挑撥ヲ免レルコトニ口實ヲ貸スノ虞ヲ存スル爲メニ、斯ク定メラレタルコトト考ヘル。攻撃ニ對スル挑撥ノ有無ノ問題ハ起ラヌコトト考ヘテ、攻撃ガ何國ニ依リテ行ハレタ乎ノ問題ニ至ラズ、之ガ判定ハ困難ガ少ナカラヌデアル。

攻撃 (attack) ノ際ハ時々侵略 (aggression) ノ際ト區別サレテ用イラレルガ、最近ニ於テ多クハ略同視スル意圖ニ用ヒラレムルデアル。國際聯盟規約ノ定メラレタル頃ヨリ其第十條ノ用辭例ニ遊イテ、侵略

外務省

ノ際ガ國家領土ノ保全及不可侵蝕ニ政治的獨立ニ對シテ侵略的暴行ヲ指ス爲メニ多ク用ヒラレ侵略ハ主トシテ總テ侵略ニ關スルト考ヘラレタガ(註三)、不戰條約ガ締結サレタ以後許多ノ所謂不戰條約ハ、單純ニ領土關係ノ不可侵蝕的約束スルヲ以テ満足セズシテ、戰爭又ハ之ニ至ラザル強力的手段ニ訴ヘ又ハ侵略ヲ行フコト無カルベキ旨ヲ約スルコトヲ要旨トスルニ至ツタ。(註四)是ニ至リ侵略ノ際ハ略兵力的攻撃ト同意義ニ用ヒラレムニ至ツタ。(註五)唯侵略ノ際ハ義務違反ノ觀念ガ攻撃ノ際ニ比シテ稍強ク響ク感ガアルノデアハ無イカト思ハレタ。(註六)是ノ如ク攻撃ハ屢々侵略ト略同意ニ用ヒラレムルデアラカラ三國條約中ノ攻撃ノ際ノ意義ヲ求メルニ當ツテ後述ノ如ク侵略ノ意義ヲ定ムルノ條約ノ規定ヲ參考スルヲ得ルコトトスルノデアアル。

外務省

B-0062

0250

(註三) 國際聯盟規約第十條ハ、「聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ、且外部ノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス」ベキヲ定メタ。

千九百二十五年締結、白耳義、佛蘭西、グレート・ブリタン及伊太利間ノロカルノ相互擔任條約ハ、獨逸及佛蘭西又ハ白耳義間ノ領土の現状維持及境界ノ不可侵ヲ約束シタ。

千九百二十七年十月ノ蘇聯、波斯間ノ保障及中立ニ關スル條約第二條ニ於テ、各條約國ガ、他方締約國ニ對スル一切ノ侵略及侵略的行爲 (*toute agression et... toutes actions agressives*) ヲ行フコト無ク、他方締約國ノ領土内ニ其兵力ヲ入レザルベキコトヲ約スルコトガ定メラレタ (第一項) 。

千九百三十二年一月署名ノ蘇聯、フィンランド間ノ不侵略及紛争平和的解任條約第一條ニ於テ、締約國ハ相互的ニ千九百二十年十月ドルバットニ於テ締結サレタ講和條約ノ定ムル兩國間ノ現存境

外務省

界ノ不可侵ヲ確保シ、且ツ締約國ノ一方ガ他方ニ對シテ一切ノ侵略^ヲ行ハザルベキヲ約シ (第一項) 、而シテ締約國ノ領土ノ保全及不可侵又ハ其政治的獨立^ヲ於テ一切ノ暴行ヲ以テ、其ノ開戦宣告無クシテ行ハルルトキニ於テモ侵略ト考フベキモノトシタ (第三項) 。

外務省

B-0062

0251

(註四) 千九百三十三年ノ伊太利・蘇聯間ノ修好、不侵略及中立
條約第一條ノ不侵略及不可侵條款ハ左ノ如キモノデアアル。

締約國ノ一方ハ、如何ナル場合ニ於テモ、他方ニ對シテハ、單
獨ニテ爲スト、一又ハ二以上ノ第三國ト共同シテ爲ストヲ問ハ
ズ、戰爭ニ訴ヘ又ハ陸路、海路若ハ空路ニ依ル侵略 (agressiōn
ヲ爲スコト無カルベキヲ及他方ノ主權ノ下ニ在ル領土ノ不可侵
ヲ尊重スルコトヲ約ス

千九百三十九年八月ノ獨逸・蘇聯間ノ所屬不侵略條約第一條ハ左
ノ如クデアアル。

兩締約國ハ、單獨ナルト又別國ト共同ナルトヲ問ハズ、相互間
ニ如何ナル武力的行動、如何ナル侵略的行爲又ハ如何ナル攻撃

(Jeder Gewaltakte, jeder aggressiven Handlung und jeder Angriffs)
ヲ爲サザルノ義務ヲ負フ

千九百三十九年五月及六月ノ獨逸ト丁抹又ハエストニヤ又ハラト

外務省

ヴィヤトク不侵略條約ハ左ノ如ク規定ヲ置イタ。

(第一條) 獨逸國及丁抹國 (又ハエストニヤ又ハラトヴィヤ)
ハ、如何ナル場合ニ於テモ相互ニ戰爭又ハ他ノ種類ノ實力行使
ニ訴ヘザルベシ

第三國側ヨリ締約國ノ一方ニ對シ第一項ニ掲ゲラレタル種類ノ
行動ニ出デタル場合ニ於テハ、他方ノ締約國ハ如何ナル方法ニ
依ルモ右行動ヲ支持セザルベシ

外務省

B-0062

0252

(註五) 侵略ノ斷ガ主トシテ強力ノ行使ニ關スル意義ニ用ヒラレ
兵力的攻撃ト略同意義ニ用ヒラレムニ至ツタコトハ、蘇聯ガ中心
トナリ、千九百三十三年七月三日蘇聯、羅馬尼亞、土耳其、波蘭
波斯、アフガニスタン、ラトヴィア、及エストニアノ間ニ結バレ
タ八國條約及翌日蘇聯、羅馬尼亞、チェッコスロヴァキヤ、土耳
古、ユーゴースラヴィヤノ間ニ結バレタ五國條約故ニ七月五日蘇
聯トリスアニヤトノ間ニ結バレタ二國條約等ノ侵略ハ定義ニ關ス
ル條約中ノ規定(第二條)ニ依リテ察シ得ベキデアル。是等條約
中ノ關係規定(第二條)ハ本文後文ニ之ヲ掲グベキヲ以テ茲ニハ
之ヲ略スノデアル。

外務省

(註六) ハトヴアド・ロー・スタイルガ中心トナレム米國ノ國際
法研究團ノ作製セル「侵略ノ場合ニ於ケル國家ノ權利義務案第一
條中ニ於テ、侵略ノ定義ヲ與ヘタガ、兵力ニ備ヘルコト及義務違
反ヲ以テ侵略ノ二ノ重要要素ト爲シタ。
右ノ定義ハ左ノ如キモノデアル。

"Aggression" is a resort to armed force by a State when
such resort has been duly determined, by a means which that
State is bound to accept, to constitute a violation of an
obligation.

攻撃即チ侵略ノ何タルヤニ關シテ、蘇聯ガ中心トナツテ、千九百
三十三年七月三日結バレタ八國條約、其翌日ニ結バレタ五國條約
等ニ所謂侵略(aggression)ノ定義ニ關スル諸條約(註參參照)
中ニ於テ、左記ノ開戦宣言文ハ強力ノ力爲(五ノ場合ハ一國ノ領
域ヲ基地トスル武装隊ニ對スル支援及保護)ヲ最初ニ行ツタ國ヲ

外務省

B-0062

0253

侵略國ト認ムベキモノト爲シタ。(本條約ノ第二條參照)。

一 他ノ一國ニ對スル開戦宣言

二 開戦宣言ナシト雖モ右ノ國ノ兵力ニ依ル他ノ一國ノ領域ヘノ侵入

三 開戦宣言ナシト雖モ右ノ國ノ陸軍、海軍又ハ空軍ニ依ル他ノ一國ノ領域、船舶又ハ航空機ノ攻撃 (attack)

四 他ノ一國ノ沿岸又ハ港ノ海上封鎖

五 各國ノ領域ニ於テ編成セラレタル武装隊ニシテ他ノ一國ノ領域ニ侵入シタルモノニ對スル支援ノ供與又ハ被侵入國ノ要求アルニモ拘ラズ右武装隊ヨリ一切ノ援助又ハ保護ヲ稱奉スル爲ニ各自ノ領域ニ於テ其ノ爲シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトノ拒絶

外務省

上述ノ侵略ノ定義ニ關スル條約(第二條)ニ舉ゲラレタル所ハ、四ノ場合ヲ除イテハ、開戦宣言又ハ他國ニ對スル強力行使ノ開始デアラフテ、三國條約ノ所謂攻撃ハ、概シテ(後文參照)是等ノ行爲ノ最初ニ行ハルル場合ヲモ含ムモノト解シ得ルノデアアル。四ノ場合ノ行爲ハ國際法上ノ義務違反ノ場合ナルモ之ヲ攻撃ノ場合ト認ムルヲ得ベキヤ否ヤニ關シテ疑問ヲ生スル。又上述ノ侵略ノ定義ニ關スル條約(第二條)ニ舉ゲラレタルモノヨリ以外ノ行爲ニツキテ疑問ヲ生スルコトガアリ得ル。中立國ガ行フ所ノ中立義務違反ノ行爲ガ交戦國ノ一方ニ對スル攻撃ト稱スルヲ得ルニ至ルコトハ、上述ノ侵略ノ定義ニ關スル條約中ニ列舉サレタル行爲ノ行ハレタル場合以外ニハ、概メテ稀デアルト言フベキデアアル。中立國ガ交戦國ノ一方ニ軍事上ノ基地ヲ提供シ又ハ軍艦、航空機又ハ其他ノ兵器ヲ供給シ、交戦國ノ一方ノ利益ノ爲ニ端(註八參照)ヲ行フ如キ行爲ハ、重大ナル中立義務違反行爲ナル

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0254

ニ拘ハラズ、未ダ攻撃ヲ以テ目スルヲ得ナイノデアアル。
中立國ガ其軍艦ヲシテ自國商船ヲ護送セシムル場合ニ於テハ、交戦
國軍艦ガ中立國軍艦ノ護送ヲ行フコトヲ認メテ、護送ノ下ニアル中
立國商船ニ對スル臨檢ヲ行ハザルベキモノナルヤ否ヤノ問題ヲ存ス
一旦千九百九年海峽法親會議ノ議定セル倫敦宣言ニ依リ英國ノ艦歩
ヲ以テ、軍艦ノ護送權ヲ認メ、一定條件ノ下ニ臨檢ヲ行ハザルコト
ヲ定メタガ、倫敦宣言ハ諸國ノ批准ヲ得ズテ止シタ。中立國軍艦
ガ一方ノ交戦國ノ軍艦又ハ商船ヲ護送スル如キハ當ニ明白ナル中立
義務違反ヲ構成スルモ、之ヲ以テ直チニ他方交戦國ニ對スル攻撃ト
辨スルコトヲ得ナイト考ヘル。是ノ如キ場合ノ護送ハ、未決的、可
能的ナル戰争行為 (potential act of war) ト辨シ得ベキニ拘ハラズ、
護送軍艦ト交戦國ノ軍艦又ハ航空機トノ間ニ強力的衝突ガ起ルニ至ル
ニ至ル迄ハ、眞ノ戰争行為ガ行ハレタリト云フヲ得ズ (註七)、又
攻撃ガ行ハレタリト云フヲ得ズモノト考ヘル。

外務省

(註七) 米國ノ護送軍艦又ハ哨戒軍艦ガ進テ獨逸ノ軍艦又ハ航空
機ニ對シテ強力的行為ヲ行ヘル場合ニ於テ米國其モノガ攻撃ヲ行
フタト言ヒ得ル。ハ、米國政府ノ事前ノ命令ノ下ニ之ヲ行ヒ又ハ
米國政府ノ事後ノ是認ノ受テ事實ヲ存スルヲ要スルモノト思ハ
レル。而シテ是ノ如キ強力的行為ニ依リ直チニ開戦ガ行ハレタ
認ムベキヤ否ヤニ關シテハ、米國ノ憲法上、大統領ニ宣戰ノ權限
ナク、國會(コンダレス)ノミガ此權限ヲ有スルヲ以テ米國政府
ハ(攻撃ヲ行フコト)ノ事前的命令ヲ與ヘ又ハ事後ニ攻撃的行為ヲ
是認シ得ルモ)、強力的行為ニ依リ直チニ國際法上ノ戰爭狀態ノ
開始ヲ認ムルヲ得ズシテ、兩院ノ議決ヲ經テ宣戰ノ行ハルルヲ待
タネバナラヌト考ヘラレル(ハイド國際法第二卷一九八頁註一及
ムーア國際法「ダイシユスト」第七卷一六二頁乃至一六八頁參照)。
攻撃ハ概シテ開戰宣言ヲ發シ又ハ強力的行為ヲ先ヅ行ヘル國ガ之ヲ
行ツタコトト認ムベキデアアルガ、對手國ノ攻撃ヲ受クルノ形勢切迫

外務省

シ自衛ノ必要上止ムヲ得スレテ對手國ノ攻撃ノ機先ヲ制スル爲メ先
ヅ強力的行爲ヲ開始シタ場合ハ之ヲ同盟條約上ノ援助義務發生ノ條
件タルベキ攻撃ノ行ハレタル場合ト見ルベキヤ否ヤニ關シテ疑問ヲ
存スルヲ免カレナイ。其以後ノ場合ニモ條約ニ所謂攻撃ノ行ハレタ
ルヤ否ヤノ認定ノ困難ナル場合ガ生ジ得ベキデアアル。侵略ノ定義ニ
關シテ第四聯盟總會ニ於テ組織サレタ臨時混合委員會ノ特別小委員
會ノ報告ハ侵略ノ單純ナル定義ノ定メ難ク、何時ニ侵略行爲ノ現實
ニ起ルヤヲ定ムルノ單純ナル規準ノ案出シ難キノ故ヲ以テ聯盟理事
會ニ完全ナル裁量權能ヲ與フルノ必要ヲ説キ、動員又ハ境界侵犯ノ
如キヲ規準トシテ侵略ノ定義ヲ定ムルコトノ價值ナキニ至ラザ理由
ヲ詳述シタ（第五總會記録「ブレナリー・ミーチングス」四〇二、
四〇六頁參照）。

一定ノ行爲ガ條約ニ所謂攻撃ヲ組成スルヤ否ヤハ、普通ノ場合ニハ
客觀的標準ニ依リテ決スベク或國ガ認定權ヲ專有シ、主權的標準ニ

外務省

依リ決スルト實フ如キコトハ無カルベキデアアル。是レ條約ノ解釋ニ
關スル一般的原则^{（外ナラナイ）}也。然レトモ種々ハ特約ヲ設ケテ或國ガ專ラ
認定權ヲ有スルコトヲ定メ得ヘク又締約國ノ協議ヲ以テ認定スルコ
トヲ定メ得ベキデアアル。

外務省

B-0062

0256

六

三國條約第三條ハ、三國^{締結}約國中何レカノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ依リ攻撃セラレタルトキハ、三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキヲ定メタ。援助義務發生條件ガ備ハルトキニ於テ、必ズシテ國際法上ノ戰爭状態ヲ開始スルヲ要セズ、又場合ニ依リ事實上ノ戰爭状態ヲ開始スルコトヲ避ケ得ルモノトスベキモ一切ノ政治的、經濟的及軍事的手段（Mit allen politischen, wirtschaftlichen und militärischen Mitteln）ヲ以テ援助スルコトヲ約スルモノナルヲ以テ、當面ノ實際ノ事態ニ於テ出來得ル丈ケノ是等ノ手段ニ依ル援助ヲ與ヘネバナラヌ。但シ條約國ガ自己ノ戰爭ニ從事スル場合ニ於テハ其事態ノ下ニ於テ條約國ノ爲ニ出來得ル限りヲ盡スヲ以テ充分ト爲サネバナラヌ。

(終)

(日本標準規格B5)

外務省

「日本國、獨逸國及伊太利國間ノ三國條約ニ付テ」ニ關スル正誤

(1) 第十四頁第十行終尾ヨリ次行ニ亘ル「三國條約第三條」云々ヨリ第十五頁第十行ニ至ル迄本文トシテ字上げ。

(2) 第二十六頁「攻撃ガ行ハレ」以下ヲ削除シ、左ノ文句ヲ加ヘル。
 普通ニ所謂攻撃ガ行ハレタト斷定シ難キモノト考ヘル。
 但シ間接ノ攻撃ガ行ハレタト認メ得ベキヤ否ヤニ關シテモ純粹ナル法律問題トシテハ、締約國間ノ特別ノ協議（條約締結ノ際立法上條約中ノ攻撃ノ語ニ關シテ付スベキ意義ニ關スル協議又ハ條約ノ實施ノ際解釋上條約中ノ攻撃ノ語ニ關シテ付スベキ意義ニ關スル協議）ニ依ルニ非ザレバ、軍艦護送ニ依リ直チニ間接的攻撃ナルモノヲ存スト明白ニ斷定シ難キモノト考ヘル（註七參照）。

(3) 第二十七頁（註七）全文ヲ削除シ、（註七）トシテ左ノ文句ヲ入レル。

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0257

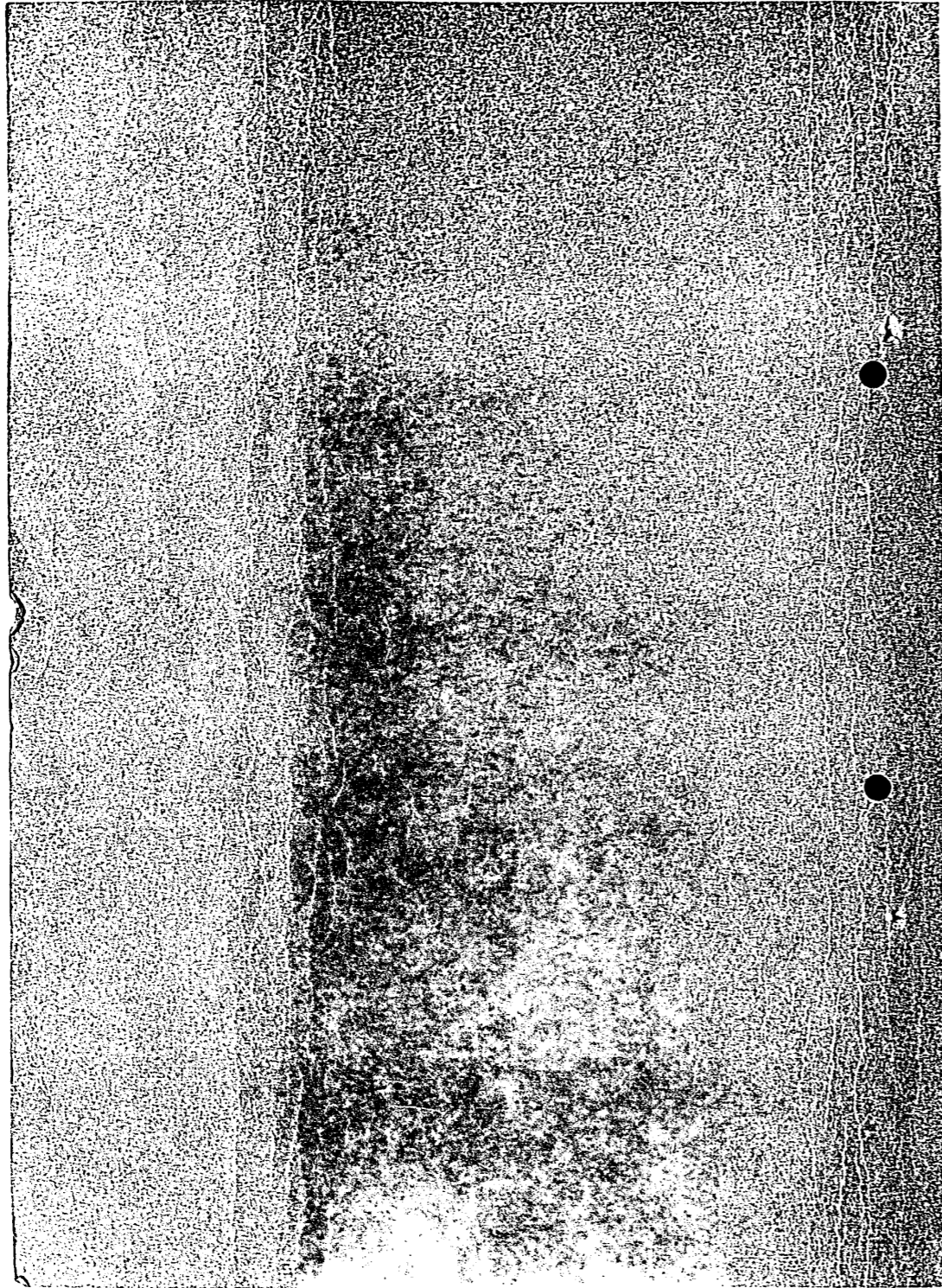
(註七) 別稿「哨戒及護送ニ關シテ」参照。

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0258



B-0062

0259

前ニ結バレタ甲乙兩國間ノ條約ト後ニ結バレタ甲丙兩國又ハ甲丙丁三國間ノ條約(例ヘハ日蘇中立條約ト日獨伊三國同盟條約)トノ間ニ實質上ノ抵觸ヲ存スル場合ニ關スル法理上ノ疑問

立 作太郎(大七九)

日蘇中立條約第二條ハ、締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對象トナル場合ニハ他方條約國ハ該紛争ノ全繼續期間中、中立ヲ守ルベキ旨ヲ約束シタノデアルガ、是レ獨逸及蘇聯間ノ所謂不侵略條約第二條ガ締約國ノ一方ガ第三國側ノ武力的行爲ノ目標トナレル場合ニハ、他方ノ締約國ガ如何ナル形式ニ於テモ右第三國ヲ支持セザル旨ヲ約シタノト、用語ノ差異アルニ拘ハラズ、趣意ヲ同フスルモノト認メネバナラヌ。是等ノ規定ニ於テ、苟モ第三國ヨリシテ締約國ノ一ニ對シテ軍事行動又ハ武力的行爲ガ行ハレル場合ニハ、何レヨリ挑發セルヤ又ハ何レヨリ攻撃ヲ行ヘルヤヲ問フコ

(日本標準規格B5)

外務省

別行

ト無ク、第三國ヲ支持スルコト無カルベキ旨ヲ約スルモノト解スベキデアル。已ニ攻撃ガ何レノ國ヨリ行ハレタモノナルヤヲ問ハナイノデアアルカラ、勿論攻撃挑發ニ基クヤ否ヤヲ問フ筈ハナイノデアアル。然ルニ獨蘇不侵略條約ヨリ後レテ結バレタルモ日蘇中立條約ニ先チテ結バレタ日、獨、伊間ノ三國條約ニ於テハ其第三條ニ於テ、三締約國中何レカノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ依リ攻撃セラレタルトキハ、三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキ旨ヲ約スルヲ以テ該同盟條約上ノ第三國(例ヘバ米、國又ハ蘇聯)ト三國條約締約國ノ一トノ間ニ法律上又ハ事實上ノ戰爭ノ起ル場合ニ於テハ第三條所定ノ援助義務ガ他ノ三國同盟條約締約國ニ對シテ發生スルモノト爲スベキモノナルガ、他方ニ於テ我國ガ日蘇中立條約ニ依リ又獨逸ガ獨蘇不侵略條約ニ依リ是等ノ條約ノ關係ニ於ケル第三國(例ヘバ日蘇中立條約ノ關係ニ於テハ第三國中ニ獨又ハ伊ヲモ含ミ、獨蘇不侵略條約ノ關係ニ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0260

於テハ第三國中ニ我國及伊ヲモ含ムノデアル一ガ蘇聯ニ對シテ軍事行動又ハ武力的行爲ヲ行フ場合ニ於テハ戰爭ガ何レノ攻撃ニ因リテ生ジタルカラ問ハズ、蘇聯ト戰フ第三國ヲ援助セザルノ義務ヲ負フノデアル。故ニ例ヘバ三國條約締約國タル我國ガ獨逸ガ締約ノ當時歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國タル蘇聯ニ依リ攻撃サレタモノト認メテ、三國條約ノ規定ニ依ルトシテ、獨逸ヲ援助スルトキハ、日蘇中立條約ニ違反スルコトトナルノデアル。是ノ如ク甲乙兩國間ノ條約ト甲丙丁三國間ノ條約トノ間ニ實質上ノ抵觸ヲ存スル場合ニ於テ純然タル法理上ノ議論トシテ、何レカノ條約ノ規定ヲ他ノ條約ノ規定ニ勝タシメルコトガ國際法上定ツテ居ルカ否カノ疑問ガ起ルノデアル

(日本標準規格B5)

外務省

二
上述ノ如キ實質上ノ抵觸ノ場合ニ於テハ同一當事國ノ間ニ結バレル條約ニ關シテ認メラレル所ノ條約が前ノ條約ニ勝チテ行ハルベシトスルノ規則ガ適用シ得ナイコトハ言ヲ須タナイ。若シ假リニ是ノ如キ規則ガ適用サルベキモノトスレバ、日蘇中立條約ノ規定ハ、三國同盟條約ノ規定ニ勝チテ行ハレ、三國條約ノ規定ハ獨蘇不侵略條約ノ規定ニ勝チテ行ハレルコトトナルノデアルガ、是ノ如キコトノ認メ得ザルハ勿論デアル。條約當事國ノ雙方ガ全ク同一ナル二ノ條約ニ關シテハ、雙方ノ締約國ガ、前ノ條約上ノ關係ヲ後ノ條約ニ依リ改メルノ意思ヲ有スルト認ムベキデアルカラ、上述ノ規則ヲ適用シテ不當ナルコトハ無イノデアルガ、一方ノ締約國ヲ異ニスル甲乙兩國間ノ條約及甲丙丁三國間ノ條約ニ上述ノ規則ヲ適用シ後ニ結バレタ甲丙丁三國間ノ條約ガ前ニ結バレタ甲乙間ノ條約ニ勝チテ行ハレルコトトスレバ、前ノ條約ノ締約國タルモ後ノ條約ノ締約國タラザル乙

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0261

ノ利益ガ不當ニ害セラレルコトナルノデアツテ、到底是ノ如キコトヲ認メ得ナイ。上述ノ如キ場合ニ於テ後ノ條約ガ當然前ノ條約ニ勝ツトスル如キ^法ハ、流石ニ國際法學者ノ間ニ之ヲ唱ヘル者アルヲ聽カナイ。

外務省

(日本標準規格 B5)

三
上述スル^所ニ反シテ、甲乙兩國間ノ條約ト甲丙兩國間又ハ甲丙丁三國間ノ條約トノ間ニ實質的^法抵觸ヲ存スル場合ニ於テ前ノ條約ガ之ト抵觸スル點ニ於テ後ノ條約ニ勝チ^法行ハルベキモノト爲スノ說ニ至ツテハ許多ノ國際法學者ノ主張スル所トナツタノデアアル。是說ハ^法ヴァツテルガ夙ニ其ノ千七百五十八年ニ於テ公ニシタ著書中ニ於テ説イタ所デアツテ、後ノ條約ハ前ノ條約ニ反スル範圍内ニ於テ無効デア^法ルト爲シタノデアアル。(註一)此ノ^法ヴァツテルノ當然無効^法ハ^法ヴァツテル以後ノ許多ノ學者ノ執ル所トナツタ(註二)。假令後ノ條約ガ當然無効ナルヲ認ムルニ至ラザルモ、前ノ條約ガ之ト實質上^法抵觸スル後ノ條約ニ勝チ^法行ハレルベキヲ説ク學者ヲモ存スル(註三)。後ノ條約ヲ無効トスル說ニ依レバ^法後ノ條約ハ全然^法無効力ヲ發生スル餘地ナキモノトナルモ、前條約上ノ權利及義務ガ後條約上ノ權利及義務ニ優先スルト爲スノ說ニ依レバ前條約上ノ權利者(即乙)ガ其權

外務省

(日本標準規格 B5)

B-0062

0262

利ヲ主張スルコトナキ場合ニハ後ノ條約上ノ權利義務ガ行ハレ得ル
コトトナルノデアアル。

(註) ヲアツテル國際法第二卷、第十二章、第六十五節及第二
卷、第十七章、第三百十五節參照。

(註二) ブルンチュリ(法典國際法一八八一年版四一四條)、フ
イールド(國際法典一九八條)ホール(國際法第六版即一九
〇九年版、三三四頁)、フィオーレ(法典化國際法一九一八
年版七六二條)、ウルジー(國際法第六版即一八九九年版一
〇五節)、オツペンハイム(國際法、平時、第四版即一九二
八年版、七一三頁)クインシーライト(亞米利加國際法雜誌
第二十六卷(一九三二年)三四六頁以下)等、皆後ノ條約が前
ノ條約ト牴觸スル範圍内ニ於テハ初ヨリ當然無効ナルモノト
爲スノデアアル

デ・ルーテル(現實國際公法第一冊、一九二〇年版、四八〇頁)

(日本標準規格B5)

外務省

ガ、前條約ト實質上矛盾スル如キ後ノ條約ガ拘束力ヲ有セヌ
ト爲シタノハ同様ノ見解ト認メ得ベキデアアル。

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0263

(註三) リヴィエ (國際法「ブランシップ」第二冊五八頁) ハ、
註ニニ舉ゲタ諸學者ノ如ク、前ノ條約ニ反スル後ノ條約ガ初
ヨリ當然無効デアルト爲スニ至ラナイノデアアルガ、前條約ニ
依リテ、前後ノ兩條約ノ共通締約國 (即チ甲) ガ對手國 (即
チ乙) ニ對シテ預フ義務ガ同締約國ガ後ノ條約ニ依リテ預フ
義務ニ優先スルモノト爲シ、後ノ條約ノ權利者タル締約國 (
丙又ハ丙丁) ガ前條約 (甲乙間ノ條約) ノ存在ヲ知リテ結ブ
際ニ於テハ、條約其モノハ無効ナルニ至ラヌモ、是等締約國
(丙又ハ丙、丁) ノ危險ニ於テ條約ヲ結ブモノトシ、假令後
ノ條約ノ權利者タル締約國 (丙又ハ丙、丁) ガ前條約ノ存在
ヲ知ラズシテ締結スルモ、前ノ條約ガ行ハルベキモノデアツ
テ、前條約ノ存在ヲ知ラザルニツキ過失ナキトキハ、兩條約
ノ共通締約國 (甲) ニ對シテ賠償ヲ求メ得ベキモ、前條約ノ
對手締約國 (乙) ノ權利ガ依然優先シテ行ハルベキモノトシ

(日本標準規格 B5)

外務省

タ。
(イ) ヴァード法律學校ヲ中心トスル國際法研究團ノ國際條約
法ニ關スル條約草案第二十二條 (C) 項モ、一國家 (甲) ガ
他國 (丙) トノ條約ニ依リテ、第三國 (乙) トノ前條約上預
ヘル義務ト抵觸スル義務ヲ預フニ至ルトキハ、前條約ニ依リ
預フタ義務ガ後ノ條約ニ依リ預フニ至ツタ義務ニ優先スルト
爲シタ (アメリカ國際法雜誌一九三五年十月ノ第二十九卷第
四號附録一〇二四頁)。
フィリモア (國際法第二冊、第三版即一八八二年版、一二
八頁) ガ約束ヲ結ンダ當事國 (甲) ガ他國 (乙) ニ對スル前
約ニ反シテ行動スルコトハ其權能ノ外ニ在ルノ故ヲ以テ、前
條約ヲ實施セネバナラヌトスルノハ、ヴァツテルガ會ヲ爲セ
ル如ク權能ノ問題ト爲シタ點ニ於テ註ニニ舉ゲタ當然無効
ト近似スル如キモ、實施ニ重キヲ置ク點ニ於テハ註三ニ舉ゲ
タリヴィエ等ノ說ニ近似スルノデアアル。

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0062

0264

若シ假リニ許多ノ國際法學者ノ認メル所ノ上述ノ如キ原則ガ國際法
上存スルト假定スルトキハ、獨蘇間ノ不侵略條約ト日蘇間ノ中立條
約トハ、其内容ガ殆ド相等シキニ拘ハラズ、其ノ三國條約ト事實上
抵觸スル點ニ關スル限リ、三國條約以前ニ結バレタ獨蘇間ノ不侵略
條約ハ日、獨、伊三國條約ニ勝チテ行ハルベク、我國カ蘇聯ト戰爭
ヲ行フモ、獨逸ハ不侵略條約第二條ヲ適用シテ、三國條約上ノ我國
ニ對スル援助義務ノ存セザルヲ主張シ、少クトモ不可侵條約カ三國
同盟條約ニ勝チテ行ハルベキヲ主張シ得ルニ至リ、三國條約ニ後レ
テ結バレタ日蘇中立條約ニ關シテハ、之ニ先ツテ結バレタ三國條約
ガ之ニ勝チテ行ハレ、我國ハ中立條約ノ存スルニ拘ハラズ、三國條
約上獨逸ヲ援助スルノ義務ヲ免カレヌコトナルノデアアル。然レド
モ是ノ如キ結果ハ實際上不合理タルヲ免カレナイト考ヘラレル。

(日本標準規格B5)

外務省

四

前ニ結バレタ甲乙間ノ條約ト後ニ結バレタ甲丙間又ハ甲丙丁間ノ條
約トノ間ニ於テ實質上ノ抵觸ヲ生ズベキ場合ニハ抵觸ノ存スル點ニ
ツキ後ニ結バレタ甲丙間又ハ甲丙丁間ノ條約ガ當然無効デアルトシ
又ハ前條約ガ後條約ニ優先シテ當然行ハルベキモノトスルノ原則ガ
現時ニ於テ法ノ一般原則トシテ成立シテ居ルコトヲ認メ得ナイ。
國內法上ノ合意ニ關シテ或國ニ於テ所謂債權不可侵ノ原則ガ唱ヘラ
レ、前ノ合意ニ基ク債權上ノ權利ガ第三國ニ依リテ尊重ヲ受クベキ
モノト主張サルルノ結果トシテ後ノ合意ノ當事者モ前ノ合意ニ因リ
テ生ジタ債權ヲ尊重スベキモノト爲サレ、是ノ如キ債權ト抵觸スル
合意ヲ後ニ至ツテ結ブモ抵觸ヲ含ム後ノ合意ガ當然無効ナルカ又ハ
履行上ニ於テ抵觸ノ存スル點ニツキ前ノ合意ニ因ル債權ニ勝ツヲ得
ナイト爲サレルノデアアル、是ノ如キ債權不可侵ノ觀念ハ未ダ普遍
的ニ諸國ノ國內法ニ於テ採ララルニ至ラザルヲ以テ、今日ニ於テハ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0266

是ノ如キ國內法ニ關スル觀念ヲ基礎トシテ法ノ一般原則ノ名義ヲ以テ、國際法上ニ於テ是等ノ原則ノ存在ヲ主張シ得ルニ至ラナイノデアル。今日ニ於テハ是點ニ於ケル一般的ノ法理トシテ説キ得ルノハ、前ニ結バレタ合意ガ法律上第三者ニ對シテモ效力ヲ有スル性質ノ物權的權利又ハ其他ノ權利ヲ設定スル場合ニ非レバ、當該合意ニ關係ナキ第三者ヲ當然拘束スルコト無ク、從テ前ニ結バレタル合意タルノ故ヲ以テ當該合意ノ關係ニ於テハ第三者タル後ノ合意ノ當事者ニ對シテ拘束力ヲ及ボスコト無ク、前合意ニ實質上抵觸スルノ故ヲ以テ後ノ合意ガ當然無効トナルコト無キノミナラズ、前合意ガ履行上常ニ優先サルベキモノトモ定マツテ居ラヌコトデアアル。因ヨリ前後ノ合意ノ共通當事者（甲）ハ出來得ル限り實質上抵觸スル前後ノ合意ニ關スル始末ヲ爲スベキ德義上及法律上ノ地位ニ立ツト言ヒ得ベク、抵觸セル合意ノ締結ニツキ故意又ハ過失ヲ存スルトキハ、合意ノ履行ヲ得ザル當事者ニ對シテ賠償ノ法律上ノ責任ヲモ負フベキデアアルガ

(日本標準規格B5)

外務省

前條約ノ當事者ガ合意上ノ權利ヲ拋棄スルコトモアルベク、又賠償ヲ得ルヲ以テ満足スルコトモアルベク、必ズシモ前合意ガ實際上後合意ニ勝チテ行ハルモノト限ラナイノデアアル。國際法ニ於テハ條約ガ二三ヶ國ノ間ニ結バレタ場合ニ於テモ、之ヲ法規トシテ認ムルノ見解ガ廣ク行ハレリ、法規タル條約間ノ矛盾又ハ抵觸ヲ生ズルコトヲ認メ得ヌトスルノ觀念ガ往々抱カレテ、前條約ニ矛盾シ又ハ抵觸スル後條約ヲ無効トスル思想ガ強メラレルモノト思ハレル。然レトモ條約ニモ種々ノ種類ガアツテ、法規ノ性質ヨリモ寧ろ契約ノ性質ヲ多ク有スル種類ノ條約ヲ存シ、此種ノ條約ニ屬スル同盟條約又ハ中立條約若クハ不侵略條約ニツキテ、現實ノ國際法上ノ一般原則トシテ、上述ノ如ク後條約ガ當然無効ナルコトハ認メラレテ居ラヌト言ハネバナラヌ。

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0267

ジョン・フィッツシャー・ウィリアムス（海牙講演集一九三三年、第二卷二八一乃至二八二頁）ハ、第三國ノ現存權利ヲ繼承ス條約ハ、條約當事國間ニ於テ締結ノ際ニ無効ナルコト無シトシ、其ノ結局ニ於ケル失効ガ締約國ノ意思又ハ裁判所ノ宣告ニ依ラズシテ、單ニ第三者ノ行爲ニ因ル^{リテ生ズ}ト爲ス如キハ、國際法ノ一般原則トシテ認メ得ヌ所ト爲シタ。是點ニ於ケルウイリアムスノ所言ハ細微ノ點ニ於テハ必ズシモ精確デナイトスルモ、甲丙間ノ條約ガ甲乙間ノ條約ト實質上低觸スルノ故ヲ以テ、或ハ當然無効トシ、又ハ實施上甲乙間ノ條約ノ勝ツ所トナルトスルノハ、甲乙間ノ條約ノ效力ヲ該條約關係ニ於テハ第三者タル丙ニ及ボサントスルモノデアツテ、合意ノ效果ヲ一定ノ場合ニ於テ第三者ニ及ボスノ規則ガ新ニ確立スルニ至ツタ確證ナキ以上ハ、法ノ一般法則トシテ在來認メラレタル所ノ、合意ノ效果ハ當事國間ニ限ツテ行ハレルノ原則ニ依ルベク、此原則ト異ナル所ノ甲乙間ノ合意ノ效果ガ丙ニ及ボト爲スノ結論ヲ否認セネバナラヌデア^ル。

(日本標準規格B5)

外務省

五

上文ニ於テ法ノ一般原則ノ觀念ヨリシテ、前ニ結バレタ甲乙間ノ條約ト、後ニ結バレタ甲丙間又ハ甲丙丁間ノ條約トノ間ニ於テ實質上ノ低觸ヲ生ズベキ場合ニ、低觸ノ存スル點ニツキ後ニ結バレタ甲丙間又ハ甲丙丁間ノ條約ガ當然無効デアルトシ、又ハ前條約ガ後條約ニ優先シテ當然行ハルベキモノトスルノ原則ガ國際法上ノ原則トシテ成立シ居ルヤ否ヤニ關シテ略說シタガ次ニ國際慣習法上ノ原則トシテ前述ノ如ク原則ガ成立スルニ至ツタト言ヒ得ベキヤ否ヤニツキ略說セント欲スル。

領土權無期又ハ有期ノ政治的租借地權（註四）、委任統治地權ノ如キ、第三國モ尊重スベキ權利ガ前條約ニ依リ已ニ設定サレタ場合ニ於テハ前條約ガ之ト實質上低觸スル後條約ニ勝ツベキコトガ慣習上成立シタコトハ、疑ヲ容レナイ所デア^ル（註五）、然レドモ此種ノ少數ノ場合ヲ除イテハ、未ダ前述ノ如キ原則ガ國際慣例ニ依リ確立

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0268

シタト認ムヘキ根據ヲ求メ得ナイノデアル(註六)。

(註四) 無期ノ政治的租借地ノ例ハ、合衆國ガパナマ運河及其兩側土地ニ於テ有スル政治的租借地デアル。有期ノ政治的租借地ノ例ハ、旅順、大連ガ是デアル。

(註五) 千七百四十三年ノ埃太利トサーデイニヤトノ間ノウオルムス條約ニ依リ、埃太利ハサーデイニヤニ對シテ、其ノ已ニゼノア共和國ニ割讓シタ土地ノ割讓ヲ行フベキ旨ヲ約束シタガ、埃太利ハ其後千七百四十八年ノエークス・ラジャベルノ條約ニ依リ、不充分ナガラサーデイニヤニ賠償ヲ與ヘタ。

外務省

(日本標準規格B5)

(註六) 千七百九十六年亞米利加合衆國ノ一地方裁判所(District Court)ハ千七百七十八年ノ佛國、合衆國間ノ條約ニ依ル合衆國ノ義務ガ、千七百九十四年ノ英國、合衆國間ノ條約ニ依ル合衆國ノ義務ヲ勝ツコトヲ認メタ。併シ是ハ合衆國ノ國內裁判所ノ決定ニ外ナラナイ。

國際裁判所ノ判決ニシテ此場合ニ關係アルハ、パナマ地峽ノ太平洋ト大西洋トヲ聯ネル運河ニ關スル中亞米利加司法裁判所ノ判決デアル。ニカラグアハ千九百十四年八月四日ノブライアン、シャモロ條約ニ依リ、合衆國ニ認ムルサン、ジュアン河及ニカラグア湖ヲ經由スル運河開鑿ノ權利ヲ以テシ、且サン、ジュアン航路ニ對スル絕對的所有權ヲ以テシタガ、此點ニ關スル條約ノ條款ニ關シテハ千八百五十八年四月十五日コスタリカト結ベルカニヤス・クエレス條約ト抵觸スルノ理由ノ下ニ、其效力ヲ争ツタ。ニカラグア、コスタリカ間ノ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0269

上述ノ條約ハ、就中運河ノ開鑿サズキサンジュアン河ノ或ル部
 分ニツキ、自由航行ノ永久的權利ヲコスタリカニ認メタノデ
 アル。是ノ如クシテ、コスタリカハ千九百十四年、ブライアン
 ・ジャモロ條約ガニカラグア、コスタリカ間ノ千八百五十八
 年ノ條約ニ依リコスタリカニ認メラレタ權利ト實質上矛盾ス
 ル權利ヲ合衆國ニ與ヘタト主張シタノデアアル。コスタリカハ
 又ニカラグアガブライアン・ジャモロ條約ニ依リ合衆國ニ認
 ムルニ屬ツタ所ハ、締約國ノ船舶ニ對シテ航行ノ特權ヲ認メ
 タ千八百七十九年十二月二十日ノ中央亞米利加五共和國間ノ平和
 和親及通商ニ關スル一般條約第九條ト牴觸スルト主張シタノ
 デアル。ニカラグア、コスタリカ間ノ此事件ガ千九百十六年
 ニ於テ中央亞米利加司法裁判所ノ裁判ニ付セラレルヤ、同裁
 判所ハ此點ニ關シテコスタリカノ主張ヲ支持シ、ニカラグア
 ガブライアン・ジャモロ條約ノ締結ニ依リ、カニヤス・クエ

(H 本標準規格 B5)

外務省

レス條約及千九百七年十二月ノ中央亞米利加五共和國間ノ一
 般條約ガコスタリカニ與ヘル權利ヲ侵害スルモノトシタ。但
 シ合衆國ガ中央亞米利加司法裁判所ノ裁判管理ノ許ニ立テ故ヲ
 以テ、合衆國及ニカラグア間ノブライアン・ジャモロ條約ノ
 效力其モノニ關シテハ判定ヲ爲スコトヲ拒絶シタノデアアル

(H 本標準規格 B5)

外務省

B-0062

0270

是點ニ關係シテハ千八百七十八年ノ伯林會議ノ際ノサンステフアーノ條約ガ屢々檢カレ、千八百五十六年ノ巴里條約及千八百七十一年ノ倫敦條約ト矛盾スル露土間ノサンステフアーノ條約ハ、巴里條約ニ矛盾スルノ故ヲ以テ、其ノ矛盾ニツキテハ效力ヲ認ムベキニ非ザルコトガ伯林會議ノ成果タル千八百七十八年ノ伯林條約ニ於テ確認ヲ受ケタトシテ屢々説カレルノデアアル。(註七)。然レドモサンステフアーノ條約ガ巴里條約及倫敦條約ト矛盾スルノ故ヲ以テ、矛盾ニ關係シテ當然效力ヲ認メ得ザルコト又ハ前ノ巴里條約ガ後ノサンステフアーノ條約ニ勝チテ行ハルベキコトガ伯林條約ニ依リ認メラレタノデハナイ。(註八)。千八百七十八年ノ伯林條約ハ、歐羅巴ノ一般的政治問題ノ一トシテ近東問題ニツキ伯林條約ニ依ル決定ヲ爲シタノデアツテ、其際サンステフアーノ條約所定ノ或就中其ノ實質上巴里條約又ハ倫敦條約ト抵觸スル或修正的決定ヲ爲シタガ、前サンステフアーノ條約ニ先チテ結バレタ巴里

(II 本標準規格 B5)

外務省

條約其モノガ後ニ結バレタサンステフアーノ條約ニ勝チテ行ハレルコトガ認メラレタ次第ハナイノデアアル。
 (註七) オツペンハイムハ或ル條約ノ締約國ノ一方ガ第三國ト結ンダ條約ニ基ク現存ノ條約上ノ約束ト兩立セザル義務ハ、有效ナル條約ノ目的ト爲スヲ得(註八)爲シ(國際法)第四(派)七―三頁)、露西亞ガサンステフアーノノ條約ノ條項ヲ實施スルコトノ主張ヲ固執スレバ、英國及其他ノ倫敦條約及巴里條約ノ締約國ハ、之ヲ妨グル爲メニ干渉ヲ行フノ權利ヲ有スルト説イタ(同上書二六四頁)。然レドモ此種ノ外交問題ニツキ他國ガ干渉ヲ行ヒ得ベキヤ否ヤノ問題ト、實質上相矛盾スル條約ノ效力ノ問題トハ直接ニ關係スル所ハナイノデア

(註八) ジョン・フィッシュギー・ウイリアムス(海牙講演集一九三三年第二卷二八一頁)ハ、サンステフアーノ條約ガ巴里條

(II 本標準規格 B5)

外務省

B-0062

0271

約及倫敦條約ノ違反ヲ含メルモ、英國ノ抗議アリタルニ因リ
サンステファアーノ條約ガ露土ノ間ニ效力ヲ存セヌコトナツ
タトハ言ヒ得ナイトシ、サンステファアーノ條約ハ千八百七十
八年ノ伯林條約ノ代ル所トナツタニ外ナラヌト爲シタ。

外務省

(日本標準規格B5)

右ノ伯林條約ニ關係シテジョン・フイツシャー・ウイリアムス(海
牙講演集一九三三年第二卷二八一頁)ハドーソン(英國外交政策史
第二卷一九二三年版一四三頁)ガ、^左條約程々然且故意ニ違反サ
レタ例ナシトスルノ言ヲ援キ、英國、ブルガリア、佛國、伊國及露
國ニ依リテ行ハレタル伯林條約ノ違反ガ該條約ノ諸締約國ニ依リ承
認ヲ受クルニ至ラザル間ハ、條約ニ違反シテ結バレタ^レ諸國ノ協定其
モノガ不法ノモノデアルト爲ス如キハ極端ノ言デアルトシ、國際實
踐ハ、國際法ノ一部ヲ成ストシテ、上述ノ如キ結論ヲ認メルコトヲ
絕對ニ禁止スルト説イタ。ウイリアムスノ所言ハ強キニ過ギ、後ノ
協定ノ當事國ガ前條約ノ締約國以外ノ國ヲ含ム場合ト含マザル場合
トヲ區別セズシテ立言スルヲ以テ、穩當ヲ缺ク點ヲ生ズルノデアルガ
後ニ^結連^結ベル甲丙間ノ條約ガ、前ニ^結連^結ベル甲乙間ノ條約ト實質上抵觸
スルトキハ、甲丙間ノ條約ガ無効トナリ又ハ實施上甲乙間ノ條約ガ
當然乙丙間ノ條約ニ勝チテ行ハルベキモノト爲ス如キ原則ガ、國際

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0272

慣習法上確立スルニ至ラザレハウイリアムスノ上述ノ言ニ依リテモ
察シ得ベキデアル。

外務省

(日本標準規格B5)

六

上述スル所ニ依リ、現時ノ國際法上ニ於テ、法ノ一般原則トシテモ
國際慣習法上ノ規則トシテモ、實質上相牴觸スル所ノ一方締約國ヲ
異ニスル二ノ條約ノ場合ニ於テ、後ノ條約ガ牴觸ノ點ニ於テ初ヨリ
當然無効デアルトカ又ハ前ノ條約ガ實施上當然優先スベキモノデア
ルトカ言フ如キ一般的國際法上ノ原則ガ、許多ノ學考所説ニ拘ラズ
已ニ確立セルコトヲ疑ハサルヲ得ナイノデアル。
實際ニ就テ仔細ニ考察スルトキハ、前條約ガ秘密條約デアルトカ又
ハ其他ノ理由ニ依リ後ノ條約ノ締約國ノ一方締約國(丙)ガ過失ナ
クシテ前條約ノ存在ヲ知ラザリシ場合ニ於テ(第三國ニ對抗シ得ル
性質ノ權利ガ前條約ニ依リ設定サレタル特別ノ場合ニ非レバ)、前
條約ノ效力ヲ、前條約ノ關係ニ於テ第三者ニシテ且前條約ノ存在ヲ
知ラザル後條約締約國ニ對抗セシメテ、後ノ條約上ノ權利ガ當然無
効ナルカ又ハ實施上前條約上ノ權利ニ依リ優先サルルト定メルコ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0273

トノ不穩當ナルハ言ヲ須タナイ。假令甲乙間ノ前條約ガ公表ヲ經テ世間公知ノモノデアルトカ、又ハ然ラサルモ特ニ丙ニ通知サレタ場合ニ於テモ、丙國ハ事情ノ變更又ハ其他ノ事由ニ依リ、乙國ガ前條約上ノ權利ヲ固執セザルニ至ツタルモノト信ジテ後條約ト實質上抵觸スル新條約ヲ結ブニ至ルコトモアルベク、而シテ後ノ條約ガ公表サレタルカ又ハ前條約ノ締約國タル乙ガ特ニ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ、乙ガ何等ノ異議ヲ提出セザリシトキハ、乙ハ假令此際ノ沈黙ノミニ依リテ後條約ト實質上抵觸スル前條約上ノ權利ヲ拋棄シタト認メ得ヌトスルモ、前條約上ノ權利ヲ強テ主張セザルノ態度ヲ執ルモノト認メテ差支ナキ場合ガ存スベキデアアル、故ニ實質上相抵觸スル甲乙間若クハ甲丙丁間ノ條約ノ效力ニツキ、許多ノ學者ノ唱フル如ク（註二及註三參照）、一律ニ後條約ガ抵觸ノ効ニ於テ初ヨリ無効ナリトシ、又ハ實施上前條約ニ依リ優先サレルト爲スノ法律上ノ規則ヲ定ムルコトハ、立法論トシテモ、遽ニ贊同シ得ナイ所デアアル。

（日本標準規格 B5）

外務省

立法論トシテハ種々ノ場合ヲ區別シテ考量スルノ必要アルベク考ヘ、而シテ現存國際法規トシテハ、實質上抵觸スル甲乙間ノ條約及甲丙間又ハ甲丙丁間ノ條約ニツキ、共通締約國タル甲國ニ於テ、後ノ條約ヲ締結シタルコトニツキ又ハ結ヘル條約ガ他ノ條約ト實質上抵觸スルガ爲メニ履行ガ爲サレザリシコトニツキ、時ニ乙國ニ對シ、又時ニ丙國ニ對シテ、賠償又ハ其他ノ責任ヲ負フコトガ生シ得ベキデアアルガ、前ノ甲乙間ノ條約ガ、該條約ノ關係ニ於テ第三國タル丙ニ效力ヲ及ボシ、甲乙間ノ條約ノ效力ノ結果トシテ、甲乙間ノ條約ト抵觸スル甲丙間ノ條約ノ部分ガ無効トナリ又ハ甲丙間ノ條約ノ實施力ガ法律上甲乙間ノ條約ノ實施力ニ依リ優先セララルト言フ如キユトヲ認メ難イデアアル（註九）。

（註九）註六中ニ述ベタブライアン・シャモロ條約事件ニ關係スル中央亞米利加司法裁判所ノ判決ニ於テモ、前ノ條約ト實質上抵觸スル後ノ條約ノ締結ニ關シテニカラダアノ責任ヲ認メ

（日本標準規格 B5）

外務省

B-0062

0274

極秘

一部局長
提出書

並

5-2

日獨伊三國條約、日蘇中立條約ト日米日蘇
關係ニ關スル件 昭一六六・一〇條ニ

一 日獨伊三國條約ニ關スル樞密院會議ノ際ノ説明振
イ、本條約第三條ニ所謂攻撃アリヤ否ヤハ交換文書ニ明記セラレ
居ル通三締約國間ノ協議ニ依リ決定セラルベキモノニシテ協議
ノ結果攻撃アリト決定スレバ自動的ニ共同シテ戦ハサルベカラ
サルモノトス但シ何時如何ナル方法ニ依リ援助スベキヤハ締約
國ガ各自主的ニ決定スベキモノトス

ロ、米國ノ現ニ採レル措置ガ攻撃トナルヤ否ヤハ其ノ時ノ狀態ニ
依リ判斷スルノ外ナシ交渉ニ當リ獨逸側ハ第三條ノ字句トシテ
「公然又ハ陰密ニ攻撃セラレタルトキ」ヲ用フベキコトヲ主張
シタルガ我方ハ陰密ニ攻撃スルトハ例ヘバ米國ガ英國ニ驅逐艦
ヲ讓渡スルガ如キコトヲモ含ム慮アルニ依リ之ニ反對シタルガ
其ノ際獨逸側ハ右字句ハ寧ロ日本側ノ利益ノ爲ニ挿入スルモノニ

大

外務省

(日本標準規格B5)

タカ、ブライアン・シヤモル條約其モノ効力ハ別問題ナルヲ
認め、合衆國ガ中米亞米利加司法裁判所ノ管轄ノ外ニ立ツコ
トヲ理由トシテ之ニ關シテ裁判所トシテ決定スル所ガナカツ
タノデアアル。

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0275

シテ例ヘバ米國艦隊ガ新嘉坡ニ入港セリト謂フガ如キ場合ハ陸
密ニ攻撃セルモノト見ルベク驅逐艦讓渡ノ如キハ之ニ該當セス
ト説明セリ

ハ、第五條ノ規定ハ本條約ガ蘇聯ニ對スルモノニハ非サル事ヲ規
定セルモノナリ蘇聯ハ獨伊對英佛ノ戰爭ニ參加シ居ラザル建前
ナルヲ以テ或ハ第三條ノ所謂「一國」ニ相當スルニ非スヤトノ
疑惑ヲ生スル虞アリ旁々日獨伊ガ世界新秩序ヲ建設スルニ當リ
蘇聯ヲ敵トスルノ懸念ナキ事ヲ明ニシ特ニ波蘭ニ關スル等ノ歐
洲ニ於ケル現在ノ取扱、見解又ハ或種ノ事態等獨蘇兩國間ニ現
存スル事實ニ些モ影響スル所ナキ事ヲ明示シ以テ蘇聯ニ安心ヲ
與ヘ之ニ依リ米蘇ノ接近ヲ除クノ目的ニ資セントスルノ趣旨ナ
リ

外務省

(日本標準規格B5)

ニ日蘇中立條約ニ關スル樞密院會議ノ際ノ説明振

イ、本條約ト三國條約トノ關係ニ付テハ獨伊兩國首腦部ハ諒解濟
ニシテ何等問題ナシ

ロ、萬一獨蘇ガ衝突スル場合我國ト中立ヲ守ラザルベカラザルヤ
ノ問題生ズベキ處右ハ日蘇衝突ノ場合ノ獨逸ノ立場ト「イーツ
ン」ニシテ現實ノ問題トナリタル際條約ヲ如何ニ運用スベキヤ
ノ問題トナルベシ只我國トシテハ三國條約ヲ無視スルガ如キ行
動ニハ出デザルベク此ノ點ニ付テハ最初ヨリ蘇側ニ對シ本條約
ノ締結ハ三國條約ヲ前提トスルモノナルコトヲ説明シアリ

ハ、三國條約第五條ハ締約國ト蘇聯トノ關係ニ於テハ三國條約ノ
規定ハ適用ナキ建前ナルコトヲ意味スルモノニシテ從テ中立條
約ノ締結ハ三國條約ニ抵觸スルモノニハ非ズト解シ居レリ
ニ、從來ノ不侵略條約中立條約中「軍事行動ノ對象」ナル字句ヲ
用ヒタルハ蘇土中立條約及獨蘇不侵略條約ナルガ攻撃又ハ侵略

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0276

ノ字句ハ必ズシモ意味明瞭ナラザルニ依リ本字句ヲ用ヒタルモ
ノニシテ相當廣範圍ノ概念ナリ
ホ、三國條約第五條ト中立條約第三條トノ關係ヲ見ルニ獨逸ハ蘇
聯トノ間ニ不可侵條約ヲ有スルヲ以テ日本ガ蘇聯ヨリ攻撃ヲ受
ケタル場合ニモ獨逸ハ蘇聯ヲ攻撃スルコト能ハズ之ニ反シ獨逸
ガ蘇聯ヨリ攻撃ヲ受ケタル場合ニハ日本ハ獨逸ヲ援助スル爲蘇
聯ヲ攻撃セザルベカラザルヲ以テ三國條約ノ規定ハ片務的ナリ
トノ議論モ立テ得ベカラランモ右議論ハ本條約ノ政治的意義ヲ没
却シタルモノニシテ蘇聯ガ獨逸ヲ攻撃スルガ如キ場合ニハ蘇獨
間ニ現存スル政治的狀態ハ重大ナル變革ヲ受クルモノニシテ斯
ル場合ニ日本ノ處スル道ハ本條ノ規定外ナリト謂フベク本條ノ
趣旨ハ差當リ本條約ガ蘇聯ヲ目標トシ居ラザルコトヲ明示セル
モノナリ
ハ、萬一獨蘇間ニ戰爭發生セバ獨蘇不侵略條約ニモ反シ又日蘇中

〔日本標準規格 B5〕

立條約ノ締結目的ニモ矛盾ス然レドモ帝國トシテハ斯ル場合ニ
ハ獨逸トノ間ニ十分意思ノ疏通ヲ計リツツ善處スル方針ナリ獨
逸側ニ於テハ斯ル場合帝國ノ援助ハ不必要ナリト述ベ居ルモ帝
國トシテハ其ノ時ト場合ニ應ジ獨自ノ見解ヲ以テ事ヲ決シタキ
所存ナリ「リッペントロップ」ノ言ニ依レバ日蘇戰爭ノ場合ニ
ハ獨逸ハ絕對ニ蘇聯ノ背後ヲ衝クベキ趣ナリ

〔日本標準規格 B5〕

立博士所説

イ、三國條約第三條ハ實際上現ニ國際法上ノ戰爭狀態ニモ事實上ノ戰爭狀態ニモ在ラサル米國及蘇聯ヲ目標トセルモノト思惟ス歐洲戰爭ノ關係タルト日支紛争ノ關係タルトヲ問ハス之等ノ國カ三國條約締約國ノ一タル我國又ハ獨逸ニ對シ攻撃ヲ行ヒ事實上ノ戰爭狀態存立スルニ至ルトキハ假令之等ノ國カ國際法上ノ戰爭狀態ニ立ツニ至ラサルモ第三條ノ定ムル援助義務カ三國條約ノ他ノ締約國ニ對シ發生スルモノト認ムヘキナリ三國條約ハ援助義務發生ノ場合ヲ締約國ノ一カ第三國ニ依リ攻撃セラレタル場合ニ限定シ居ルヲ以テ締約國ノ第三國攻撃ニ依リ生シタル事實上又ハ國際法上ノ戰爭狀態ノ場合ニハ援助義務ノ發生ヲ見サル事勿論ナリ

ロ、三國條約第五條ハ獨蘇間不侵略條約第四條ト關係アリ但シ三國條約第五條ハ三國條約締約國間ニ付テノミノ規定ニシテ該條

外務省

(日本標準規格 B6)

約上ノ第三國タル蘇聯ニ對シ何等ノ義務ヲ負フ次第ニハ非ス該條ノ意義ハ法律上ニ在ルト謂フヨリモ寧ロ政治上ニ在ルモノト認ムヘキモノニシテ三國條約第五條ハ三國條約締約國ノ各ト蘇聯トノ間ノ三國條約ノ條項ソノモノニ基カサル將來ノ政治的狀態ハ變更ヲ阻止スルノ趣旨ヲ有セス又同條ノ存在ハ同條約第三條ノ援助義務發生條件ニ變更ヲ加フルコトナキモノトス從テ三國條約第五條ノ規定ニ不拘蘇聯カ我國又ハ獨逸ニ對シ攻撃ヲ加ヘタル場合ニハ獨逸若ハ伊太利又ハ我國若ハ伊太利ト第三條ノ定ムル援助義務ヲ免レサルモノトス

ハ、獨蘇不侵略條約第二條ハ日蘇中立條約第二條ト全然趣旨ヲ同クス

ニ、三國條約第三條ト獨蘇不侵略條約又ハ日蘇中立條約トノ間ニ存シ得ヘキ矛盾ニ關シ後ニ締結セラレタル條約ハ前ニ締結セラレタル條約ト矛盾スル限り無効ナリトスル國際法ノ原則存スト

外務省

(日本標準規格 B6)

B-0062

0278

ノ學說アルモ右ハ學說上唱ヘラルルニ止リ未タ國際慣習法ノ原則トシテ成立スルニ至リ居ラス或場合ニハ或國ハ一定ノ目的ヲ達スル爲ニ政治上ノ利益トシテ故ラニスル矛盾ヲ生セシムルコトナキニ非ス日蘇中立條約第二條ハ米國カ獨逸ヲ攻撃シタル場合三國條約ニ依リ日本カ獨逸ヲ援助スルニ當リ蘇聯ノ中立ヲ確ムル目的ノ點ヨリ見レハ利益アルモノトス

ホ、三國條約ニ依ル援助義務發生ノ條件タル攻撃ハ挑發スル事ナクシテ攻撃ヲ受ケタル場合ニ限ラス一切ノ場合ヲ包含ス又右攻撃ナル語ハ不戰條約ノ締結以來大体侵略ナル語ト同意義ニ用ヒラルルニ至リ其ノ結果三國條約ノ攻撃ナル語モ侵略ノ意義ヲ定ムル條約ノ規定ニ大体則リ得ルモノトス中立國ノ行フ中立義務違反ノ行爲カ交戰國ノ一方ニ對スル攻撃ト稱スルヲ得ルニ至ル事ハ右侵略ノ定義ニ關スル條約中ニ列舉セラレタル行爲ノ行ハルル場合以外ハ極メテ稀ナリト謂フヘン即チ中立國ニ依ル軍事

(日本標準規格B5)

外務省

上ノ基地ノ提供、軍艦航空機其ノ他ノ兵器ノ供給、哨戒及中立國軍艦ニ依ル交戰國商船ノ護送ノ如キハ重大ナル中立義務違反行爲ナルモ未タ攻撃ヲ以テ目スル事ヲ得ス

ヘ、攻撃ハ概シテ開戰宣言ヲ發シ又ハ強力的行爲ヲ先ツ行ヘル國カ之ヲ行ヘリト認ムヘキモノナレトモ對手國ノ攻撃ヲ受ケタルノ形勢切迫シ自衛ノ必要上止ムヲ得スシテ對手國ノ攻撃ノ機先ヲ制スル爲先ツ強力的行爲ヲ開始シタル場合ニ之ヲ同盟條約上ノ援助義務發生ノ條件タルヘキ攻撃行ハレタルモノト見ルヘキヤ否ヤハ疑問ナリ

ト、一定ノ行爲カ條約ニ所謂攻撃ヲ組成スルヤ否ヤハ普通ノ場合ニハ客觀的標準ニ依リ決定セラルヘク或國カ認定權ヲ專有シ主觀的標準ニ依リ決スル事ハ不可能ナリ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0279

一六、八三〇
る長に提ち
セハミール

條

右方針

三國條約ト獨伊友好同盟條約トノ比較

(昭、一六、八、二九條二)

一 條約ノ精神

三國條約ハ万邦ヲシテ各其ノ所ヲ得シメ且大東亞及歐洲ニ於ケル當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ舉グルニ必要ナル新秩序ヲ建設維持シ以テ恆久平和ヲ計ランカ爲相互ニ提携協力シ更ニ右ト目的ヲ同シクスル諸國ト協力セントスルヲ本旨トス

獨伊條約ハ兩國間ニ現存スル緊密ナル友好連帶關係ヲ強固ナラシメ兩國ノ利益促進及歐洲平和確保ニ關スル兩國ノ一致セル政策ヲ再確認シ兩國ノ生存圈ノ確保及平和維持ノ爲ノ將來ノ協力ヲ約シ且歐洲文化ノ基礎ヲ確保セントスルヲ主眼トス

二 條約ノ目的

三國條約ハ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關スル獨伊ノ指導的地位及大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關スル日本ノ指導的地位ヲ承認尊重

(日本標準規格B5)

外務省

シ且右方針ニ基ク努力ニ付相互協力スヘキコトヲ目的トス(第一條、第二條、第三條前段)

獨伊條約ハ兩國ノ共同利益又ハ歐洲全般ノ情勢ニ關スル凡有問題ニ付常時連絡シテ諒解ヲ遂ゲ且兩國ノ共同利益カ脅威セラレタル場合ニ於テハ右利益擁護ノ爲執ルヘキ措置ニ付即時協議シ又締約國ノ一方ノ安全ソノ他ノ重大利益カ脅威セラレタル場合ニ於テハ右脅威ヲ排除スル爲同國ニ對シ完全ナル政治的外交的支持ヲ與フルヲ以テ目的トス(第一條、第二條)

(三國條約カ新秩序建設ニ關スル指導的地位ヲ相互ニ承認シ居ルニ對シ獨伊條約第二條ニハ此ノ種現狀確認ノ規定ナキモ同條約ノ前文ヲ併セ考フルトキハ此ノ點ニ關シ兩條約間ニ差異ナキモノト謂フヘシ)

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0280

三國條約ニ依ル援助義務ノ性質

三國條約ハ締約國ノ一方

(1) 現ニ歐洲戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一國
(2) ニ依テ攻撃セラレタルトキハ

三國ハ

(3) 凡有政治的經濟的及軍事的方法ニ依リ

(4) 相互ニ援助スヘキコトヲ

締約シ居ル第三條ニ對シ獨伊條約ハ
獨伊條約ハ

(イ) 兩國ノ共同利益カ脅威セラレタル場合ニ於テハ右利益擁護ノ
爲執ルヘキ措置ニ付即時協議シ

(ロ) 締約國ノ一方ノ安全ソノ他ノ重大利益カ脅威セラレタル場合

ニ於テハ右脅威ヲ排除スル爲同國ニ對シ完全ナル政治的外交
的支持ヲ與ヘ

(ハ) 締約國ノ一方カ

(日本標準規格B5)

外務省

(1) 他ノ一國又ハ二國以上ノ第三國トノ
(2) 武力的紛争ニ陷ルニ至リタル場合ニ於テハ
他方締約國ハ直ニ

(3) 右締約國ノ同盟國トシテ之ニ味方シ且陸海空軍ノ全兵力ヲ

以テ

(4) 之ヲ支持スヘキコトヲ

約シ居レリ(第二條、第三條)

(援助義務ニ關スル兩條約ノ相違點左ノ通

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0281

(一) 獨伊條約カ兩國ノ共同利益又ハ安全ソノ他ノ重大利益カ脅威セラレタル場合ト締約國ノ一カ第三國トノ武力的紛争ニ陷ルニ至レル場合トヲ分チ居ルニ對シ三國條約ハ斯ル區別ヲ爲其第三國ニ依リ攻撃セラレタル場合ノミヲ規定シ居レリ從ツテ三國條約ニ依ル援助義務ハ獨伊條約ノソレニ比シ範圍狹シト謂フヘシ

(二) 獨伊條約ハ締約國ノ一カ外部ヨリ脅威セラレタルニ付共同利益カ脅威セラレタル場合ト安全ソノ他ノ重大利益カ脅威セラレタル場合トヲ分チ前者ノ場合ニハ協議義務發生シ後者ノ場合ニハ政治的及外交的支持義務發生ス

三國條約ニ依ル義務ハ援助義務ノミニシテ協議義務ナシ

(三) 援助義務ニ關シ三國條約ハ獨伊條約ニ比シ遙ニ制限的

(日本標準規格B5)

外務省

ナルカ之ヲ解説スレハ次ノ如シ

イ、相手國

獨伊條約カ一國又ハ二國以上ノ第三國ト武力的紛争ニ陷ルニ至レル場合ヲ規定シ居ルニ對シ三國條約ハ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラサル一國ニ依テ攻撃セラレタル場合ノミヲ豫想シ居リ相手國ニ關シ遙ニ制限的ナリ(三國條約第五條ノ規定存スル爲結局米國一國ヲ目標トスル結果トナルヘシ)

ロ、援助發生ノ事由

獨伊條約カ第三國トノ武力的紛争ニ陷ルニ至リタル場合即チ獨伊ノ何レカカ攻撃シタル場合ヲモ含ミ規定シ居ルニ對シ三國條約ハ第三國ニ依リ攻撃セラレタル場合ノミヲ豫見シ居ルヲ以テ三國條約ハ此ノ點ニ於テモ遙ニ範圍狹シ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0282

ハ、攻撃ノ種類

三國條約ハ單ニ第三國ニ依テ攻撃セラレタルトキハ規定シ居リ獨伊條約ノ如ク武力的ノ文字ナキモ此ノ點ニ付テハ兩條約トモ精神ヲ一ニスルモノト謂フヘシ

ニ、援助ノ體容

三國條約カ政治的經濟的及軍事的ニ援助スヘキコトヲ定メ居ルニ對シ獨伊條約ハ同盟國トシテ味方シ全兵カヲ以テ支持スヘキ旨定メ居レリ從テ三國條約ハ援助ノ方法ニ關シ政治的經濟的軍事的ノ何レカノ一又ハ全部ヲ撰擇シ得ル次第ニシテ援助ノ方法ニ付テハ獨伊條約ニ比シ範圍大ナルモ援助ノ方法トシテハ程度弱キモノト謂フヘシ

ホ、援助ノ強度

三國條約ハ援助スヘキ旨又獨伊條約ハ支持スヘキ旨規定シ居リ援助ノ強度トシテハ大差ナカルヘキモ常識的ニ見テ獨伊條約ニ謂フ支持ノ方程度強大ナリト謂フヘシ

外務省

(日本標準規格B5)

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0283

四 平時ニ於ケル協力ノ強化
 獨伊條約ニハ第三條ノ同盟義務ノ履行確保ノ爲平時ニ於テ軍事的
 及戰時經濟的分野ニ於ケル協力ヲ一層強化シ且同條約ノ施行ニ必
 要ナル措置ニ付常時諒解ヲ遂クヘキ旨ノ規定（第四條第一項、第
 二項）存スルモ三國條約ニハ此種規定存セス

五 委員會ノ組織
 三國條約（第四條）獨伊條約（第四條第三項）トモ常設委員會ノ
 設置ヲ規定ス

六 對蘇條項
 三國條約第五條ハ同條約カ三締約國ノ各ト蘇聯邦トノ間ニ現在ス
 ル政治的狀態ニ何等ノ影響ヲモ及ササルモノナルコトヲ定メ居ル
 處右ハ獨蘇不侵略條約ノ存在セル結果挿入セラレタル規定ニシテ
 獨蘇不侵略條約ノ締結前ニ締結セラレタル獨伊條約ニハ此ノ趣旨
 ノ規定ナシ

(日本標準規格B5)

外務省

七 單獨休戰講和ノ禁止
 獨伊條約第五條ハ兩國共同シテ遂行スル戰爭ノ場合ニ於ケル單獨
 休戰及講和ヲ禁止シ居ルモ三國條約ニハ此ノ趣旨ノ規定ナシ

八 友邦國トノ共同關係ノ維持發展
 本件ニ關スル獨伊條約第六條ニ相當スル規定ハ三國條約ニハ存セ
 ス

以上

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0284

一六七〇九條ニ課女

獨蘇開戦ニ伴フ三國條約ト中立條約トノ關係
ニ付テノ考察

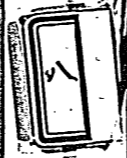
一 三國條約ノ締結ニ當リ我國ハ第五條ノ規定存スルヲ以テ第三條ノ
援助義務ハ蘇聯ニ對スル關係ニ於テハ發動スルコトナキモノト瞭
解シ又蘇聯ハ第五條ニ所謂「現存スル政治的状態」トハ獨蘇間不
侵略條約ニ依リ招來セラレタル状態ヲ豫見シ居リタル次第ナルヲ
以テ三國條約第三條ノ援助義務ハ蘇聯ニ對スル關係ニ於テハ日獨
共ニ負擔シ居ラザリシモノナリ

二 從テ中立條約ノ締結ハ毫モ三國條約ノ存在ト牴觸セズ只蘇聯ニ對
スル關係ニ於テ日本ヲ獨逸ト同様ノ地位ニ置クコトヲ明文上明ニ
シタルニ過キササルモノトス、此ノ解釋ハ當時獨蘇兩國ノ是認シタ
ル所ナリ

三 然ルニ獨蘇開戦ノ結果三國條約第五條ノ規定ハ効力ヲ失フニ至レ
ルヲ以テ同條約第三條ノ應援義務ハ蘇聯ニ對スル關係ニ於テモ發

(日本標準規格B5)

外務省



生セルモノト謂フヘシ

四 他方我國ハ蘇聯ニ對シ中立條約ニ依ル中立義務ヲ負フ
五 從テ獨蘇開戦ノ結果我國ハ相牴觸スル二個ノ政治條約上ノ義務ヲ
負擔スルニ至レハモノト言フヘキ

(日本標準規格B5)

外務省

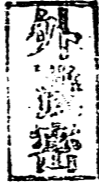
B-0062

0285

六 國際法ノ通説ハ後ニ締結セラレタル條約カ前ニ締結セラレタル條約ト牴觸スル場合ニハ其ノ牴觸スル限度ニ於テ後ノ條約ハ効力ナシト謂フニ在ルヲ以テ此其解釋ニ從ヘハ蘇聯ニ對スル關係ニ於テハ三國條約ニ依ル應援義務ノミカ存シ得ル事トナルヘシ

外務省

日本標準規格B5



三國條約ト日ソノ中立條約トノ關係

一 日獨伊三國條約ハ(一)世界新秩序建設ニ對スル三國ノ緊密ナル協力ト(二)米國參戰ノ牽制トヲ主タル目的トスルト同時ニ「ソ」聯ヲ右政策ニ同調セシメ、以テ日ソノ間友好關係ノ樹立ニ獨逸ガ斡旋ノ勞ヲ執ルコトニ付明確ナル了解アリ、從テ同條約第五條ハ右前提ノ下ニ三國條約ガ「ソ」聯ニ向ケテラレタルモノニ非ザルコトヲ明ニシタルモノナリ。日ソノ中立條約ハ右ノ線ニ沿ヒ締結セラレタルモノト見ルベキナリ。

二 他方三國條約締結當時獨ソノ間ニハ不侵略條約存在シタルモ日ソノ間ニハ斯ル取極ナク、從テ獨ソノ間ニハ一開戦セバ日本ハ獨逸ヲ援助スル片務的義務アルモノト解シ得ラレザルニ非ズ。從テ日ソノ中立條約ハ右ノ缺陷ヲ補ヒタルモノト云フベク此點ヨリ云フモ日ソノ中立條約ハ三國條約ニ牴觸スルモノニ非ズ。

三 然レ乍ラ右三國ノ前提ハ獨ソノ開戦ニ依リ完全ニ覆サルルニ到

條約局長起草

一六七二九

三〇イ

外務省

日本標準規格B5

九

B-0062

0286

レリ。即チ日本ハ三國條約ニ忠實ナラントセバ日「ソ」中立條約
ヲ無視セザルベカラズ。又中立條約ヲ遵守センカ獨逸側ガ假令三
國條約第三條ヲ適用セズトモ同條約ノ精神ニ從ヒ「ソ」聯攻擧ニ
對スル援助ヲ要請シ來ル場合之ニ應ズルヲ得ズ。
四此ノ矛盾ヲ解決スル爲ニハ法理論ハ何等役立タズ。何トナレバ前
記一及二ノ理由消滅シタル今日ニ於テハ二個ノ政治條約ガ完全ニ
效力ヲ保持シツツ獨立シテ併立セル場合ナルヲ以テ今^日ノ國際法
上何レヲ取シトスルカニ付何等ノ基準ヲモ發見シ得ザルガ故ナリ
依テ結局此矛盾ヲ解決スル爲ニハ日本ノ外交方策ノ基準ヲ何レニ
置クカニ依リ政治的解決ニ依ルノ外ナシ即チ
四)日本外交ノ基調ヲ三國條約ニ置ケバ三國條約ハ主ニシテ中立條
約ハ從ナリ。重キニ從テ措置スルハ當然ナリ。
四)若シ又前記一ノ經緯ニ從ヒ日「ソ」友好關係ノ維持ヲ強調スレ
バ中立條約ハ尊重セラレザルベカラズ。

(日本標準規格B5)

外務省

三)二個ノ政治條約ノ何レニモ重キヲ置カズ自主的ニ措置スベシト
ノ論モ立チ得ベク此場合ニ於テハ日本ノ政治的ニ必要ガ何レカ條
約ヲ無視セシムルニ到ル場合ヲ生ズベシ。
三)又前記一及二ノ經緯ニ鑑ミ獨「ソ」戰爭ハ三國條約モ中立條約
モ豫見シ居ラザリシ事蹟ナルヲ以テ同戰爭ニ關スル限り二條約
トモ適用ナシトノ論モ立チ得ベシ。但シ此場合ト雖モ我國外交
ノ基調タル三國條約ノ精神ニ從ヒ行動スルヲ妨グルモノニ非ズ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0287



昭和十二年七月二十三日 侍の向方ニ課長

三國條約ト中立條約トノ關係ニ關スル考察

三國條約第五條ハ同條約ノ規程カ三締約國ノ各ト蘇聯トノ間ニ現存
スル政治的状態ニ何等ノ影響ヲモ及ボスモノニ非サルコトヲ規定シ
居ル處右ハ當時獨蘇兩國間ニ存在シタル不侵略條約ニ基ク状態ヲ目
標トセルモノナル事言フ俟タス然ルニ兩國ノ右關係ハ獨蘇ノ開戦ニ
依リ事實上消滅シタル結果三國條約第五條ハ事實上効力ヲ有セサル
ニ至レルモノト謂フヘシ但シ之カ爲三國條約全体カ消滅セリトノ議
論ハ當ラス從テ日獨間ニ於テハ三國條約第三條ノ定ムル援助義務現
存スルモノト謂ハサルヘカラス從テ今次獨蘇開戦ノ結果我國ニ對シ
三國條約第三條ノ援助義務發生スヘキヤ否ヤ(但シ援助義務ヲ履行
スルヤ否ヤハ別ニ定ムヘキモノナル事勿論トス)ハ同條所定ノ一何
レカノ一國(當面ノ問題トシテハ獨逸)カ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛
争ニ參入シ居ラサル一國(當面ノ問題トシテハ蘇聯)ニ依テ攻撃セ
ラレタリヤ否ヤニ依リ決定セラルヘキモノトス而シテ若シ右解釋

(日本標準規格B5)

外務省

ノ結果ニシテ攻撃アリタリトセンカ中立條約第二條ノ「一方カ一又
ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對象ト爲ル場合ニハ」ナル條件
ハ充サレサル事トナリ我國トシテハ三國條約第五條ニ依リ援助義務
ヲ負フコトト成ルト同時ニ中立條約第二條ノ中立義務ハ發生セサル
モノト謂フヘク又逆ニ獨蘇開戦ハ獨ノ攻撃ニ依リタルモノトセンカ
三國條約第三條ノ援助義務ノ發生ヲ見ス反ツテ中立條約第二條ノ中
立義務ノ發生アルモノト見ルヘキモノトス從テ獨蘇開戦ノ結果我國
ガ援助義務中立義務ノ何レヲ負フヘキカハ一ニ係ツテ獨蘇開戦ガ獨
蘇何レノ攻撃ニ依リ發生シタリヤヲ決定スルニ存スルモノト謂フヘ
シ
前述ノ如キ理由ニ依リ本問題ヲ三國條約ト中立條約トノ文面上ヨリ
結論ヲ抽出スル事ニヨリ解決スル事ハ不可能ニ近ク又如何ナル結論
ヲ出ストスルモ之ニ對スル反對ノ議論ハ必ス成立シ得ヘシ要ハ政策
的ニ我國ノ採ルヘキ方針ヲ決定シ之ヲ前記ノ如キ理論ニヨリ理由付

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0288

クルノ外ナント開フヘシテ本件兩條約ノ解釋ハ勿論我國トシテ
自主的ニ決定シ得ル處ナルカ只右解釋ニ當リ考慮ヲ要スヘキ點左ノ
通り

「三國條約第三條ハ」攻撃セラレタルトキ」ト規定セルニ對シ中立
條約第二條ハ「軍事行動ノ對象ト爲ル場合」ヲ條件ト爲シ居リ後
者ハ前者ニ比シ方法ニ關シ遙ニ限定的ナリ從ツテ當面ノ問題トシ
テ獨カ蘇聯ニ對シ加ヘタル攻撃ハ軍事行動ニ限定セラルヘク之ニ
反シ蘇聯カ獨ニ對シ加ヘタル攻撃ハ單ニ軍事行動ノミニ限ラス他
ノ部門ニ亘ル廣範圍ノ攻撃ニテ可ナルヘシ

ニ今次獨蘇ノ開戦ハ常軌的ニハ獨ノ蘇聯ニ對スル不法軍事行動ニヨ
ルモノトセラレ英米之ヲ支持シ居ル處伊ハ蘇聯ノ對獨攻撃アリト
認メ三國條約ノ規定ニヨリ對蘇開戦ヲ實行セリ而シテ伊ノ主張ヲ
支持スルハ樞軸側小國ノミナルニ對シ英米ノ兩大國カ蘇ト利害ヲ
同ジユスル關係上蘇聯側ノ主張カ有力ナルカ如キ印象ヲ與ヘ居ル虞アリ

外務省

(日本標準規格B5)

附

○三國條約第五條ノ「政治的状態」ニ付テノ考察

三國條約第五條ニ用ヒラレタル「政治的状態」ナル語ハ條約ソノ
他國際約定ニ依リ明ニ設定セラレタル状態ヲ指スモノト解スヘク
然ラサル状態例ヘバ當時ノ日蘇間ニ存シタルカ如キ通常ノ平和状
体ヲ意味セサルモノト謂フヘシ右ハ本條約締結當時ニ於ケル日獨
間ノ協議ノ経緯ニ依リテモ明ニシテ若シ然ラストセハ蘇カ獨ヲ攻
撃シタル場合ニ於テモ日本ノ獨逸援助義務ハ發生セサル事トナル
ヘク三國條約第五條ハ獨蘇開戦後モ日伊^中兩國ニ關シテハ依然有効
ト認メサルヲ得サルヘク伊ノ参戰モ説明シ得サル事トナルヘシ
○中立條約第二條ノ「第三國ヨリノ軍事行動ノ對象トナル場合」ニ
付テノ考察

中立條約第二條ニ用ヒラレタル「第三國ヨリノ軍事行動ノ對象ト
ナル場合」ノ意義ニ關シ右ハ第三國カ軍事^的ニ實力ヲ用ヒテ蘇聯

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0289

ヲ攻撃シ來リタル場合即チ戰時状態ノ開始點ニ付テノミノ場合ヲ
意味スルヤ將又戰時状態ニ入りタル後ノ場合即チ第三國ニ對シ蘇
聯カ攻撃シ其ノ結果第三國カ軍事的ニ實力ヲ以テ反撃シ來リタル
場合ヲモ包含スルヤニ關シ嚴密分ルルコトアルヘカラヤモ前者ニ
限定セラハルモノト解スルヲ妥當トスヘシ斯ク解スルトキハ右字
句ハ見方ニ依レハ三國條約第三條ニ用ヒラレタル「攻撃セラレタ
ルトキ」ニ比シ狭義トモ見ラルヘク又他ノ見方ニ依レハ之ヨリモ
廣義トモ解セラハルヘシ即チ「軍事行動ノ對象トナル」ナル字句ハ
「攻撃セラレタル」ナル字句ニ比シ侵略ノ手段ヲ「軍事行動」ニ
限定シ居ル反面現實ノ「攻撃」存セストモ「攻撃」ノ準備トシテ
ノ「軍事行動」ノ用意（例之動員等ノ如キ）アラハ之ニ該當スル
モノト謂ヒ得ヘシ

(日本標準規格B5)

外務省

外機密

條約局

第二課長



松岡大臣「スメタニン」「ソ」聯大使會談要旨

昭和十六年七月十二日自午後四時至同五時四十五分
於千駄谷大臣私邸

先方 「ザブローチン」二等書記官帶同

當方 加瀬秘書官同席 野口通譯官通譯ス

獨「ソ」戰ト日本ノ對「ソ」態度ニ關スル件

（七月十日「スメタニン」大使ヨリ會見方申出アリ
タルモ大臣ハ翌十一日午後二時ニ會ヘルヘキ旨並ニ
急用ナラハ次官ト會見セラレ度キ旨回答セルニ問題
重要ナレハ直接大臣ニ申上度シト申越セリ、七月十
一日大臣ハ病氣ニテ會談出來ス十二日ニ至リ先方ハ
已ムヲ得ザレハ次官ト御會ヒン度シト申出テ同日一
時會見ノ打合せ出來タルモ急ニ之ヲ變更シ午後四時

(日本標準規格B5)

外務省



B-0062

0290

ヨリ大臣自ヲ私邸ニ於テ「ス」大使ヲ引見スルコト
トセラル

「スメタニン」大使 御病氣中ヲ押シテ御會ヒ下サレ感謝ニ堪ヘス
實ハ先般來大臣閣下カ英米大使等ニ一日「ソ」中立條約ハ法律
的效力ヲ有セス日本ハ之ヲ履行スルノ義務ナシト申サレタル
由ニテ自分ハ最近ハ之ニ付「クレイギー」大使ヨリ聞及ヒタル
カ誠ニ意外ノ感ニ打タレタリ依テ其ノ眞否ヲ直接伺ヒ度ク早速
御會ヒ下サル様御願ヒシタル次第ナルカ本日迄其ノ機ヲ得ザリ
シハ遺憾ナリ

自分竝ニ「ソ」政府ハ日「ソ」中立條約ハ條文コソ短カケレ其
ノ規定スルトコロハ明確ニシテ兩國ノ負擔セル義務ニハ何等例

外務省

（日本標準規格B5）

外オキ譯ナリ

大臣 正シク其ノ通りニシテ自分ハ「クレイギー」大使ニ對シ現
戰爭ニハ中立條約ハ適用ナシト言ヘリ之ニ對スル自分ノ態度ハ
當初ヨリ一貫シテ居リ「スターリン」「モロトフ」モヨク了解
シ居ル筈ナリ

「ス」大使 「ソ」政府ニ於テハ日本カ中立條約ヲ侵ストセハ夫ハ
何等根據ナキコトニシテ且怪シカラヌコトナリト考ヘ居レリ
自分ハ「クレイギー」大使ヨリ閣下ノ談ナルモノヲ聞キ驚愕シ
タル次第ナルカ先ツ政府ニ報告スルニ先チ大臣閣下ノ御説明ヲ
得テ確メ度シト考フ

大臣 貴使ハ意外ナリト言ヘルモ自分ニトリテハ貴使ノ言ハ一

外務省

（日本標準規格B5）

B-0062

0291

層意外ナリ自分ハ獨「ソ」戰開始直後ノ貴使トノ會談ノ内容ノ
要點ト七月二日ノ口頭陳述ノ大略ヲ話シタル迄ニテ日本ノ立場
ハ右兩度ノ會見ニ於テ自分ノ述ヘタルトコロト何等喰ヒ違ヒナ
シ自分ハ又「グルー」大使ニ對シテモ自分自身ノ意向トシテハ
只今ノトコロ日本ハ中立條約ニモ亦三國同盟ニモ拘束サレヌ日
本獨自ノ政策ニ依リ現下ノ政局ニ處シ行クヲモリナリ只幾度モ
述ヘタル通り三國同盟ハ我カ國外交ノ基調ナレハ日本トシテハ
其ノ目的及精神ハ守ル必要アリ之ニ付テハ既ニ前二回ノ會談ニ
於テ貴大使ニモ御話シセリ「ソ」獨戰争ノ如キハ中立條約交渉
當時互ニ豫想セサリシトコロニシテ「スターリン」、「モロト
フ」兩氏モ全ク之ヲ考慮ニ入レ居ラレザリシコトハ明瞭ナリ此ノ

外務省

(日本標準規格B5)

點ニ付テハ自分ハ「モスコ」ヨリ歸着後直ニ政府ニモ報告シ、
又四月二十二日ノ國民ニ對スル挨拶ニ於テモ明瞭ニ述ヘアリ之
ニ付テハ既ニ貴使ヨリ貴國政府ニ御報告済ト考ヘタル處今日
迄貴方ヨリ何等苦情ノ申出モナカリシヲ以テ自分トシテハ「ス
」モ」兩氏ト自分トノ話ニ誤解ナカリシヲ欣快ナリト考ヘ居タ
ル次第ナリ
「ス」大使 自分ハ英大使位ニ米大使館員ヨリ聞込メル貴大臣ノ御
話ナルモノカ眞實ナリヤ否ヲ「ハフキリ」何ヒ度シ
大臣 自分ハ日「ソ」中立條約ハ現戰争ニハ適用ナキモノナリト
考フ此ノ點ニ付テハ「ス」「モ」兩氏ニ於テモ當時誤解ナカリ
シ譯ニテ日本カ外交ノ基調タル三國同盟ニ牴觸スルカ如キ約束

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0292

ラセハ「ダブルクローズ」スルコトナルヘシ

「ス」大使 前二回ノ會談ニ於テ閣下ハ、中立、同盟兩條約共互ニ
獨立シ影響スルトコロナシト言ハレタルカ本日ハ「日本ハ其ノ
何レニモ拘束サレル」ト言ハレタリ右ニハ如何ナル差異アリヤ
誤解ナキ様御説明アリ度シ

大 臣 何等喰ヒ違ヒナシ二十四日會談ノ記録モアレハ之ヲ御見セ
スルモヨシ併シテ二十四日ノ會談ニテヨク了解済ト思ハレタル
ニ付七月二日ノ口頭陳述ニバワザト中立條約ニ觸レサリシ次第
ナリ

今茲ニ講論スルモ限リナカルヘク要ハ現下ノ局面ニ直面シ實際
問題トシテ之ヲ如何ニ處理スヘキカニ在リ

外務省

(日本標準規格B5)

獨逸人ハ法律的ナルカ三國同盟條約ノ如キ日本ニ參戰ノ義務ア
リトモ解釋セラレサルニアラサルヘキモ獨逸ハ未タニ之ヲ求ム
ルコトナク、又將來モ求ムルコトナシト自分ハ考ヘ居ル次第ナ
リ故ニ貴國ニ對シテモ對英米關係等ニ付細心ノ注意ヲ爲シ日本
ヲシテ七月二日自分ノ述ヘタルカ如キ政策ヲ遂行スルコトヲ容
易ナラシムル様協力アランコトヲ希望ス

實ハ新聞ノ報スルトコロニ依レハ「ソ」政府ハ「カムチヤトカ」
等ニ於テ米國ニ軍事基地ヲ與フル交渉ヲ爲シ居ル趣ニテ又別ノ
機密ノ報道ニ依レハ英國ノ將校連カ西伯利ヘ派遣セラレルトカ
傳ヘラレ居リ斯カル報道ハ我方ヲ刺戟シテ誠ニ困ツタモノナリ
「ス」大使 前回閣下ハ自分ニ對シ風説ニ耳ヲ藉ササル様勸告セラ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0293

レタルカ閣下ニ於カレテモ斯カル報道ヲ信セス公ノ報道ニ依ラ
レンコトヲ希望ス

大臣 カカルコトニ付テハ打消サルレハ打消ス丈ケ我國民ハ猜疑
ノ念ヲ深クス又之ニハ多少ノ眞實性モアルナラン

「ス」大使 率直ニ問ハン、中立條約ハ效力ヲ有スルヤ又本日日本
政府ハ三國同盟ニモ中立條約ニモ拘束セラレサル政策ト言ハレ
タルハ此ノ二ツノ條約ヲ破棄スルコトヲ意味スルヤ

大臣 兩條約共ニ有效ナリ只目下ノトコロ今大戦争ニ關スル限り
中立條約ハ適用セラレスト言フニ在リ英米大使ニ話シタルトコ
ロハ簡單ニテ貴使トノ話以上ニ出ツル筈ナシ本日述ヘタルトコ
ロハ重要ナレハ祕書官ヲシテ書キ止メシメ爲念送付スヘシ

外務省

(日本標準規格B5)

(以上)

(七月十三日夜野口通譯官ヨリ「ザブローヂン」書記官ニ對シ
別添書物及四月二十二日ノ談話ヲ収録セル松岡大臣演說集一部
ヲ交付ス)

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0294

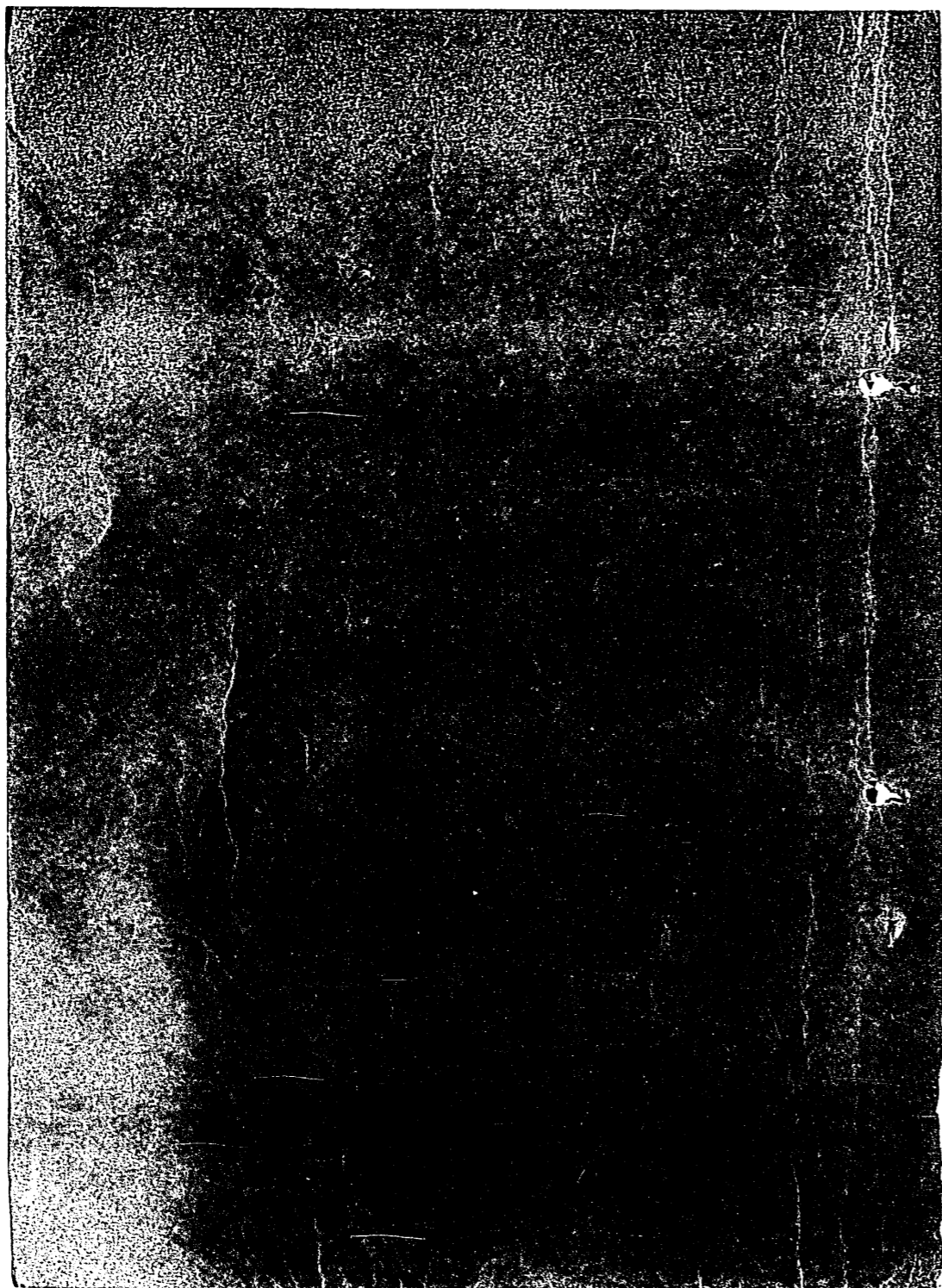
「日ソ」中立條約ハ本條約締結當時ノ事情ニ鑑ミ獨「ソ」戦争ニ
ハ適用ナキモ勿論有效ナリ即チ日本ハ三國同盟ノ目的及精神ヲ最
重スヘク其範圍内ニ於テ之ト抵觸セサル限り有效ナリトノ謂ナリ
又「ソ」聯カ我同盟國以外ノ國ト戦争スル際ハ無條件ニ有效ナリ
ニ獨蘇戦争ニ關シ今日迄ノ所獨伊執レヨリモ三國條約ニ基キ日本ノ
参戦ヲ要求シ來リ居ラス本大臣限りノ豫想トシテ將來モ同條約ニ
依リ参加ノ申入ヲナシ來ラスト想フ
ニ要之本戦争ニ關スル限り現在ハ日本ハ日「ソ」中立條約ニモ日獨
伊三國條約ニモ拘束セラレス自由ノ立場ニ於テ獨自ノ政策ヲ決定
シ得ル立場ニアリト本大臣ハ信スルモノナリ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0295



B-0062

0296

佐藤

米國ノ商船武装ニ關スル件

昭和十六年十月十一日 條約局第二課

米國中立法第六節ハ大統領ガ第一節「イ」ノ權限ニ基キ參加國名ヲ揭ゲタル戰爭狀態存在ノ布告ヲ發シタル時ハ「爾後右布告ノ取消サルル迄ハ外國トノ通商ニ從事スル亞米利加船舶ノ武装ハ右船舶用ノ小型武器及彈藥ニシテ大統領ガ該船舶内規律維持ノ爲必要ト思料シ且公ニ指定スル事アルベキモノノ外不法タルベキコト」ヲ規定ス

(日本標準規格B5)

國際法上ニ於ケル商船ノ武装ハ之ヲ交戰國商船ノ武装ト中立國商船ノ武装ニ區別シテ考慮スル要アリ

而シテ交戰國商船タルト中立國商船タルトヲ問ハズ右兩商船ノ武装ニ通ズル一般原則ハ其ノ武装ヲ攻撃的目的ノ爲ニ爲スコトヲ得ザルコト是ナリ右ハ中立國商船ニ付テハ議論ノ余地ナシ交戰國商船ニ付テハ右商船ハ交戰國ノ正規ノ戰力中ニ編入セラレ居ルモノニ非ザルガ故ニ右商船ガ積極的ニ攻撃スルトセバ陸戰ニ於ケル非戰鬥員ノ敵對行爲ト同様戰時重罪ヲ構成シ船員ハ俘虜ノ待遇ヲ受クルコトナク戰時重罪人トシテ處罰セラルルモノナリ斯クテ交戰國商船ト雖モ攻撃的目的ノ爲ニ武装スルコトヲ得ザルモノトス從テ中立國及交戰國商船ニシテ是等ガ武装スルコトヲ得ベシトセバ右ハ一ニ防禦的目的ノ爲ニ即チ自衛ノ爲ニ武装シ得ルヤ否ヤノ點ナリトス

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0297

(4) 交戦國商船ノ武装

(1) 一方交戦國軍艦ガ他方交戦國商船ニ對シ正規ノ手續ヲ採ラズ之ヲ一律ニ攻撃シ撃沈スルトキハ眞ノ自衛權ノ發動トシテ武装スルコトヲ得ベシ

(2) 一方交戦國軍艦ハ他方ノ交戦國商船ニ對シ直ニ攻撃ヲ開始スルコトヲ得ス停船ヲ命ジ臨檢搜索ヲ爲スヲ要ス併シ乍ラ右停船、臨檢、搜索ハ交戦國軍艦ガ嚴密ナル權利トシテ之ヲ行使スルモノニ非ズ唯斯ル措置ヲ採ルノ自由ヲ有スルコトヲ意味ス從テ他方交戦國商船ハ右軍艦ノ停船臨檢搜索ノ措置ヲ甘受スル義務ヲ有セス停船ノ命令ニ對シテハ逃走ヲ企テ臨檢搜索ニ對シテハ抵抗ノ自由ヲ有ス而シテ斯ク逃走抵抗ヲ企テタル交戦國商船ハ戰時犯罪ヲ犯セルモノトシテ處罰セラルルコトトナリ斯ル行爲ヲ爲サザル他ノ交戦國商船ト異ル措置ヲ受クルモノニ非ズ

斯クテ交戦國軍艦ノ停船臨檢搜索ノ措置ハ敵對行爲ト看做コト

外務省

(日本標準規格B5)

ヲ得ベク斯ル敵對行爲ニ對スル逃走抵抗ハ正當ナル自衛ノ措置ニシテ、但シ嚴密ナル意味ニ於ケル自衛權ノ行使ニ非ズ自衛權ノ發動ニハ相手方ノ違法アルコトヲ要スル處交戦國ノ停船臨檢搜索ノ措置ハ違法ニ非ズ、右措置ノ爲ニ防禦的ニ武装スルコトハ適法ナリトセラル

本國ハ第一次歐洲戰爭ニ際シ一九一四年九月十九日武装商船取締規則ヲ發シ交戦國商船ハ單ニ防衛ノ爲ニ兵器彈藥ヲ積載スルモ其ノ自國港内ニ於テ軍艦トシテ取扱ハルルコトナントシ左ノ場合ハ防衛ノ爲ニ武装セル船ト看做サルヲ爲セリ

- 一 大砲ノ口径ガ六吋ヲ超エザルコト
- 一 大砲及小武器ノ數少キコト
- 一 大砲ガ船首ニ据附ケテナキコト
- 一 彈藥ノ分量少キコト
- 一 船舶ガ普通ノ船員ニ依リ乘組マレ役員ガ宣戰前ト同一人ナ

外務省

(日本標準規格B5)

ルコト

六 船舶ガ其ノ普通ノ航路ニ當ル港津又ハ宣戰前從事セルト同
 様ノ航海ヲ横行スルノ目的ヲ示スベキ港津ヲ目的トシ現
 ニ之ニ向テ出航スルコト

七 船舶ガ其ノ到達港ニ運スル爲必要ナル程度ヲ超エザルカ又
 ハ宣戰前航海ノ爲積込ムヲ常トセルト實質上同量ナル燃料
 及需品ヲ積込ムコト

八 船舶ノ販貨ガ敵ニ對スル行動ニ於テ軍艦ガ使用スルニ適セ
 ザル商品ヨリ成ルコト

九 船舶ガ全體トシテ其ノ國籍ノ屬スル交戰國又ハ其ノ共同作
 戰國ノ陸海軍ニ入ルルニ不適當ナル旅客ヲ輸送シ特ニ旅客
 名簿中ニ婦人小兒ヲ存スルコト

十 船舶ノ速力ガ遅キコト

之ニ對シテ獨逸國政府ハ如何ナル場合ニ於テモ武装商船ハ中

(日本標準規格B5)

外務省

立國港ニ於テ軍艦ト同様ナル待遇ヲ受クベキモノナリトシ實
 際防禦的武装ナルヲ攻撃的武装ナルヲ判斷ノ爲シ得ザルコ
 トヲ強調シ更ニ武装セル敵商船ノ戰闘的活動ハ國際法違反ニ
 シテ本來其ノ船員ハ海賊トシテ取扱ハルルモノニシテ獨逸國
 ガ之ヲ戰闘員トシテ取扱フハ單ニ反對意見ヲ尊重スル爲ナリ
 ト爲セリ

而シテ第一次歐洲戰爭ニ於テハ商船ノ武装ハ英吉利之ヲ率先
 シテ行ヒ又伊太利、佛蘭西モ商船ノ武装ヲ行ヒ何レモ獨逸國
 ノ潜水艦ノ無警告沈没措置ニ對スル自衛權ノ發動ヲ以テセリ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0299

(四) 中立國商船ノ武装

交戦國軍艦ハ中立國商船ニ對シテモ之ニ對シテ直ニ攻撃ヲ行ヒ得ザルハ當然ニシテ敵商船ニ對スルト同様体船臨檢搜索ノ措置ヲ爲スヲ要ス而シテ中立國船ハ敵商船ノ場合ト異リ斯ル交戦國ノ措置ヲ甘受スル義務アルモノナリトス斯ル措置ニ對シテ強カク以テ抵抗スル中立國船ハ沒收セラレ其ノ載貨ハ敵船内ニ在ル載貨ノ受クルト同様ノ處分ヲ受ケ船長又ハ該船ノ所有者ニ屬スル貨物ハ敵貨ト看做サル(倫敦宣言第六十三條)斯クテ中立國商船ハ敵商船ト異リ抵抗ノ自由ヲ有セズ從テ交戦國軍艦ノ臨檢搜索ニ對抗スルコトヲ理由トシテ假令防禦的ナリト雖モ武装ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

元來商船ノ武装ハ海賊ニ對スル爲及ビ捕獲特許私船ノ爲行ハレタルモノナル處右海賊ハ跡ヲ絶チ捕獲特許私船モ巴里宣言ニ於テ廢止セラレタル爲及他面商船ハ如何ニ武装セリト雖モ近代の

(日本標準規格B5)

外務省

裝備ヲ有スル軍艦ニハ對抗スルコトヲ得ス斯クテ全ク其ノ跡ヲ絶チタルモノナル處第一次歐洲戰爭ニ於テ水面ニ於ケル防禦力微弱ナル潜水艦ノ發明ニ依リ再ビ商船武装ノ問題ヲ生ズルニ至レリ併乍前記ノ如ク海賊ハ其ノ跡ヲ絶チ捕獲特許私船ハ禁止セラレ而モ又潜水艦モ先^ツ前記交戦國水上艦ト全ク同一ノ規則ニ從フコトヲ要ストセバ中立國商船ノ武装スル理由ハ全クナキモノトナリ若シ武装ストセバ海賊的の行爲其他違法ナル攻撃ノ爲ト推定セラレ又斯ル武装中立船船ニシテ交戦國軍艦ト紛争起リタル時ハ右中立國船船ガ先ツ最初ニ違法ナル攻撃ヲ加ヘタルモノニシテ之ニ對スル交戦國軍艦ハ自衛ノ爲ノ措置ヲ執リタルモノトノ推定ヲ受クルモ亦當然ナリトス

但シ自衛權ノ發動ノ場合ハ別ナリ一方交戦國ガ中立國商船タルト雖戰國商船タルト區別ナク無差別無警告撃沈ヲ開始セルトキハ自衛權ヲ理由トシテ武装スルコトヲ得ベシ

(日本標準規格B5)

外務省

5

米國ハ第一次歐洲戰爭ニ際シ其參戰ノ直前、尙中立國タリシ
 時一九一七年三月自國商船ノ武装ヲ行ヘルガ右ハ同年一月獨
 逸國政府ガ中立國商船タルト交戰國商船タルトヲ問ハズ其ノ
 「交戰區域」ニ侵入スルモノハ之ヲ直ニ無差別無警告ニ擊沈
 スベキコトヲ聲明セルコトニ基キ之ニ對スル自衛權ノ發動ナ
 リト主張セリ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0301

昭和十六年九月十二日條約局第二課

昭和十六年九月十一日米國大統領演説ニ關スル件

米國大統領ハ米國驅逐艦「グーリア」號ト獨逸國潜水艦トノ間ニ發生セル敵對行爲ヲ機會ニ九月十一日演説ヲ爲セリ右演説ニ於テ大統領ハ

(1)「海洋ノ自由」ノ確保ハ米國ノ傳統的國策ニシテ何國ト雖モ陸上ニ於テ戰爭ヲ爲シツツアルノ故ヲ以テ右地域ヨリ遠距離ニアル海上ノ通商ノ自由ヲ脅ス權利ヲ有スルモノニ非ストシ最近屢々發生セル獨逸國潜水艦ニ依ル米國及其ノ他第三國商船ニ對スル攻撃、擊沈ノ事實ヲ擧ゲ「ナチス」獨逸ハ「海洋ノ自由」ヲ廢シ海洋ノ完全ナル統制ト支配ヲ獲得シ斯テ米國ヲ支配シ西半球ヲ支配セント意圖スルモノニシテ米國ハ之ニ對抗シ「海洋ノ自由」爲及諸國家ノ自由且安全ナル通商ノ爲斯ル「ナチス」獨逸ノ攻撃ヲ排除スベキナリト爲セリ

(日本標準規格B5)

十三

外務省

外務省

外務省

(4)米國ガ其ノ食糧及彈藥ヲ「ナチス」獨逸ノ敵國タル英國ニ供給スルハ米國自身ノ防衛ニ必要ナリトシ、大西洋ノ北部ニ於テ「アイスランド」「グリーンランド」「ラブラドル」及「ニューファウンドランド」ヲ圍ル水域ハ右食糧及彈藥ヲ輸送ニ必要ナル水域ナルガ故ニ米國ノ防衛ニ緊要ナル水域ナリト爲セリ但大統領ハ其ノ演説ニ於テ右米國ノ防衛ニ緊要ナル水域ニ付明確ナル區域ヲ掲ゲ居ラズ米國ハ右區域ノ範圍ハ主トシテ獨逸ノ行動ニ依リ決定サルルトシ右範圍ニ付彈力性ヲ與ヘントシキルモノ、如シ從テ特ニ右區域ノ範圍ヲ明確ニ設定シ右ハ之ヲ獨逸國ニ通告スルガ如キハ之ヲ爲サザルモノ、如シ

(5)而シテ右防衛水域内ニ獨伊軍艦ニシテ侵入セバ米國ハ積極的ニ之ヲ攻撃スベク右攻撃ハ米國ノ ACT OF WARニ非ズ蓋シ獨伊軍艦ノ米國防衛水域ニ存在スルコト自身攻撃ナリト爲セリ

右米國大統領ノ演説ノ要旨トスル處ハ「海洋ノ自由」ノ確保ノ外

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0302

米國ノ防衛ニ緊要ナル水域即チ北部大西洋ニ於テハ「アイスランド」「グリーンランド」「ラブラドル」及「ニューファンドラ」ヲ圍ル水域ニ於ケル自衛權ノ發動之ナリ（狹義ノ自衛權ハ現實ノ攻撃ニ對シテ發動スルノミナラス現實ノ攻撃行為ハ存在セザルモ右攻撃ノ明白ナル危険アル場合ニ於テ相手方ノ機先ヲ制シ之ヲ攻撃スルモ亦自衛權ノ發動ニシテ適法ナル行為ナリ）
米國大統領ハ米國ノ防衛水域ニ入ル獨伊兩國軍艦ニ對シ之ヲ攻撃スルハ自衛權ニ基ク攻撃即チ防禦ニシテ戰爭行為ニ非ズトシ右防衛水域ニ侵入スルコト自身、獨伊側ノ攻撃ナリト爲シ居ル處狹義ノ自衛權ハ現實個々ノ場合ニ於ケル攻撃又ハ攻撃ノ危険アルコトヲ要シ斯ク獨伊軍艦ガ一定水域ニ出入ストシテ右出入ハ海洋自由ノ原則ニ基ク適法ナル行為ニシテ米國ガ右水域ヲ自國ノ防衛ニ緊要ナル地域ナリト聲明セリト雖モ右ハ右地域ニ於テハ自衛權ノ發動サルル可能性多キコトヲ意味スル效果アルニ過ギズシテ法律

(日本標準規格B5)

外務省

上特別ノ效力アルニ非ズ從テ獨伊軍艦ニシテ右防衛水域ニ出入スト雖モ右行為自身ヲ以テ一律ニ攻撃ト爲スハ不當ニシテ之ノミニテハ自衛權ヲ發動セシムルヲ得ズ加之前記ノ如ク右防衛水域ノ明確ナル範圍ハ明示サレ居ラズ亦米國トシテモ之ヲ明示スルヲ欲セザルモノノ如シ然ラバ尙更以テ右防衛水域出入ヲ目シ自衛權發動ノ根據トナシ得ザルハ當然ナリトス尙自衛權ハ攻撃ノ明白ナル危険アル場合ニ於テモ發動スト雖モ防衛水域ニ出入スルコト自身ヲ以テ一般的ニ斯ル危険ナリト斷定スルヲ得ズ前記同様個々ノ具體の場合ニ照シ決定スベキナリトス

(日本標準規格B5)

外務省

B-0062

0303

米在郷軍人會ニ於ケル「ノツクス」長官演説
(昭和十六年九月十四日)ニ關スル件

昭和十六年九月十六日 條約局第二課

「米」ノツクス」長官ノ右演説ハ防衛水域ニ關スル十一月一日ノ米大統領演説ヲ敷衍セルモノニシテ右要旨トスル處ハ「米國ヨリ「アイヌランド」近海ニ亘ル海面(防衛水域)ヲ航行中ノ武器貨與法ニ基ク一切ノ貨物輸送船ヲ實力ヲ以テ防衛シ右水域内ニ在ル一切ノ樞軸國軍艦ヲ破壊攻撃スル」點ニアリ

(イ) 武器貨與法ニ基ク一切ノ貨物輸送船「ナルガ故ニ單ニ米國籍ノ船舶ノミナラズ其ノ他中立國々籍ノ船舶ヲモ意味ス

(ロ) 實力ヲ以テ防衛シ一切ノ樞軸國軍艦ヲ攻撃破壊スル」ガ故ニ前記船舶ノ爲防衛水域ヲ哨戒スルノミナラズ右船舶ニ對スル「コンボイ」ヲモ含ム而シテ右水域内ニ於ケル哨戒及「コンボイ」中樞軸國軍艦ニ遭遇セル場合直ニ之ニ攻撃ヲ加フルモ

ノナリトス

(ハ) 斯テ米國軍艦ニ依リ防衛セララル船舶ハ武器貨與法ニ基ク一切ノ船舶即チ中立國籍ノ船舶ニモ及ビ層ル處米國ガ防衛水域中ニ在ル自國籍ノ船舶ノ爲、哨戒或ハ「コンボイ」中ニ於テ樞軸國軍艦ヲ攻撃スルハ「攻撃」ハ相手方ニ在リタリトシテ或ハ自衛權ニ基クヲ得ベキコトアリトスルモ右船舶ガ他國籍ノ船舶(樞軸國ノ敵國タル國籍或ハ中立國籍)タル場合ニ於テモ自己ノ自衛權ヲ主張シ得ルヤ蓋シク疑問ナリト云ハザルベカラズ

ニ「斯テ注意スベキハ「アイヌランド」ニ於テ米ノ防衛水域ト獨ノ交戦區域トガ相交錯スル點ニアリ即チ獨逸國ハ「アイヌランド」ガ英國ニ依リ占領セラレ基地トシテ利用セラレ層ル事實ニ鑑ミ昭和十六年三月其ノ交戦區域ヲ擴大シ「アイヌランド」全島ヲ之ニ含マシメタリ然ルニ米國ハ今般「アイヌランド」ヲ圍ル水域ヲ以テ

外務省

(日本標準規格B5)

外務省

(日本標準規格B5)

B-0062

0304

防衛水域ナリト宣言シ右水域内ニ於ケル實力行使ヲ宣言セリ斯テ
 「アイスランド」ヲ圍リ兩國ノ武力行使開始セララルル危険頗ル多
 キモノト云フコトヲ得ベシ

外
務
省

(日本標準規格B5)

B-0062

0305